

日本経済の力強く持続的な成長に向けた
総合政策集 2014

平成26年5月23日

自由民主党
政務調査会

目 次

はじめに	1
I. 持続的な成長に向けた基盤整備	3
1. 立地競争力強化のための社会環境づくり	4
(1) 制度インフラ等の整備	4
●コーポレート・ガバナンスの強化	
●成長志向の法人税改革	
●「法令外国語訳」の体制充実等による対日投資・国際取引の促進	
●「世界最速・最高品質」の特許審査の実現	
●アジアへの支援を通じた国際金融センターとしての地位確立	
●「サービサー法」の改正による円滑な事業再生の促進	
(2) 良質な社会資本の整備	7
●PPP／PFIの推進による民間投資の誘発	
●多軸型国土の形成の促進	
●世界で最も効率が良いヒト・モノの輸送ネットワークの実現	
●整備新幹線の建設推進	
●リニア中央新幹線（東京～名古屋～大阪）の早期建設	
●首都・東京をはじめとした大都市の再生	
●無電柱化の推進	
●街づくり加速化のための登記所備付地図作成作業の推進	
●地価公示の重要性と継続性の確保について	
●インフラ長寿命化計画	
●「公共施設等総合管理計画」の策定による老朽化対策の推進	
●統一的な基準による地方公会計の整備促進	
(3) 世界最高水準の安全・安心を担保	13
●石油・LPガスのサプライチェーンの維持・強化	
●G空間情報等を活用した緊急消防援助隊オペレーションシステムの高度化	
●消防団を中核とした地域防災力の充実強化	
●「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の活用推進	
●G空間情報×ICTによる災害対策の強化等	
●Jアラートによる緊急情報のリアルタイムでの提供	
●原子力防災対策の充実・強化	
●国内外におけるテロ対策等の強化	
●再犯防止対策の推進	
●死因究明体制の推進	

- 人の健康や生態系に影響を及ぼす環境の改善

2. 絶え間なくイノベーションが起きる国づくり 20

(1) 基本的方向性と既存政策の改革 21

- 『科学技術イノベーション総合戦略』の改訂に向けた取組み
- 「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）」の枠組み改善
- 「革新的研究開発推進プログラム（I m P A C T）」の充実強化
- 科学研究費助成事業など競争的資金の抜本的改革

(2) 研究開発・事業化の基盤強化 24

- 世界最高水準の新たな「研究開発法人制度」の創設
- イノベーション創出に向けた研究開発環境の整備
- 大学・研究機関等における最先端情報ネットワークの基盤強化
- 公共財としての研究基盤の整備・産業界や外部研究者との共用
- スーパーコンピュータ開発・利用の更なる推進
- 大学発ベンチャー創業への橋渡し

3. 「世界最高水準の I C T 社会」の実現 29

(1) I C T による産業振興と雇用の拡大 29

- I C T の活用による農業の生産性向上と高付加価値化
- I C T の活用による医療・介護分野の高度化
- I C T の活用による高度なエネルギーマネジメントの実現
- 無料公衆無線 L A N の整備による訪日外国人の利便性向上
- 「多言語音声翻訳システム」の高度化と実用化
- 4 K ・ 8 K 、スマートテレビ等を支えるインフラ整備と利活用の推進
- I C T 国際展開戦略の強化
- I C T の活用による雇用の拡大：良質なテレワークの普及・活用

(2) I C T による安全な社会づくり 36

- 超低消費電力通信技術を活用した社会資本の維持管理
- 次世代 I T S の確立による交通安全・災害対策の充実
- G 空間情報 × I C T による災害対策の強化等【再掲】
- G 空間情報等を活用した緊急消防援助隊オペレーションシステムの高度化【再掲】
- 「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の活用推進【再掲】
- Jアラートによる緊急情報のリアルタイムでの提供【再掲】

(3) I C T による教育・研究活動の高度化 39

- 大学・研究機関等における最先端情報ネットワークの基盤強化【再掲】
- I C T の活用による多様な教育の実現
- I C T 活用教育推進のための技術基盤整備

(4) I C T による行政の効率化とサービスの向上 41

- 統計調査のオンライン化の推進

- 「統計情報オープンデータ提供事業（仮称）」の推進
 - 行政機関等保有データのオープンデータ化による事業創出環境整備
 - 公共クラウドの構築と地方公共団体保有データの利活用推進
 - 行政手続のオンライン利用の利便性向上
 - ICTの活用による消費者生活相談の利便性向上
 - 政府における電子決裁率の向上
 - 政府情報システム半減の確実な実施
 - 「電気通信事業法」等の制度見直し
- (5) サイバーセキュリティ体制の強化 46

II. 新たな成長エンジンとなる産業分野の育成 48

1. 将来の市場拡大が期待できる戦略的分野 48

- 国際市場規模拡大が予想される産業分野に係る技術開発の促進
- 「宇宙総合戦略」の推進による産業振興
- 防衛生産・技術基盤の維持・育成
- 「航空ビジネス戦略」の推進
- 自動走行システムの開発と環境整備
- 「G空間情報活用推進プロジェクト」の推進
- 多言語音声翻訳システムの高度化と実用化【再掲】
- ナノテクノロジー・材料科学技術の産業化に向けた取組みの強化
- 次世代産業用3Dプリンタ技術の開発
- 不動産投資市場の拡大
- 住宅市場の活性化

2. 資源・エネルギー分野 56

- 約7.5兆円の電力市場開放による地域における新規事業・雇用の創出
- 再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用と省エネの実現による「自立・分散型の低炭素エネルギー社会」の構築
- 再生可能エネルギー・省エネルギーに関連する「国際標準化」の推進
- 「水素社会」の実現に向けた施策の拡充と導入促進に向けた規制緩和
- 高温ガス炉の技術開発と人材育成
- 放射性廃棄物の減容化・有害度低減技術や「核不拡散に関する国際ルール」の構築と国際的研究拠点の設置
- 「海洋総合戦略」の推進
- エネルギー資源の安定的な輸送確保と海洋資源等の開発・利用の推進
- ICTの活用による高度なエネルギーマネジメントの実現【再掲】
- 超低消費電力通信技術を活用した社会資本の維持管理【再掲】
- 廃棄物の適正処理体制の確保と使用済小型電子機器等の循環資源の活用

3. 医療・介護・健康分野 64

- 再生医療等の革新的な医療技術の実用化に向けた研究の強化
- 介護分野における「ロボット利活用技術の開発実証」の推進
- ICTの活用による医療・介護分野の高度化【再掲】
- 「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」の創設
- 健康・予防サービス産業の育成
- 健康増進・予防への取組みを促すためのインセンティブ付与
- 日本発「長寿ブランド」の世界展開
- 医療分野における国際貢献

4. 農林水産業・食品産業分野 70

- 農業の成長産業化
- ICTの活用による農業の生産性向上と高付加価値化【再掲】
- 林業の成長産業化
- 「水産日本」復活の実現
- 美しく活力ある農山漁村づくり

5. オリンピック・パラリンピック開催効果の最大化 76

- オリンピック・パラリンピック東京大会の機会を活用した「日本発イノベーション」の加速と発信
- スポーツの力を通じた競争力強化と世界の発展への貢献
- 「環境オリンピック」の実現と「環境都市東京」の実現
- 「オリンピック憲章」の精神に則った「文化プログラム」の実施
- オリンピック・パラリンピック開催効果の地域への波及

Ⅲ. 拡大する国際市場の成長を取り込む 80

1. 世界最先端の「知財立国」に向けた取組み 81

- 幅広い知的財産支援の実施による海外展開促進
- 「世界最速・最高品質」の特許審査の実現【再掲】
- 知財システムの国際化の推進
- 世界中の知的財産の売買を扱う市場の開設
- 「職務発明制度」の抜本的見直しの前倒し

2. 「クールジャパン戦略」の推進 84

- 音楽産業をモデルとした国際展開のための環境整備の横展開
- 放送コンテンツの海外展開を通じた経済活性化と魅力の発信
- アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化
- ユネスコや国連大学等の国際的取組みを活用した「日本の魅力」の発信

- 「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト」の推進と拡充

3. 「観光立国」に向けた取組みの強化 87

- 査証発給要件の緩和
- 出入国審査の迅速・円滑な実施のための体制整備
- 無料公衆無線LANの整備による観光振興【再掲】
- 国立公園等の優れた自然・景勝地の国際化や新たなツーリズムの発信
- 国内外におけるテロ対策等の強化【再掲】

4. 政府関係機関に求められる積極的な対応 90

(1) 政府関係機関による支援体制の確立と機能強化 90

- 在外公館を通じた「日本の魅力」の発信
- 関係機関連携による専門性と満足度の高い海外展開企業支援
- 新興国戦略の深化とJETROの機能強化
- 「法令外国語訳」の体制充実等による対日投資の促進【再掲】
- 法的リスク対策支援の強化による企業等の海外展開促進
- 開発途上国への法制度整備支援による海外投資環境の改善
- 日本語の普及促進
- 多言語音声翻訳システムの高度化と実用化【再掲】

(2) 外交ツールを駆使した国際市場の獲得 96

- 技術協力・無償資金協力等による中小企業・地方自治体の海外展開支援
- 日本企業のアフリカ進出を促すための市場統合支援
- 「二国間オフセット・クレジット制度」等を活用した環境技術の国際展開
- 日本型郵便インフラシステムの国際展開
- 交通・都市開発インフラシステムの国際展開

IV. 地域の再生なくして、日本の再生なし 100

1. 地域イノベーションの創出 101

- 「新しい希望の東北」実現のための各種事業の推進
- 地域の雇用・所得増大に向けた再生可能エネルギーの導入
- 「地域経済イノベーションサイクル」による全国的な雇用創出
- 大学・研究機関を中心とした地域イノベーションの創出
- 公共クラウドの構築と利活用推進【再掲】
- 「地域の元気創造プラットフォーム」の活用推進

2. 地域力の強化に向けた街づくり・社会基盤づくり 105

- 地方都市の再生：環境負荷が少なく歩いて暮らせる街づくり
- 文化資源を活用した魅力ある街づくり

- 財政的に厳しい地方におけるインフラ老朽化対策、事前防災・減災対策
- 「地方中枢拠点都市圏構想」「定住自立圏構想」など新たな広域連携の推進
- 過疎地域における集落機能の抜本的強化
- 過疎地域、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域の振興と雇用の確保
- 鳥獣被害対策の強化等による自然と共生する地域社会の構築
- 地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化
- 公民館等における地域課題解決の取組み支援

V. 人材力の充実と強化 111

1. 女性が輝く国づくり 111

(1) 働き方の改革 111

- 仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備

(2) 女性の活躍を支える妊娠・出産・育児の環境整備 112

- 安全な妊娠・出産が可能な体制を地域毎に整備・再構築
- 「待機児童解消加速化プラン」の推進
- 「放課後子どもプラン」の更なる充実
- 子供の貧困対策の推進

(3) 女性の能力開発支援の充実 114

- 女性のライフステージに対応した能力開発支援
- 新規就労・キャリアアップ等にも対応できる学び直し支援
- 「女性支援ネットワーク」の形成

(4) 女性リーダーの登用促進 116

- 「2020年30%」の達成に向けた強力な推進体制の構築
- 女性研究者の活躍推進による研究現場改革
- 消費者活動における地域の女性リーダーの育成
- 女性の活躍促進のための「JICAボランティア事業」の戦略的活用
- 建設業における女性や若者等の担い手確保対策

(5) 女性の活躍を支える健康支援・安全対策の強化 118

- 女性の生涯を通じた健康支援の体制整備
- 女性の健康を包括的に支援する政策を推進する法的基盤づくり
- 性暴力や配偶者等からの暴力被害等への対策の充実

2. 生産年齢人口減少の克服 122

(1) 人材不足職種における人材確保と育成対策の総合的な推進 123

- 「ものづくり人材確保・育成集中プロジェクト」の推進
- 建設業における女性や若者等の担い手確保対策【再掲】
- 経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ拡大
- 矯正施設における人材不足職種に係る職業訓練の実施

(2) 多様な人材が力を発揮できる環境づくり 126

- 総合的かつ体系的な「若年者雇用対策」の推進
- 「生涯現役社会」の実現に向けたシニア世代の活躍促進
- 刑務所出所者等の再チャレンジを支える協力雇用主に対する支援の拡充
- 良質なテレワークの普及・活用【再掲】
- 後期中等・高等教育段階での職業教育の充実
- 専修学校の生徒・学生への経済的支援のための補助制度等の創設

3. イノベーションを担う人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132

- 若手研究者・女性研究者に対する支援の充実
- トップクラスの外国人研究者の招聘促進
- 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れの促進
- 博士課程教育の抜本的改革の推進
- 初等中等教育における「授業革新」

4. グローバル人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137

- 初等中等教育のグローバル化
- 海外に在住する日本人児童生徒の教育環境整備
- 「国際バカロレア（IB）」の推進
- 「ESD（持続可能な開発のための教育）」の推進
- 大学のグローバル化
- 「官民が協力する海外留学支援制度」の推進
- 国際機関における日本人職員の増強

5. 地域経済を担う人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 142

- 地域産業を担う実践的人材の育成
- 地域企業等と連携したキャリア教育の推進
- 「起業家誘致・人材サイクル事業」の推進

6. 基礎的な教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144

- 幼児教育無償化の実現
- 奨学金制度の拡充
- 学力等に課題がある地域・学校に対する重点的支援等
- 「教師インターン制度」の導入

はじめに

一昨年末の衆議院選挙において、自由民主党は、『縮小均衡の分配政策』から『成長による富の創出』への転換を掲げ、国民の負託を受けて政権に復帰した。

当時は危機的状況に陥っていた日本経済を立て直すため、自由民主党は、安倍内閣発足後直ちに『政権公約 2012』に記した諸政策の実現を内閣に求め、「デフレ・円高からの脱却」を最優先課題とし、政府与党一体となって大胆な取組みを進めてきた。

更に、昨夏の参議院選挙において、自由民主党は、「実感を、その手に」と訴え、『参議院選挙公約 2013』には、企業立地競争力の強化、国際市場の獲得、人材力の強化、地域経済再生等に資する諸政策を記した。

現在、「アベノミクス」の「3本の矢」は一体的に推進され、目覚ましい効果を上げつつある。

第1の矢「大胆な金融政策」と第2の矢「機動的な財政政策」により、各種経済指標が景気回復の兆しを示すに至っている。

第3の矢「民間投資を喚起する成長戦略」についても、昨年6月に、内閣は『日本再興戦略』を策定し、産業の新陳代謝や規制・制度改革等により民間活力を最大限引き出すための成長戦略を描いた。

国会においては、「産業競争力強化法」や「国家戦略特区法」をはじめとする数多くの成長戦略関連法が成立し、今年から順次、施行されている。

同時に、昨年6月の『経済財政運営と改革の基本方針』においては、「成長と財政健全化の両立」を目指して、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化への取組みが一層の経済再生に寄与する道筋も示された。

政権2年目の課題は、「地域や家計にも景気回復の実感を届けること」、「日本経済の力強く持続的な成長を可能にする環境を整備すること」だと考える。

先ずは、景気回復による企業収益の改善、国内投資の拡大、雇用と所得の増加、消費の拡大、企業収益の更なる改善という「成長の好循環」を確かな

ものとしなければならない。

しかし、現在の日本には、エネルギー制約、大規模災害やテロリズムへの不安、特定の職種や地域における人材不足など、克服すべき課題も多く存在する。

諸課題に適切に対応することによって、企業・資産（金融）・人材の「立地競争力」を強化し、日本国内の事業主体数と富を増やすために必要な環境整備を急がなければならない。

また、熾烈なグローバル競争の中にあつて、拡大する国際市場の成長を取り込むために有効な取組みも、一層強化しなければならない。

新たな成長エンジンとなる産業の育成とともに、地方の再生も待ったなしである。

このため、今年のダボス会議において、安倍晋三首相は「終わりなき第3の矢」への決意を語った。

この機に、自由民主党政務調査会としても、内閣の取組みがより力強く、より多くの国民を幸福にするものとなるよう、寄与したいと考えた。

具体的には、年央に予定される『日本再興戦略』の改訂及び『経済財政運営と改革の基本方針』の決定、その後の『平成27年度予算案』の編成過程等を視野に入れつつ、自由民主党政務調査会に設置された各機関から寄せられた建設的な意見を集約し、総合政策集としてここに提言する。

自由民主党政務調査会としては、内閣における今後の政策決定過程の各段階において、本提言を踏まえた対応を行うよう求めるものである。

平成26年5月23日

自由民主党 政務調査会

I. 持続的な成長に向けた基盤整備

自由民主党は、『参議院選挙公約 2013』に、次のように記した。

「1人ひとりの雇用と所得の増大を目指し、日本を『世界で1番企業が活動しやすい国』にします。我が国を世界に冠たる製品・サービスを生み出す『価値の創造拠点』にするために、『世界最高レベルの制度』を整備し、立地競争力を強化します」

「こうした観点から、思い切った投資減税を行い、法人税の大胆な引き下げを実行します」

「国内立地企業の負担軽減、事業再編や創業への支援、直接金融市場の強化、国内外の優れた人材が集まる研究・生活環境作り等に取り組みます」

人口減少社会である日本において、「内需」が持続的に経済成長を支えることは困難である。こういう時代に日本人を経済的に豊かにする鍵は、企業・資産（金融）・人材に関して日本の「立地競争力」を高めることである。

日本企業や外国企業が立地する国や地域を選定する場合に、前向きな判断に資すると考えられる要件を幾つか挙げてみる。

- ①諸外国との間で競争力を確保できる水準の法人税制
- ②リスク耐性の高い資金（エクイティー性資金）の提供を可能とする金融環境
- ③良質なエネルギーの安価で安定的な供給
- ④イノベーション創出基盤の充実
- ⑤高度で安全なICT利活用環境
- ⑥優れた人材が十分に供給される労働環境
- ⑦機能的で魅力的な都市環境
- ⑧整備された交通インフラ
- ⑨安全な事業・生活環境（治安・防災・自然環境等）
- ⑩信頼度の高い公共サービス
- ⑪政策決定プロセスの透明性と法制度執行の安定性
- ⑫高い衛生水準（清潔さ）
- ⑬快適な気候と美しい国土

本章では、上記のうち数項目に絞って提言を行うが、例えば最も重要な要件である「優れた人材の供給」については最終章『V. 人材力の充実と強化』にまとめ、「エネルギー供給」に関しては『II. 新たな成長エンジンとなる産業分野の育成』の章に記した。

1. 立地競争力強化のための社会環境づくり

(1) 制度インフラ等の整備

●コーポレート・ガバナンスの強化

(法務部会)

我が国のコーポレート・ガバナンスが十分ではないことが、国内外の投資家の不信感と株価の低迷を招いてきたという指摘があった。

現在国会において審議中の「会社法改正案」では、監査等委員会設置会社の導入、コンプライ・オア・エクスプレイン・ルール（「従うか、従わないのであれば、その理由を説明せよ」というルール）の採用、社外取締役の要件の厳格化など、社外取締役の導入の促進とその機能の積極的活用を通じたコーポレート・ガバナンスの強化が打ち出されている。

そこで、改正法成立後には、次の取組みを強化する。

- ①「改正会社法」の趣旨及び内容を広く周知することにより、各企業における改正法の趣旨を踏まえた運用を促す。
- ②各企業における運用状況及び効果を検証していく。

●成長志向の法人税改革

(党選挙公約)

自由民主党は、『政権公約 2012』及び『参議院選挙公約 2013』において、立地競争力強化の観点から「法人税の大胆な引下げ」を公約した。

OECD諸国の中で、日本は法人税率も法人税負担率も高いとされている。日本企業及び外国企業に日本国内における新たな投資・雇用・事業展開の決断を促すためにも、時期や目標について一定の予見性を確保できる形で法人税改革を進める必要がある。

- 法人課税については、例えば諸外国で行われているように「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」といった構造的な改革を行う。こうした改革を通じて、財政健全化との両立を図りながら、「成長志向の法人課税の体系」を構築する。

●「法令外国語訳」の体制充実等による対日投資・国際取引の促進

(司法制度調査会、法務部会)

我が国の法制度が、透明性・予測可能性の高い制度として認知され、日本に進出する外国企業や、日本企業と取引を行う外国企業、国際取引にも広く利用されるためには、我が国の法令に関する情報を広く国際的に発信していくことが重要である。

法令外国語訳は、そのための情報基盤として重要な役割を担っている。特に経済・ビジネス関係法令や知的財産関係法令につき、迅速かつ高品質な翻訳を行うための体制整備は、喫緊の課題である。

しかし、法令外国語訳を所管する法務省の現在の体制では、翻訳法令の公開までに長期間（平均 804 日）を要しているほか、公開済みの法令の総数が 330 余りに止まるなど、内外のニーズに即応できていない。

また、法制度の透明性を高めるためには、我が国の裁判例が迅速に翻訳・公開されることも重要だが、裁判例情報をはじめ司法制度に関する対外的な情報発信の体制についても、不十分であると言わざるを得ない。

よって、次の政策を推進する。

①法令外国語訳に関する人的体制を大幅に拡充する。

- ・ 政府の翻訳計画に係る法令の滞留を解消
- ・ 翻訳・公開の対象を、成立前の法律案のうち早期の公開が求められるものにも拡大

②裁判例情報や知財裁判所制度に関する情報など、日本の司法制度を対外発信する事業を充実・強化する。

●「世界最速・最高品質」の特許審査の実現

(知的財産戦略調査会、経済産業部会)

日本で特許を取れば、その審査結果が海外の審査でも通用し、海外でも強い権利を速やかに取れるような日本の知財システムを構築することが必要である。

よって、次の政策を推進する。

①審査の権利化までの期間の半減する（現在の 30 カ月を 10 年以内に 14 カ月以内に）。

② 1 次審査までの期間を更に短縮する（現在の 11 カ月を 10 カ月に）。

- ③特許国際出願の審査対象（I S A管轄）を拡大する。
- ④外部有識者による客観的な品質管理システムを導入し、審査品質を向上させる。
- ⑤特許庁の審査体制を更に整備・強化する。

●アジアへの支援を通じた国際金融センターとしての地位確立

（外交部会）

我が国がアジアの国際金融センターとして機能するためには、我が国のみならずアジア金融市場の安定を図る必要がある。

アジアの経済成長を我が国に戦略的に取り込むために、次の政策を推進する。

- ①技術協力を活用した国際金融センターの活用を促進する。
- ②アジア各国の財務省の制度整備や金融人材育成支援（ベトナム・ミャンマー）を通じて、我が国の金融市場における債権発行等の活用を後押しする。

●「サービサー法」の改正による円滑な事業再生の促進

（司法制度調査会）

窮境にある中小企業等の事業者が円滑な事業再生や債務整理を図る場合、当該事業者が有する債権を迅速かつ効率的に回収することが不可欠だが、現行法制度では不十分である。よって、次の政策を推進する。

- 「サービサー法」を改正し、サービサー制度の積極的な活用を推進する。
 - ・サービサーが事業再生をしようとする者の有する債権を譲り受け、又は委託を受けて回収することを可能とする

(2) 良質な社会資本の整備

● PPP／PFIの推進による民間投資の誘発

(PFI調査会、国土交通部会)

厳しい財政状況の中、老朽化が進む社会資本の維持更新や整備を効率的に行っていくためには、民間の知恵や資金を活用することが不可欠である。

例えば、関西国際空港・伊丹空港や民活空港運営法に基づく仙台空港等における公共施設等運営権制度（コンセッション）の導入の着実な推進、都市再生と連携した首都高速道路の更新など、PPP／PFI手法を活用することにより民間投資を最大限誘発することは、我が国の立地競争力強化や国土強靱化に資するものである。

しかし、PPP／PFI事業は、国・地方とも未だ十分には立ち上がっておらず、収益性が高くモデルとなるような事業を確実に推進していくことが重要だ。

よって、次の政策を推進する。

- ①関西国際空港、伊丹空港については、本年度中に両空港のコンセッションを実現する。
- ②首都高速再生プロジェクトについては、築地川区間をモデルケースとして推進する。
- ③かつてのニュータウンがオールドタウン化している現状に鑑み、PPP／PFIやURを活用した団地再生を進める。
- ④国は、地方公共団体との連携強化を推進しつつ、案件形成支援機能の強化充実を図る。

●多軸型国土の形成の促進

(国土交通部会)

人口減少による地域消滅や巨大災害の発生などの国家の存続に関わる危機に直面する中、地域を活性化し、国家レベルでリダンダンシーを確保する必要がある。

よって、次の政策を推進する。

- 「太平洋新国土軸」や「日本海国土軸」等の多軸型国土の形成を促進することにより、東京一極集中の是正、「多極分散型国土」の形成を図る。

●世界で最も効率が良いヒト・モノの輸送ネットワークの実現

(国土交通部会)

首都圏などの大都市のみならず、地方も含めて全国津々浦々までヒトやモノの流れを活性化し、働く人と企業にとって活動しやすい環境の実現を図ることは、日本の立地競争力の強化に資する。

よって、次の政策を推進する。

- ①首都圏空港の更なる機能強化を図る。
- ②首都圏3環状道路等の道路ネットワークを強化する。
- ③新幹線・リニア中央新幹線、高速道路や空港ネットワークなど、都市ー地方間、都市間、地域の交通ネットワークの早期完成を目指す。
- ④国際戦略港湾等の機能強化を進める。

●整備新幹線の建設推進

(整備新幹線等鉄道調査会)

整備新幹線については、既着工区間である北海道新幹線の新青森・新函館（仮称）間が平成27年度末、北陸新幹線の長野・金沢間が平成26年度末の開業を予定している。

また、平成24年に新たに着工した北海道新幹線の新函館（仮称）・札幌間は平成47年度、北陸新幹線の金沢・敦賀間は平成37年度、九州新幹線の武雄温泉・長崎間は平成34年度の開業となっている。

整備新幹線の建設は、我が国の基幹的な高速交通体系を形成するものであるのみならず、アベノミクスの第3の矢である成長戦略に資するとともに、東日本大震災のような大規模災害が発生した場合のリスクを分散する観点からも、極めて重要な国家プロジェクトであり、その建設推進が強く望まれている。

よって、次の政策を推進する。

- ①既着工区間について、予定通りの完成・開業に向け、万全を期す。
- ②新規着工区間について、北海道新幹線の新函館（仮称）・札幌間は5年以上短縮し、平

成 42 年度以前、北陸新幹線の金沢・敦賀間は 3 年以上短縮し平成 34 年度以前の開業を、また、九州新幹線の武雄温泉・長崎間は可能な限り短縮し 1 日も早い開業を、それぞれ実現するため、貸付料その他国及び地方の財源を確保することにより、スキームを変更する。

●リニア中央新幹線（東京～名古屋～大阪）の早期建設

（超電導リニア鉄道に関する特別委員会）

リニア中央新幹線について、現時点の計画では、平成 39 (2027) 年度に東京～名古屋間を開業するものの、その後しばらくの猶予を置いてから建設に着手するので、東京～大阪間が開業するのは名古屋開業の 18 年後である平成 57 (2045) 年度となる。

シンクタンクの調査によれば、東京～名古屋間開業による経済効果は 10.7 兆円であるが、東京～大阪間の経済効果は 16.8 兆円にも上る。名古屋～大阪間の開業が遅れることが我が国の経済成長に大きなマイナスをもたらすことは明白である。

超電導リニア鉄道技術は、我が国が世界に誇るトップ技術である。この技術の成果であるリニア中央新幹線を早期に建設し供用することは、インフラシステム輸出の促進とともに、鉄道以外の技術の生育にも繋がるものである。

また、東京～大阪間の移動が鉄道にシフトすることにより、羽田・伊丹空港の発着枠に余裕が生まれ、羽田・伊丹空港と他の地域を結ぶ航空路線の開設が可能となる。

リニア中央新幹線は、日本全体の経済発展や国際競争力の強化に資するとともに、奈良市附近、南アルプス中南部、甲府市附近を経由することから、東海道新幹線のリダンダンシーを確保することにより、とりわけ事前防災の観点から国土強靱化にも貢献する極めて重要な社会基盤である。

よって、次の政策を推進する。

- ①リニア中央新幹線を「ナショナルプロジェクト」として位置づけ、早期に東京～大阪間の全線開業を目指す姿勢を明らかにする。
- ②名古屋～大阪間の建設費については、一時的に国が立て替えて、将来 J R 東海に有償譲渡するスキームに変更する。

●首都・東京をはじめとした大都市の再生

(国土交通部会)

ビジネス環境・生活環境の整備などにより大都市の再生や機能向上を図ることは、立地競争力の強化に資する。

よって、次の政策を推進する。

- ①外国人目線による無料公衆無線LAN環境の整備促進、ICT活用による歩行者支援、外国語対応医療・教育施設の整備支援等、国際都市としてのビジネス・生活環境の本格的整備に着手する。
- ②都市内の既存の公共施設等を活用した都市整備、都市再生と連携した首都高速の更新、都市開発と合わせて必要となる交通インフラ整備等も含め、都市の再生や都市機能の向上に係る取組みを推進する。
- ③国際企業等を呼び込むための「シティ・セールス」を強化する。

●無電柱化の推進

(ITS推進・道路調査会)

我が国の無電柱化は、昭和61年度から進められてきたが、諸外国に比べて大きく立ち遅れている。未だに約3,500万本の電柱が林立しており、更にその数は増え続けている。

これらの電柱は、通行空間の安全性・快適性の確保、良好な景観の形成、道路の防災機能の向上などにとって、大きな阻害要因となっている。

よって、次の政策を推進する。

- ①「無電柱化基本法（仮称）」を策定する。
- ②無電柱化促進のための予算を確保する。
 - ・社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の確保と無電柱化への重点配分
- ③新たな電柱の立地を、原則禁止とする。
 - ・新設道路や面開発地区において、電線共同溝・通信ケーブルの同時整備を促進

- ④無電柱化に係る埋設方式の簡便化・施設のコンパクト化・効率化・スマートグリッド化など、コスト縮減に資する技術研究開発を促進する。

●街づくり加速化のための登記所備付地図作成作業の推進

(法務部会)

「不動産登記法」第14条第1項により、不動産取引の安全と円滑に資するため、登記所に精度の高い地図（登記所備付地図）を備え付けることとされている。

しかし、その整備状況は、登記所に保管されている地図の約54%（残りは公図等）に止まっており、特に都市部においては、更に低い状況にある。

六本木ヒルズの開発にあたり、登記所備付地図が整備されていなかった影響により、土地の筆界確定だけで4年余りかかった経緯があった。

また、登記所備付地図の未整備により、道路拡幅や下水道整備などの公共事業の実施、地域の主要な交通結節点周辺の再開発、住宅市街地における土地取引などにも支障が生じている。

今後、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、大規模商業・産業施設を始めとする関連施設の整備のみならず道路・鉄道等の公共インフラの拡充等が進められ、日本経済の再生・成長を加速することが期待される。登記所備付地図の不整備により必要なインフラ整備が遅延する事態とならないようにするとともに、大規模災害後の迅速な復旧・復興の実現のためにも、登記所備付地図の整備が不可欠である。

よって、次の政策を推進する。

- 平成22年度に策定した『登記所備付地図整備作業改・新8か年計画』を見直し、実施面積を拡大するとともに、新たに「大都市の市街地」及び「被災地」における登記所備付地図の整備を重点的に推進する。

●地価公示の重要性と継続性の確保について

(国土交通部会)

アベノミクスはデフレ克服による経済の再生を目的としており、その成功のためには、不動産の有効利用と取引の活性化が重要である。

地価公示は、公正・客観的な地価を示すものとして不動産取引の重要な指標となっている。相続税・固定資産税評価の基準として、かつ公共事業に係る用地補償の規準として、

社会の安定と信頼を確保する上でも大きな役割を担っている。

よって、次の政策を推進する。

○地価公示につき、経済の活性化・新陳代謝を促すための制度インフラとして相応の地点数を確保し、地点の継続性を重視する。

●インフラ長寿命化計画

(下水道浄化槽特別委員会)

現状の課題は、下水道管理者である地方公共団体において、予算や人材が不足していることにより、十分な調査・点検・補修が実施されていないことである。

将来にわたって安全で強靱なインフラを維持・確保するために、より早く安価な調査・補修を可能とし、「予防保全管理」を導入するべきである。

よって、次の政策を推進する。

○下水道等の建設から維持管理・更新に至る一連のサイクルにおいて、ICTやロボット技術を活用し、革新的な維持管理技術を確立・普及させる。

●「公共施設等総合管理計画」の策定による老朽化対策の推進

(総務部会)

過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。また、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要は変化していく。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を実現しなければならない。

民間事業者のPPP/PFI事業への参入機会の増加に繋がることも期待できることから、次の政策を推進する。

①地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請する。

②計画策定に対する支援を実施する。

- ・人口動向や財政・施設の状況等の実情を踏まえ、全施設類型にわたる横串の計画となるよう、留意事項等を助言
- ・計画策定に要する経費については、特別交付税措置
- ・計画に基づく公共施設等の除却については、地方債特例措置

●統一的な基準による地方公会計の整備促進

(総務部会)

各地方公共団体では、財務書類の作成は進んでいるものの、現行の財務書類の作成方式は複数あり、比較可能性の確保等に課題がある。

また、多くの地方公共団体において、公共施設の管理等に資する固定資産台帳の整備等が進んでいない。

民間事業者のPPP/PFI事業への参入機会の増加を促す観点からも、次の政策を推進する。

- ①地方公共団体における財務書類の作成基準を統一化する。
- ②固定資産台帳等システムの整備を促進する。
- ③情報の信頼性を確保するため、監査委員事務局の共同設置などにより、監査機能の充実強化を図る。

(3) 世界最高水準の安全・安心を担保

●石油・LPガスのサプライチェーンの維持・強化

(総務部会)

今後発生が懸念されている南海トラフ地震・首都直下地震の被害が想定される区域には、石油コンビナート等の我が国有数のエネルギー・産業基盤が集積し、大きなリスクが想定される。

大規模火災や爆発火災など、人が近づけない過酷現場における対応の迅速性向上や隊員

の安全性確保、被害の最小化や早期復旧の観点から、次の政策を推進する。

- ①緊急消防援助隊を強化し、「エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）」を新設するが（平成 26 年度中に 2 部隊登録予定）、平成 30 年度末までに合計 12 隊に増強する。
- ②即応部隊に、「特殊車両（エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム）」を配備する。
- ③コンビナート災害の消防戦術に精通した「ドラゴンハイパー・コマンドユニット指揮隊」を新設し、航空輸送型の車両・資機材を開発・配備する。
- ④エネルギー・産業基盤災害に対応できる「消防ロボット」の研究開発や配備を進める。
・ G 空間× I C T を活用した高精度遠隔操作による情報収集ロボット（無人計測ヘリ等）や放水ロボット

● G 空間情報等を活用した緊急消防援助隊オペレーションシステムの高度化 (総務部会)

南海トラフ地震、首都直下地震などの大規模災害に迅速・的確に対応するためには、緊急消防援助隊の登録数の大幅な増隊（平成 25 年 4 月現在：4,594 隊⇒平成 30 年度：6,000 隊の目標）とともに、より迅速で効果的なオペレーションが行えるような体制を整備することが必要である。

よって、次の政策を推進する。

- ①巨大地震や津波に関する被害予測、震度や市街地特性等を踏まえた火災の出火件数や延焼度合い等の災害予測を行い、緊急消防援助隊の出動地域及び出動規模の決定を支援するためのシステムを開発する。
- ②総務省が構築中の「G 空間プラットフォーム」の情報をもとに、G 空間情報、被害予測、現場情報等（被害情報・各隊の動向・交通情報等）を統合し、消防庁及び緊急消防援助隊の各部隊等がリアルタイムにこれらの情報を共有し、意思決定を行えるよう、システム強化を行う。

●消防団を中核とした地域防災力の充実強化

(総務部会)

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験を踏まえ、また、近年、局地的な豪雨、豪雪や台風等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大している。更に、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生が予測されている中で、地域防災体制の確立が喫緊の課題となっている。

一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となってきた。

特に、地域防災力の中核である消防団員数の減少に歯止めがかからず、平成 25 年 4 月 1 日現在で 868,872 人（前年度比 5,321 人減）となっている。

よって、次の政策を推進する。

○「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年 12 月 13 日公布・施行）を踏まえた取組みを、強力に推進する。

- ・「消防団員の加入促進」のための事業者の協力等の推進
- ・「消防団員の処遇の改善」のための制度改正及び地方自治体への助言
- ・「装備の充実・強化」のための支援
- ・「教育・訓練の充実・標準化」のための地方自治体への助言

●「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の活用推進

(総務部会)

平成 26 年 4 月 1 日から、全国の有床診療所が自ら入力した消防法・建築基準法・医療法に基づく防火対策の履行状況を、消防庁・国土交通省・厚生労働省が共有し、自治体を通じて横断的にチェックできるシステムの運用を開始している。

更なる防火対策の強化と行政事務の効率化を図るため、次の政策を推進する。

- ①消防・建築・医療部局が連携して、システムの入力状況を定期的に確認することにより、違反事業所を早期に把握し、是正を促進する。
- ②有床診療所における入力状況や関係行政機関での活用状況等を踏まえ、「有床診療所以外の用途」への対象範囲の拡充について検討し、行政の ICT 化を推進する。

● G空間情報×ICTによる災害対策の強化等

(総務部会)

現在、G空間情報（地理空間情報：位置情報又は位置情報と位置情報に関連づけられた情報からなる情報）の利用にあたっては、「データが非公開」「データの公開の有無が不明」「データ形式が利用しにくい」「データの所在が不明」等の障害がある。

また、G空間情報は、特に災害発生時等において、被害状況の把握や分析、住民に対する災害情報の伝達のために不可欠なものだが、現状では、ほとんどの行政機関や企業等におけるG空間情報の利活用は不十分である。

更に、実用準天頂衛星システムの導入について課題となっているのは、既存無線システムとの周波数共用技術である。

よって、次の政策を推進する。

①「G空間プラットフォーム構築事業」を推進する。

- ・ G空間情報を用いた革新的な新産業・サービスの創出や災害時における現状把握の可視化・共有化等に活用するために、官民が保有するG空間情報を円滑に組み合わせることで利活用可能とするG空間プラットフォームを構築

②災害に強い「G空間シティ」の構築など、新成長領域開拓のための実証事業を行う。

- ・ 準天頂衛星等によるG空間情報を利用した避難誘導や新産業創出のための実証事業を実施
- ・ 例えば、準天頂衛星のメッセージ機能を活用し、個々人に応じた避難誘導を行う防災システムの構築

③実用準天頂衛星システム導入に必要な技術試験と制度整備を行う。

- ・ 実用準天頂衛星システムに搭載される機能として、双方向メッセージ通信機能の検討を進め、その円滑な導入に向けた技術試験を実施
- ・ 周波数共用技術に係る技術基準を策定するなどの制度を整備

● Jアラートによる緊急情報のリアルタイムでの提供

(総務部会)

東日本大震災では、住民への災害情報の伝達のあり方が極めて重要な課題になった。また、平成24年4月及び12月には北朝鮮によるミサイル発射事案が発生し、平成25年4

月及び平成 26 年 3 月においても北朝鮮によるミサイル発射に関する対応が求められた。

こうした中、緊急事態発生時に、住民への情報伝達手段を「全国瞬時警報システム（Jアラート）」により自動起動するための受信機や自動起動機等の整備を完結し、併せて「緊急速報メール」でのミサイル情報等の配信を開始した。

今後、都市の防災力を高めて立地競争力強化に繋げていくとともに、南海トラフ地震等の大規模災害やミサイル発射等の緊急事態に備えるため、次の政策を推進する。

①平成 26 年度末までに、ほぼ全ての市町村において、最低 1 つの情報伝達手段を Jアラートにより自動起動できる体制を構築する。

②住民への緊急情報の伝達が迅速かつ確実に行えるよう、取組みを促進する。

●原子力防災対策の充実・強化

（環境部会）

原子力規制委員会が作成した『原子力災害対策指針』に基づく新しい防災の枠組みに基づき、関係道府県・市町村が、防災計画・避難計画の策定や、防災設備や資機材の整備等を進めている。

国も、内閣に設置された原子力防災会議の下に、地域ごとのワーキングチームを設置し、自治体の計画策定を支援するとともに、自治体が行う防災設備等の整備等に対する財政措置を講じている。

○原子力防災対策は継続的に充実・強化を図って行くべきものであることから、必要な予算措置を講じ、各地域の原子力防災対策を充実・強化する。

●国内外におけるテロ対策等の強化

（法務部会）

過去に国際テロ組織関係者が我が国への不法入国を繰り返した事実が判明している中、訪日外国人は年々増加しており、これに紛れて入国した国際テロ組織関係者によるテロ発生を未然に防止しなければならない。極左暴力集団、右翼、オウム真理教等によるテロ等にも警戒をしなければならない。

また、アルジェリアにおけるテロ事件にみられるように、海外で活動する邦人や我が国

企業に対するテロの脅威は深刻な状況であり、海外での事業活動のリスクとなっている。
国内外におけるテロ対策を強化し、世界最高水準の安全を確保することは、対日投資の促進、観光立国政策の推進、日本企業の海外展開促進に寄与するものである。
よって、次の政策を推進する。

- ①国内外におけるテロやサイバー攻撃等に関する情報収集・分析機能を強化する。
- ②必要な資機材の整備及び人的体制の強化を推進する。
- ③調査の過程で入手した危険情報を国民に適切に提供する体制を整備する。

●再犯防止対策の推進

(法務部会)

平成 25 年 12 月に『世界一安全な日本創造戦略』が閣議決定され、その中で再犯防止対策の推進が謳われている。

刑務所出所者等の再犯防止対策を効果的に推進するためには、刑務所出所者等を地域社会に受け入れて安定した生活基盤を築かせることが極めて重要である。

よって、次の政策を推進する。

- ①薬物事犯者等の対象者の特性に応じた処遇を充実する。
- ②矯正施設在所中の社会復帰に向けた指導・支援を拡充する。
- ③地域における保護司の処遇活動及び地域活動を促進するため、保護司に対する実費弁償等支援の充実を図る。
- ④行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、更生保護施設等の受入れ機能を強化する。

●死因究明体制の推進

(死因究明体制推進に関するPT)

政府の「死因究明等推進会議」の議論等を踏まえ「死因不明社会」の解消を目指すべきである。現在、全死者数に対する解剖率は2.54%、警察取扱い遺体でも11.0%である。また、神奈川県34.2%から広島県2.0%まで、地域間格差も大きい。

公衆衛生の維持向上、犯罪の見逃し防止による安全・安心の向上、遺族と社会の納得、死因究明により得られた情報を疾病予防等に活用することによる医学の発展など、死因究明には大きな意義があることから、次の政策を推進する。

○第一歩として、モデル的な小児死亡例全例のAiを実施するとともに、全国的な死因究明体制の充実に向け、人員を強化する。

●人の健康や生態系に影響を及ぼす環境の改善

(環境部会)

大気や水の汚染などによる人の健康や生態系への影響を低減するための取組みを進めることで、地域社会の基盤となる安心・安全な環境を確保しなければならない。

よって、次の政策を推進する。

①微小粒子状物質(PM_{2.5})について、モニタリングや調査研究を進めることによって、その生成メカニズムの解明を進めるとともに、政府間、都市間での連携による越境汚染対策を強化していく。

②健全な水循環を確保するため、閉鎖性水域や地下水の水質改善に重点的に取り組むとともに、健全かつ持続可能な地下水利用の推進を図る。

③化学物質のリスクを最小化するとともに我が国の事業者の競争力を確保するような化学物質のリスク評価・管理制度の在り方を検討する。

④「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」、平成25年10月に採択された「水俣条約」への対応を着実に実施する。

⑤我が国の水銀対策技術等を、アジア地域を中心に積極的に展開する。

2. 絶え間なくイノベーションが起きる国づくり

自由民主党は、『参議院選挙公約 2013』に次の通り記した。

「『世界で最もイノベーションに適し、技術でもビジネスでも勝ち続ける国』を創るため、科学技術を国家戦略として推進します。人材育成・予算・制度や研究体制の改革など、科学技術基盤を強化します」

「総合科学技術会議を強化して、府省の縦割りを打破し、イノベーションの司令塔機能を確立します」

後者については、既の実現に向けて大きな一歩を踏み出したところである。

「イノベーション」は、単なる「技術革新」という狭い概念ではなく、「社会のシステムや制度も刷新し、新たな価値を生み出し、技術革新の成果を広く国民生活に還元するまでのプロセス」と捉えるべきである。

しかし、現状では、基礎研究や革新的な研究の成果が事業や産業になかなか結びつかず、真のイノベーションになっていないという課題がある。

基礎研究で培われた成果が実用化や市場展開にまで至ることによって、イノベーションが単発で終わるのではなく、新たな研究テーマやアイデアを触発し、更なる基礎研究の推進、研究人材や研究環境の充実、研究開発の進展に繋がる。新たなイノベーションが連鎖して湧出するようなサイクルを確立することが重要だ。

また、論文の絶対数やトップ論文の国別シェアが急速に低下しており、今後の我が国の科学技術力に対する危機感が強くなっている。最も重要な「イノベーションを担う人材の育成」については、『V. 人材力の充実と強化』の章にまとめた。

そして、付加価値生産性の向上やイノベーション創出を目指すにあたって鍵を握っているのは、起爆剤の役割を担うベンチャーや地域経済の基盤を支える中小企業・小規模事業者である。アジア No.1 の起業大国を目指し、ベンチャーや起業の裾野の拡大を図るとともに、中小企業・小規模事業者の海外展開や事業再生・事業再編を後押ししていく。

安倍内閣が既に着手した優れた取組みについては更に強化するとともに、新たな課題への対策を加え、日本全域の産業競争力の強化と雇用・所得の増加に繋げるべきである。

(1) 基本的方向性と既存政策の改革

● 『科学技術イノベーション総合戦略』の改訂に向けた取組み

(科学技術・イノベーション戦略調査会)

『第4期科学技術基本計画』や『科学技術イノベーション総合戦略』等に基づき、『日本再興戦略』の実現の鍵となる「新たな科学技術イノベーション政策」を一体的に展開しなければならない。

よって、『科学技術イノベーション総合戦略』の改訂に向けた取組みを、次の通り推進する。

①2020年を目標年として、「政策課題の解決」に向けた取組みを促進する。

- ・「エネルギー」「健康長寿」「次世代インフラ」「地域資源」「復興再生」の5つの課題を融合して一体的に捉えた取組みを強化
- ・「SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）」を中心として、これに肉付けをする形で各府省の施策を総動員
- ・「ICT」「ナノテクノロジー」「環境技術」といった分野横断技術への取組みを新たに追加

②科学技術イノベーションに適した環境を創出する。

- ・人材育成や各々の組織体の補完性を高める連携推進等の観点から、大学改革の進捗状況も踏まえつつ、産業化への橋渡しを含む研究開発環境全体を俯瞰し、最適化
- ・大学や研究開発法人の改革を進めつつ、研究や技術開発等を行う現場のニーズを踏まえた研究開発人材の育成や確保策、組織内外の人材交流・流動等の在り方、イノベーションを生み出す組織や仕組み、連携策の在り方等について検討

③総合科学技術会議の司令塔機能を強化する。

- ・予算戦略会議の開催や資源配分方針の策定等により、政府全体の科学技術関係予算の重点化等を主導し、予算と直結した政策のPDCAサイクルを実行
- ・産学官から専門的知見を有する人材を登用するなど、事務局体制を強化

●「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）」の枠組み改善

（科学技術・イノベーション戦略調査会）

「S I P」は、イノベーションを鍵に我が国が直面する政策課題を克服するため、総合科学技術会議を司令塔に政府一体となって、基礎研究から実用化・事業化を見据えて研究開発に取り組むプログラムである。

平成 26 年度開始予定のプロジェクトも、「次世代海洋資源調査」「自動走行（自動運転）システム」「エネルギーキャリア（水素社会）」など、国全体として取り組むのにふさわしい内容となっている。

「S I P」は、「I m P A C T（革新的研究開発推進プログラム）」と併せて、内閣がその時々的重要研究課題に取り組む「国家重点プログラム」として位置付けられていることから、取組みを加速させるために、次の政策を推進する。

- 毎年度予算において、他の科学技術施策の推進に悪影響を及ぼさないよう、「科学技術振興費全体の増額」によって必要な予算枠が安定的に確保されるような枠組みに改善する。

●「革新的研究開発推進プログラム（I m P A C T）」の充実強化

（科学技術・イノベーション戦略調査会）

「I m P A C T」は、必ずしも確度は高くなくとも、実現すれば産業や社会の在り方に大きな変革をもたらす革新的な科学技術イノベーションの創出を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進するというプログラムである。

その運営方法も、研究者優先の視点を組み込む一方で、研究開発・遂行・管理等に関してプログラム・マネージャー（P M）に大胆に権限を付与するなど、これまでになかった手法を採用した画期的な試みとなっている。「I m P A C T」における研究開発の内容は、P M公募時の提案によるものとされている。

安倍内閣の看板政策である「国家重点プログラム」であり、既に諸外国でも高い関心と評価を得ており、日本のイノベーション政策の象徴的存在である。

一方で、次の様な懸念も指摘されている。

- ・ 深刻な社会的問題を克服するためには、公的セクターの問題意識に基づいた課題解決にも取り組むことが重要だが、現行の仕組みではそれに即した構想が提案されとは限らない。

- ・現在は5年間の時限的措置として制度設計されているため、継続的な課題解決の必要性に応えることができない。
- ・大きな成功を収めた前身の「FIRST（最先端研究開発支援プログラム）」の規模（2,700億円⇒民主党事業仕分け後1,000億円）と比べて、あまりに小規模であり、現在、試行的に実施している十数件の研究開発に対応できる程度の550億円では十分とは言えない。
- ・PMへの応募件数も多数（180件）に達し、プログラムとしての潜在的可能性が大きい、その他の有望なプログラムの新規採択の道がない。

幅広いテーマの下に自由な発想による飛躍的なアイデアを期待する「提案型」の利点と、公共性に基づく厳しいハードルを課してレベルの高い成果を求める「国家戦略型」の利点の双方を追求するために、次の対応が必要である。

○大幅な基金の積み増し等、「規模の拡充」と「制度の恒常化」を可能とする措置により、プログラムの本格稼働を図る。

●科学研究費助成事業など競争的資金の抜本的改革

（文部科学部会）

自由民主党は、『J-ファイル 2013』に、「世界をリードする新たな知の資産を絶え間なく創出し続けていくためには、研究者の自発性や独創性に基づいて行われる研究の一層強力な推進が不可欠であり、これを支える科学研究費助成事業をはじめとする競争的資金について、その多様性や連続性を確保しつつ、大幅に拡充することが必要」と記した。

科学研究費助成事業（科研費）は、研究者の知的創造力を踏まえた全ての分野における多様な研究を支援しており、全国の大学等の研究者 27 万人の中から学術的な水準の高い 2.6 万件を選んで3～5年間助成し、大きな成果を上げている。

科学研究費助成事業等で創出された新たな知の資産を、切れ目なく迅速にイノベーションに繋げ、更なる革新的技術シーズを創出していくためには、複雑で多岐にわたり流動的な科学技術・学術活動の状況を体系的に把握・理解した上で、機動的に重点領域を定め、知の資産をイノベーション指向に伸ばす取組みが不可欠である。

また、次代を担う若手研究者が飛躍できる環境を整備することも重要である。

よって、次の通り、科研費について抜本的な改革に着手する。

- ①科研費で育まれた多様な研究シーズを、「学理探究のためのチーム研究など大規模な学術研究」や「我が国の持続的発展を支えるイノベーション」へと繋げる道筋を明確化

する。

- ②シーズマネーとしての位置付けを踏まえ、若手・女性・外国人・在外邦人など、多様な研究者による国際共同研究も含めた質の高い研究支援を更に加速するための科研費に改革する。
 - ・「調整枠」の創設
 - ・育児休業中の研究支援など女性研究者支援の拡大
 - ・国際共同研究の推進
- ③科研費の成果を最大限把握・活用することなどを目的としたデータベース（FMDB）の構築等によるエビデンスベースによる重点領域の策定手法を体系化する。
- ④次代を担う若手研究者育成に貢献している「さきがけ」において、異分野や異なるアプローチを取る研究者同士の相互触発・切磋琢磨の機会を増大させる。

（２）研究開発・事業化の基盤強化

●世界最高水準の新たな「研究開発法人制度」の創設

（科学技術・イノベーション戦略調査会）

独立行政法人が類型化されることに合わせ、研究開発法人を有効に活用して、多様な人材を世界中から惹き付け、活力に満ちた研究開発拠点を作るために、次の政策を推進する。

- ①『独立行政法人改革等に関する基本的な方針』（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、研究開発法人の中から、世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を行う法人を「特定国立研究開発法人」と位置付ける。
 - ・「独立行政法人通則法」とは別途に、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を定める新たな法整備を実施
 - ・制度の詳細設計や運用ルールの整備等を早急に促進
- ②予算面でも、世界最先端のイノベーションの牽引役かつ研究開発のハブとして、多様なシーズを創出し、世界クラスの研究人材を確保・育成するという使命を十分に果た

せる安定的な基盤を確立する。

- ・ 運営費交付金等予算の大幅な拡充
- ・ 柔軟に活用可能とするための制度見直し

●イノベーション創出に向けた研究開発環境の整備

(文部科学部会)

我が国を支えてきた科学技術の国際競争力を維持・向上させるためには、大学や公的研究機関における革新的な技術シーズの創出力を強化するとともに、産業界と大学・公的研究機関が連携して国家的な見地から産学官連携を行う仕組みの構築と人材育成の抜本的強化が必要である。

よって、次の政策を推進する。

○物質・材料研究機構などの研究開発法人が産業界と大学をつなぐハブとなり、以下の事項を推進する。

- ・ 大学と協力した革新的な技術シーズの創出の元となる基礎研究をより戦略的に推進
- ・ 大学及び産業界の双方から人材を受け入れた研究拠点を構築し、国家戦略に基づいた研究開発を総合的に実施
- ・ 大学でも産業界でも通用する研究開発人材の育成
- ・ 先端的設備の共用等を含めた総合的なプラットフォームを構築

●大学・研究機関等における最先端情報ネットワークの基盤強化

(文部科学部会)

現在、大学や研究機関等で行われる高度な教育・研究は、機関や分野、国などの枠を越えた連携により展開されるケースが非常に増えている。優れた研究により生産される成果をイノベーションにつなげるためには、その成果を迅速に流通させ、更なる研究発展や社会還元を推進することが極めて重要である。

今後は、クラウド技術の進展により、経費面・機能面の両方から、大学等の教育・研究活動は全て仮想空間で展開されるようになるとされており、基盤となる学術情報を安全安心かつ大量に流通させることが可能な強固なネットワークに対するニーズは一層拡大することが見込まれる。

現在、国立情報学研究所が中心となり、約 800 の国公私立大学や研究機関が参画する共

通の情報インフラとして、「学術情報ネットワーク（SINET）」を構築し、東日本大震災にも耐えた信頼性の高さを誇っている。

しかし、回線強度等の面では、諸外国の類似のネットワークに比べて整備が遅れている（欧米や中国では、100Gbps以上。日本では、東京－大阪間で80Gbps、それ以外の地域は10Gbpsもしくは2.4Gbps）。国立情報学研究所では、データ流通に支障がでないよう、ネットワーク需要を調整している状況である。

そこで、次の政策を推進する。

○「SINET」の基盤強化と高機能化を急ぐ。

●公共財としての研究基盤の整備・産業界や外部研究者との共用

（文部科学部会）

イノベーション戦略を抜本的に強化していくためには、革新的な研究開発成果の創出につながる研究基盤（研究開発活動を支える基盤技術・機器や研究施設・設備等）の力を最大化することが必須である。

国費により整備された研究基盤は「公共財」とであるという基本的考え方の下、最先端大型研究施設やこれに準ずる大学・独法等が所有する先端研究施設・設備等の研究基盤について、産業界をはじめ外部研究者の利用に供し、有効活用の促進を図るべきである。

これにより、研究機関の共用取組を通じた新たな知見の獲得による研究機関の質の向上、産学の研究者のマッチングによる産学連携の推進、革新的・先進的な技術開発及び普及促進（先進技術成果の政府調達を含む）、研究機関における高度な利用支援体制構築による研究支援者・技術者の人材育成の強化を通じて、イノベーションに適した世界最高水準の研究環境及び基盤の充実・強化を図ることができる。

よって、次の政策を推進する。

①世界に誇る最先端の大型研究施設の整備と共用を推進する。

- ・最先端大型研究施設の整備・共用
- ・ポスト「京」（エクサスケール・スーパーコンピュータ）の開発

②研究基盤の整備・共用・プラットフォーム化を推進する。

- ・先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業
- ・ナノテクノロジープラットフォーム
- ・最先端研究施設の整備

③共通基盤技術を開発する。

- ・ 先端計測分析技術・機器開発プログラム
- ・ 光・量子科学の基盤技術開発
- ・ ビッグデータ利活用のための研究開発と人材育成

●スーパーコンピュータ開発・利用の更なる推進

(文部科学部会)

世界最先端のスーパーコンピュータ（スパコン）の開発・利用技術（ハイパフォーマンスコンピューティング技術）は、我が国の産業競争力の強化、科学技術振興、安全・安心の国づくりに不可欠であり、経済成長と安全保障の観点から国家存立の基盤であるとともに、革新的なイノベーションの創出をもたらす国家基幹技術である。

先進各国が、国家の威信をかけてスパコンの開発・利用によるイノベーション創出に取り組んでいる。

このことを踏まえ、我が国の成長に不可欠であるスパコンの開発・利用について、次の政策を推進する。

①「ポスト京」をはじめとする最先端スパコンの開発・整備を加速させる。

- ・ 米国など先進各国に先駆けて、平成 26 年度より、「京」の約 100 倍の計算性能を実現することが目標である「ポスト京」（エクサスケール・スーパーコンピュータ）をはじめとする最先端スパコンの開発に着手し、整備を加速
- ・ 創薬やものづくり等の様々な分野で、シミュレーションによる世界に先駆けたイノベーションを創出
- ・ 課題解決に資する IT 技術の国際展開の拡大等により、産業競争力強化に貢献

②「京」の産業利用を更に促進する。

- ・ 産業界によるスパコン「京」の利用ニーズの高まりに應えるため（平成 24 年の共用開始当初より産業界のニーズが高く、平成 26 年度の産業界の応募課題数は前回の約 1.6 倍）、産業利用専用枠の一層の拡大や利用審査の迅速化等を検討
- ・ 利用相談体制の強化
- ・ 企業が利用するアプリケーションソフトウェア（アプリ）の「京」への移植の支援
- ・ 利活用の基盤となる情報ネットワークの整備促進
- ・ 産業界のニーズを踏まえつつ、スパコンの産業利用の更なる浸透を図るため、産業界を代表する団体との勉強会等を実施

③アプリケーション開発・普及のためのベンチャーを支援する。

- ・産業基盤を支えるスパコン利用技術の発展には、産業利用アプリの開発・普及が不可欠であることから、創薬やものづくりにイノベーションをもたらす、企業用アプリを先導するような革新的な産業利用アプリを国として主導的に開発・商用化
- ・普及促進策として「京」に「産業利用アプリ開発のための専用枠」を設け、起業支援ファンド等とも連携し、革新的な産業利用アプリを開発するベンチャー等を支援

●大学発ベンチャー創業への橋渡し

(文部科学部会)

新市場を開拓する「強い大学発ベンチャー」の創出については、「イノベーションを創出する人材の育成」、「大学における知財の散在・活用」、「創業時の経営人材確保や知財・技術マネジメント支援」、「自前主義の脱却（オープンイノベーションへの展開）」等の課題が指摘されている。

そのため、「イノベーション・スーパーブリッジ」と銘打ち、次の政策を推進する。

- ①専門分野への深い知識に加え、ICTの活用等により、初等中等教育段階から継続的に幅広い視野や課題発見・解決能力等を開発し、ベンチャー業界に挑戦する人材等イノベーション人材を育成する。
- ②大学単独では活用へのハードルが高いが、特許群化やパッケージ化を進めることで活用が見込まれる国策上重要な特許を、(独)科学技術振興機構(JST)が発掘し、市場の視点から集約・一元管理・強化することにより活用促進を図る。
- ③起業前段階から、大学の革新的技術の研究開発支援と、民間の事業化ノウハウを持つ人材による事業育成を一体的に実施することで、新産業・新規市場のための大学発の日本型イノベーションモデルを創出する。
- ④ベンチャーや起業家、VCが参加する国内最大規模のマッチングの場(イノベーション・ジャパン)の構築や、顕彰等により大企業と大学発ベンチャー等とのオープンイノベーションを加速する。

3. 「世界最高水準の I C T 社会」の実現

自由民主党は、『参議院選挙公約 2013』に、「『世界最先端 I T 国家創造宣言』に基づいて、I C Tを活用した経済成長・国土強靱化のための重要政策課題に果敢に取り組んでいきます」と記した。

日本経済において I C Tは国内最大産業である。その規模による経済効果を発揮させるとともに、その利活用による経済成長の伸びを実現していく。

I C Tインフラの整備や利活用の促進によって、産業全体の効率化や研究開発環境の改善、人材力の強化が図られ、我が国の立地競争力の強化や国際市場への展開に資する様々な取組みが可能となる。

また、医療・介護など社会保障分野の高度化と効率化、行政サービスの効率化と国民の利便性向上が実現できる。

更に、I C Tによる国土強靱化は、国民の安全・安心の確保にも繋がる。

サイバーセキュリティの確立を国家安全保障の重要課題と位置付けた対処を前提に、「世界最高水準の I C T 社会」の実現に向け、取組みを進める。

(1) I C Tによる産業振興と雇用の拡大

● I C Tの活用による農業の生産性向上と高付加価値化

(I T戦略特命委員会、総務部会)

現状、日本の農業は安全・安心かつ高品質の農産物を生産する技術を有し、多様性に富む農産物による豊かな食文化の形成など、多くの面で優位にあるが、産業として捉えた場合、競争力を活かしきれていないという課題が存在する。

国家戦略特区と連携しつつ、ビッグデータを活用することによって、小規模農家にも配慮した生産性拡大、バリューチェーン全体をカバーしたブランド農産物の育成や輸出拡大を実現するべきである。

よって、次の政策を推進する。

- ①農業の現場における計測などで得られる多くのデータを蓄積・解析し、高い生産技術を持つ熟練農家の知恵を小規模農家も含む多数の経営体で共有すること、人材育成に活用すること等によって、収益向上を目指す。
- ②農場から食卓までの情報連携により、バリューチェーンを構築し、付加価値の向上との相乗効果による安全・安心なジャパンプランドの確立を図る。

● ICTの活用による医療・介護分野の高度化

(社会保障制度に関する特命委員会、IT戦略特命委員会、厚生労働部会、総務部会)

超高齢社会への突入に伴い、生産年齢人口の減少や医療・介護等の社会保障費の増大等の課題に直面している。

また、これまでの健康づくりに関して自助努力を促す取り組みは、比較的健康意識の高い人を中心とした小規模なものが多く、具体的な効果に繋がりにくかった。

医療・介護・健康分野における情報連携の促進により、継続的で質の高い医療・介護サービスの提供、重複検査等の回避による医療費増大の抑制、国民の健診受診率の向上や生活習慣病等の発症・重症化予防による健康寿命の延伸、災害時のバックアップ、産業の活性化等に寄与することが期待できる。

よって、次の政策を推進する。

- ①「医療情報連携ネットワーク」を全国展開するとともに、情報分析と利活用の高度化を推進することによって、医療の質の向上と効率化の実現に取り組む。
 - ・かかりつけ医や看護師等の専門職の地域における高度な連携、更に必要な場合には専門医・大病院への連携といった「365日24時間対応可能な在宅医療提供体制」を構築
 - ・EHR連携基盤を公共インフラ化、先端技術とビッグデータ解析で医療水準を向上
- ②健康づくりに対する「無関心層」の気づきや行動変容を促すためのツールとしてICTを活用し、健康づくりに関する各取り組みにおいて収集・蓄積される健康情報を医療・介護情報等とも有機的に連動させることにより、データに基づく効果的で効率的なサービスの提供を可能とする「ICT健康モデル」を確立する。

- ③個人についても、生涯にわたって特定できる「マイナンバー制度」の活用により、必要な時に必要なサービスが提供されるような体制を整備する。

● ICTの活用による高度なエネルギーマネジメントの実現

(総務部会)

生活の質を向上させつつエネルギー消費量を削減するため、エネルギーを賢く消費することを可能とするエネルギーマネジメントの実現が重要である。

よって、次の政策を推進する。

- ICTを活用して、個々のエネルギー消費者や個々の機器が通信ネットワークに接続し、賢いエネルギー消費を可能とする高度なエネルギーマネジメントの実現に向けたICT技術の開発・標準化などを行う。

● 無料公衆無線LANの整備による訪日外国人の利便性向上

(総務部会)

外国人旅行者に特に要望の高い無料公衆無線LANの整備と利便性の向上は、観光振興など地域経済の活性化に資する上、超高速ブロードバンドアクセスを支えるバックボーン回線の整備により、これまでサービスの享受が困難だった地域が解消される。

また、防災拠点における整備を促進することにより、災害時においても、災害関連情報収集が困難な外国人旅行者を助けることが可能となる。

よって、次の政策を推進する。

- ①無料公衆無線LANを、ネットワークのセキュリティの確保に配慮しつつ、観光地、景勝地、ショッピングセンター、防災拠点等に整備する。
- ②バックボーン回線の整備を促進する。
- ③複数の異なるサービス提供者の無料公衆無線LANの利用が、多言語に対応した1回の利用登録手続で可能となる基盤を整備する。

●「多言語音声翻訳システム」の高度化と実用化

(総務部会)

グローバル化が進む中で、言語の違いを超えたコミュニケーションや情報流通には依然として困難が伴う。

スマートフォン等で音声翻訳アプリの実用化が進みつつあり、その有用性が認知されつつあるところだが、対応言語数や翻訳精度においてはまだ改善の余地が大きい。

多言語音声翻訳技術によって「言葉の壁」を取り払い、言語の異なる者との間の会話や会議、外国語コンテンツからの情報取得、日本語コンテンツの海外への発信等を自在に行えるようにする必要がある。

多くの外国人にとって習得が困難な日本語を多言語音声翻訳システムでサポートすることによって、対日投資の増加や外国人観光客の増加にも効果が期待できる。

よって、次の政策を推進する。

- ①情報通信研究機構の多言語音声翻訳技術の精度を向上し、対応言語数を拡大するほか、多人数の会話の翻訳、同時通訳の実現など、更なる高度化に向けた研究開発を実施する。
- ②国家戦略特区での活用も視野に、産学官の連携により、本技術を多様なアプリケーションに適用して、実証実験を行う。
- ③多言語音声翻訳システムを開発し、ネットワークに接続された様々な機器（スマートフォン、ウェアラブル機器、テレビ、サイネージ、レジ等）に翻訳機能を組み込むことにより、下記の例のような具体的な製品開発に繋げる。
 - ・ペンダント型等のウェアラブルな翻訳装置
 - ・多言語で表示可能なレジや券売機
 - ・撮影したモノに関する情報を翻訳表示するスマホアプリ
 - ・多言語音声コマンドを受け付けて道案内できるカーナビ

●4K・8K、スマートテレビ等を支えるインフラ整備と利活用の推進

(総務部会)

4K・8Kやスマートテレビ等の次世代放送・通信サービスについては、関連技術の標準化・実用化が急速に進展し、特に4Kについては、各国の放送事業者、受信機メーカー

等の取組みが進み、映画など放送以外の分野での実用化も進行している。

一方、テレビ受信機の国内市場は需要が低迷し、グローバル市場における日本企業のシェアも低下している。

4K・8K等の高度な次世代放送サービスの早期実現、対応機器やサービス、コンテンツ等の放送関連市場を活性化させるとともに、映像産業分野の新事業創出をはかり、グローバル市場における我が国企業の競争力強化を目指す。

また、マイナンバーカードの普及にも資することから、次の政策を推進する。

- ① 4K・8Kやスマートテレビ等を活用した次世代の放送・通信サービスの早期実現に向けて、平成25年6月に策定したロードマップを踏まえて、プラットフォームごとに想定されるシステムの具体化やサービス等の検討・実証を行う。
- ② 医療・教育・デジタルサイネージ・公的個人認証サービスと連動した電子行政分野における4K・8K、スマートテレビ等の高度な放送・通信連携サービスの利活用を推進する。
- ③ スマートテレビを利用した放送番組の多言語字幕により、訪日外国人等が必要な情報を容易かつ円滑に入手できるようにするための検討・実証を行う。

● ICT国際展開戦略の強化

(総務部会)

これまでのICT国際展開戦略には、「何を戦うか(分野)」、「どこで戦うか(市場)」、「どこで戦うか(競争相手)」に関する視点、及び推進母体としての官民連携体制が不十分であった。

これらを抜本的に見直し、戦略的視点を官民でしっかり共有するとともに、強固な官民連携体制を構築することにより、我が国のICT国際展開が飛躍的に促進され、ひいてはICT国際競争力の強化に繋がることが期待される。

よって、次の政策を推進する。

- ① 国別・地域別戦略を展開する。
 - ・分野、市場、競争相手を明確にした「ICT国際展開戦略」を推進(ASEAN等)
- ② ICTを活用した成功モデルを「パッケージ」で国際展開する。

- ・相手国の課題解決のため、ICTインフラ・防災・医療・電子行政といった地域の課題を総合的に解決する「ICT街づくり」等の成功モデルを「パッケージ」で提示
- ・トップセールスと連動した重層的な支援、ODAの戦略的活用、地デジ日本方式採用国を起点とした国際展開支援等を実施

③新たな「アーキテクチャー」を創造して、日本ブランドを確立する。

- ・「安心・安全」や「おもてなし」をキーワードとした新たなエコシステムの創造
- ・「ICTショーケース」の構築

④ワンランク上の「強固な官民連携体制」を構築する。

- ・ICT国際展開を強力に支援する資金供給等の仕組みを整備するとともに、それを活用する推進組織として「官民ローカルタスクフォース」を形成

●ICTの活用による雇用の拡大：良質なテレワークの普及・活用

(テレワーク推進特命委員会、IT戦略特命委員会)

テレワーク導入企業が低水準に止まる中、今後の労働力人口の減少を見据え、良質なテレワークの普及・活用を進めるべきである。

これにより、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現、企業における優秀な人材の確保、地域の活性化等が見込まれる。

また、子育て世代、シニア世代、障害を持つ方にも、住居やその近隣において、生活スタイルに応じた多様な働き方が可能になる。

具体的には、次の政策を推進する。

①テレワークの普及・啓発を促進する。

- ・テレワーク従事者の実態把握
- ・テレワークの定義・分類・効果についての広報
- ・テレワークデイ・テレワークウィーク創設の検討
- ・企業の経営層等への普及・啓発
- ・省庁におけるテレワークの普及と民間や地方公共団体への波及

②企業等のテレワーク導入を支援する。

- ・テレワーク表彰制度の創設

- ・セミナー・コンサルティングの実施
- ・テレワークモデルの実証や業界団体への支援
- ・テレワーク導入に関する経済的支援（特に中小企業・小規模事業者）
- ・労働時間等設定改善指針の改正

③テレワーク導入に資するインフラを整備する。

- ・携帯電話や超高速ブロードバンドに係る設備の整備支援
- ・情報セキュリティ確保の支援
- ・Wi-Fi 環境の整備の促進

④育児中の人や障害者等のテレワーク活用に向けた支援を行う。

- ・テレワークによる雇用が可能な企業とのマッチングの促進
- ・育児休業給付の支給にあたっての就労要件の見直し
（自民党からの要請により月 10 日以下→月 80 時間以下へと見直しの予定）
- ・「くるみん」認定基準におけるテレワークの位置づけの明確化の検討
- ・障害者の在宅就業に係る好事例の収集・普及

⑤適切な評価指標の設定と実態把握を行う。

- ・新たな評価指標の設定・見直し
- ・テレワーカーの生活実態等のきめ細かい把握

⑥テレワークセンター整備推進方針を検討する。

⑦自営型テレワークへの支援を行う。

- ・起業意欲のある女性等への低利融資・補助
- ・クラウドソーシングなどの IT 化についての支援

⑧雇用クラウドによる就労支援水準の向上を図る。

(2) ICTによる安全な社会づくり

●超低消費電力通信技術を活用した社会資本の維持管理

(総務部会)

高度経済成長期に集中的に整備された社会インフラの老朽化が進む中、効果的・効率的に社会インフラを維持管理していくことが課題となっている。

電池を5年間交換不要とする超低消費電力無線通信技術（消費電力は現在の1/1,000）を確立し、超高速ネットワーク技術等によるICT基盤技術を活用して、従来の目視・打音検査による点検をセンサーなどによる常時遠隔監視により行うことにより、予防保全を基本とする社会インフラの効率的・効果的な維持管理が可能となる。

よって、次の政策を推進する。

- ①センサーで計測したひずみ・振動等のデータを、高信頼かつ低消費電力で柔軟に収集・伝送する通信技術等を確立する。

・実際の社会インフラにおいてフィールド実証等を行うことにより、効果を検証

- ②研究開発成果の普及と国際競争力の強化のため、フィールド実証等の成果を基に国際標準化を推進する。

●次世代ITSの確立による交通安全・災害対策の充実

(総務部会)

交通事故による死傷者数は、近年減少傾向にあるものの、依然として深刻な状態にある。安全・安心で快適な交通社会を実現するためには、既存のITS技術を更に高度化して事故を防ぐことが必須である。

また、ITS技術は、既に災害発生時の避難路情報の提供などにも寄与している。

よって、次の政策を推進する。

- 「高度運転支援システム」の早期実用化を行う。

・道路上での様々な交通状況においても自動運転の高度な安全性を確保するため、近接する車両や歩行者等の間で互いに位置・速度情報等をやり取りする車-車間・路-車間・歩-車間通信、天候など周りの環境の影響を受けずに交差点やその周辺等の

- ・ 車両・歩行者の存在等を把握可能なインフラレーダー（路側設置型高分解能ミリ波レーダー）などを組み合わせる
- ・ 公道実証を通じて実用化を推進

● G空間情報×ICTによる災害対策の強化等

（総務部会）【再掲】

現在、G空間情報（地理空間情報：位置情報又は位置情報と位置情報に関連づけられた情報からなる情報）の利用にあたっては、「データが非公開」、「データの公開の有無が不明」、「データ形式が利用しにくい」、「データの所在が不明」等の障害がある。

また、G空間情報は、特に災害発生時等において、被害状況の把握や分析、住民に対する災害情報の伝達のために不可欠なものだが、現状では、ほとんどの行政機関や企業等におけるG空間情報の利活用は不十分である。

更に、実用準天頂衛星システムの導入について課題となっているのは、既存無線システムとの周波数共用技術である。

よって、次の政策を推進する。

①「G空間プラットフォーム構築事業」を推進する。

- ・ G空間情報を用いた革新的な新産業・サービスの創出や災害時における現状把握の可視化・共有化等に活用するために、官民が保有するG空間情報を円滑に組み合わせることで利活用可能とするG空間プラットフォームを構築

②災害に強い「G空間シティ」の構築など、新成長領域開拓のための実証事業を行う。

- ・ 準天頂衛星等によるG空間情報を利用した避難誘導や新産業創出のための実証事業を実施
- ・ 例えば、準天頂衛星のメッセージ機能を活用し、個々人に応じた避難誘導を行う防災システムの構築

③実用準天頂衛星システム導入に必要な技術試験と制度整備を行う。

- ・ 実用準天頂衛星システムに搭載される機能として、双方向メッセージ通信機能の検討を進め、その円滑な導入に向けた技術試験を実施
- ・ 周波数共用技術に係る技術基準を策定するなどの制度を整備

● G空間情報等を活用した緊急消防援助隊オペレーションシステムの高度化

(総務部会)【再掲】

南海トラフ地震、首都直下地震などの大規模災害に迅速、的確に対応するためには、緊急消防援助隊の登録数の大幅な増隊（平成 25 年 4 月現在：4,594 隊⇒平成 30 年度：6,000 隊目標）とともに、より迅速で効果的なオペレーションが行えるような体制を整備することが必要である。

よって、次の政策を推進する。

- ①巨大地震や津波に関する被害予測、震度や市街地特性等を踏まえた火災の出火件数や延焼度合い等の災害予測を行い、緊急消防援助隊の出動地域及び出動規模の決定を支援するためのシステムを開発する。
- ②総務省が構築中の「G空間プラットフォーム」の情報をもとに、G空間情報、被害予測、現場情報等（被害情報・各隊の動向・交通情報等）を統合し、消防庁及び緊急消防援助隊の各部隊等がリアルタイムにこれらの情報を共有し、意思決定を行えるよう、システム強化を行う。

● 「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の活用推進

(総務部会)【再掲】

平成 26 年 4 月 1 日から、全国の有床診療所が自ら入力した消防法・建築基準法・医療法に基づく防火対策の履行状況を、消防庁・国土交通省・厚生労働省が共有し、自治体を通じて横断的にチェックできるシステムの運用を開始している。

更なる防火対策の強化と行政事務の効率化を図るため、次の政策を推進する。

- ①消防・建築・医療部局が連携して、システムの入力状況を定期的に確認することにより、違反事業所を早期に把握し、是正を促進する。
- ②有床診療所における入力状況や関係行政機関での活用状況等を踏まえ、「有床診療所以外の用途」への対象範囲の拡充について検討し、行政の ICT 化を推進する。

●Jアラートによる緊急情報のリアルタイムでの提供

(総務部会)【再掲】

東日本大震災では、住民への災害情報の伝達のあり方が極めて重要な課題になった。また、平成 24 年 4 月及び 12 月には北朝鮮によるミサイル発射事案が発生し、平成 25 年 4 月及び平成 26 年 3 月においても北朝鮮によるミサイル発射に関する対応が求められた。

こうした中、緊急事態発生時に、住民への情報伝達手段を「全国瞬時警報システム（Jアラート）」により自動起動するための受信機や自動起動機等の整備を完結し、併せて「緊急速報メール」でのミサイル情報等の配信を開始した。

今後、都市の防災力を高めて立地競争力強化に繋げていくとともに、南海トラフ地震等の大規模災害やミサイル発射等の緊急事態に備えるため、次の政策を推進する。

- ①平成 26 年度末までに、ほぼ全ての市町村において、最低 1 つの情報伝達手段を Jアラートにより自動起動できる体制を構築する。
- ②住民への緊急情報の伝達が迅速かつ確実に行えるよう、取組みを促進する。

(3) ICTによる教育・研究活動の高度化

●大学・研究機関等における最先端情報ネットワークの基盤強化

(文部科学部会)【再掲】

現在、大学や研究機関等で行われる高度な教育・研究は、機関や分野、国などの枠を越えた連携により展開されるケースが非常に増えている。優れた研究により生産される成果をイノベーションにつなげるためには、その成果を迅速に流通させ、更なる研究発展や社会還元を推進することが極めて重要である。

今後は、クラウド技術の進展により、経費面・機能面の両方から、大学等の教育・研究活動は全て仮想空間で展開されるようになるとされており、基盤となる学術情報を安全安心かつ大量に流通させることが可能な強固なネットワークに対するニーズは一層拡大することが見込まれる。

現在、国立情報学研究所が中心となり、約 800 の国公私立大学や研究機関が参画する共通の情報インフラとして、「学術情報ネットワーク（SINET）」を構築し、東日本大震

災にも耐えた信頼性の高さを誇っている。

しかし、回線強度等の面では、諸外国の類似のネットワークに比べて整備が遅れている（欧米や中国では、100Gbps 以上。日本では、東京－大阪間で 80Gbps、それ以外の地域は 10Gbps もしくは 2.4Gbps）。国立情報学研究所では、データ流通に支障がでないよう、ネットワーク需要を調整している状況である。

よって、次の政策を推進する。

○「SINET」の基盤強化と高機能化を急ぐ。

● ICTの活用による多様な教育の実現

（文部科学部会）

学校同士や学校と家庭が連携した教育手法などにおいて ICT が活用されると、時間的・地理的制約を超えた多様な教育が実現できる。主体的に学び考え、課題発見・解決能力等を有したイノベーションの推進を担う人材の育成のためには、初等中等教育段階から、ICTの活用が求められる。

しかし、現段階においては、学校の教室内における活用に止まっており、そのような教育手法の実現には至っていない。また、学校における ICT 環境について、整備が進んでいる自治体とそうでない自治体とがあり、取組みには温度差がある。

更に、教員の ICT 活用指導力は不可欠であるが、文部科学省の調査では、授業中に ICT を活用して指導する能力を有している教員は 67.5% に止まっている。

よって、次の政策を推進する。

- ① ICT を活用して、従来の一斉型授業だけでなく、子供 1 人 1 人の能力や特性に応じた個別学習や、子供たちが自らの意見を述べ合い学び合う参加型の授業、更に、時間的・地理的制約を超える ICT の特長を活かした学びなど、ICT を活用した先端的な学びを推進する。
- ② 教員の ICT 活用指導力の育成や教員研修に関する取組みを推進する。

● ICT活用教育推進のための技術基盤整備

(総務部会)

学校の授業と家庭学習の未連携、教育分野のICT化のコスト削減、学習履歴の分散保存等の課題については、クラウド等の新たな技術の活用により解決を図るべきである。

また、多種多様なICT環境に対応した新たな教育ICTシステムとしてモデル化することによって、教育現場においては導入・運用コストの削減、民間事業者においては開発コストの低減・新規ビジネスの創出等の効果が見込まれる。

2010年代中の教育情報化の本格展開に向けて、次の政策を推進する。

- ①クラウド等を活用して、学校・家庭がシームレスでつながる教育・学習環境や、多種多様な端末に対応した低コストの教育ICTシステムを確立し、その成果を普及モデルとして推進する。
- ②学習履歴の蓄積方法に関する仕様の検討、及び、それらの活用方策の分析を行うことにより、クラウド上に蓄積した学習履歴（ビッグデータ）の解析ビジネスの推進や、教育現場に普及しうる多様な通信環境を考慮した技術的検証を実施する。

(4) ICTによる行政の効率化とサービスの向上

● 統計調査のオンライン化の推進

(総務部会)

統計調査の調査方法に「オンライン調査」を導入するとともに、導入後のオンライン回答の促進などに取り組むことによって、報告者（国民・企業等）の利便性向上、回答率の向上による結果の精度確保、公表の早期化、社会における統計調査の信頼性の向上が見込まれる。

また、行政ICT化の取組みの一環として、オンライン調査の推進を図る必要がある。特に、国勢調査については、極めて規模の大きなオンライン調査における適切なシステムの構築が重要となる。

よって、次の政策を推進する。

- ①従来からのオンライン調査の積極的な導入と利用拡大を促進する。
- ②「オンライン調査推進会議」を立ち上げ、オンライン回答率が高くなると見込まれる統計調査等についての重点的なオンライン推進、調査の特性に応じた回答しやすい形式の調査票の導入促進等について検討する。
- ③各府省の業務効率化のためのオンライン調査票作成支援ツールの開発の検討、政府統計オンライン調査システムの使いやすさ向上のためのシステム改修を実施する。
- ④統計調査の承認審査時においても、各府省に対しオンライン調査の導入・利用拡大を積極的に促進する。
- ⑤平成 27 年国勢調査で、初のオンライン調査を全国で実施し、オンライン回答を推進する。

●「統計情報オープンデータ提供事業（仮称）」の推進

（J-ファイルを実現するための特別会計の検証と活用に関するPT、総務部会）

『世界最先端IT国家創造宣言』（平成 25 年 6 月閣議決定）において、「オープンデータの活用」が謳われている。

現在、政府統計のポータルサイト（e-Stat）の統計データ取得にあたっては、利用者が e-Stat にアクセスし、手動でPCを操作し、ダウンロードする必要がある。

しかし、API機能の追加により、機械的に容易に取得することが可能になり、e-Stat のデータを自動的に反映でき、他のデータ等と連動させた高度な統計データ分析など、利便性やデータの利活用が格段に向上する。

更に、現行の統計GIS機能に、地図上で任意に設定したエリアにおける集計やユーザー固有の各種データの取り込み機能を強化することにより、例えば、自治体が提供している防災拠点や保育所等の情報と拠点エリア内の人口などを組み合わせて表示することが可能となり、避難計画や待機児童対策などのより高度な分析が可能になる。

社会における統計の利活用を促進し、新たな付加価値を創造するサービスや革新的事業の創出を支援するとともに、地域振興や防災などの基盤とするため、次の政策を推進する。

- ①平成 26 年度中に、政府統計のポータルサイト（e-Stat）に、統計データの機械的な取得を可能とするAPI機能を追加する。

- ②地図上での表示・分析を可能とする統計GIS機能の充実を図り、統計におけるオープンデータの更なる高度化を図る。

※総務省統計局・(独)統計センターは「次世代統計利用システム」上で統計データを提供するAPI(Application Programming Interface)を試行運用中。昨年11月14日現在で1,374件の利用登録がある。統計GISの機能も強化し、昨年10月からユーザー登録制で試行提供を開始している。

●行政機関等保有データのオープンデータ化による事業創出環境整備

(総務部会)

現状、組織や主体内等でのみ利用されているデータ(ビッグデータを含む)を社会で効果的に利用できる環境が十分に整備・普及しているとは言えない。

各分野・各主体を横断したデータの流通・利活用が促進され、ベンチャー等による新事業・新サービスの創出に繋がるよう、次の政策を推進する。

- ①これまで実施してきた「情報流通連携基盤構築事業」の成果(標準的技術規格・データ利用ルール)を踏まえつつ、国・自治体・公益企業等が保有するデータ(ビッグデータを含む)をオープンデータとして社会で効果的に流通することができる環境を整備・普及する。
- ②マッチング・プラットフォームの構築、テストベッドの提供、人材育成等の環境を整備する。

●公共クラウドの構築と地方公共団体保有データの利活用推進

(総務部会)

地方公共団体が保有する公共データを旅行会社等の民間事業者が活用することにより、新たなサービスの創出を通じた地域経済の活性化が期待されるが、現在、公共データを2次利用可能な状態で公開するツールがない。

また、地方公共団体の情報システムについては、システム関係経費の削減や行政運営の効率化、セキュリティの向上等を図る必要がある。

よって、次の政策を推進する。

- ①自治体の有する観光や産業支援等に関するデータを一元的にオープン化し、民間事業者等に提供する「公共クラウド」の構築により、新たなサービスを創出するとともに、地域の魅力あるデータを世界に発信する。
- ②民間事業者等による積極的な利活用に繋がるよう、「地方公共団体が保有するデータに対する民間のニーズ」や「公開時のアップロードの方法」等を調査する。
- ③番号制度の導入、マイナンバーカードの普及と併せた地方公共団体の情報システムのクラウド化を行う。

●行政手続のオンライン利用の利便性向上

(総務部会)

申請・届出等の行政手続について、オンライン利用の利便性向上に向けた各種の改善を実施し、国民の利便性の向上と、行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的に、『オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針』が策定された。

この改善方針に基づき、関係省庁は、利用者の満足度や手続ごとのオンライン利用率の目標等を盛り込んだ『改善取組計画』を策定することとなっている。

○添付書類の提出を省略し、オンライン手続に係る負担軽減を図るなど、オンライン手続の利便性の一層の向上を図る。

●ICTの活用による消費者生活相談の利便性向上

(消費者問題調査会)

消費生活相談については、これまで消費生活センターの設置数増加を図ってきたが、相談員による相談内容の把握が困難な障害者や外国人でも利用できる環境は十分に整備されているとは言い難い。

また、消費生活センターの地理的なアクセス向上についても限度があり、消費生活相談の空白地帯となっている地域も存在する。

よって、次の政策を推進する。

- ①ICT技術を活用し、誰でもどこでも消費生活相談を受けられるように、消費生活相

談窓口の多機能化などについてモデル的事業支援等を行う。

- ・消費生活相談窓口の多機能化（モデル的事業）
- ・製造所固有記号のデータベース化

②国及び地方の消費者行政を国民に身近に感じてもらうため、政府から消費者への情報提供について、利便性や分かりやすさの観点から、より一層の充実を図る。

- ・情報提供アプリの作成

●政府における電子決裁率の向上

（総務部会）

『世界最先端IT国家創造宣言工程表』（平成25年6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）に基づき、2013年度～2015年度を電子決裁推進の集中取り組み期間とし、全府省において電子決裁の普及・利用促進の取り組みを推進することとしている。

紙で行われていた決裁を電子的手段により行うことにより、業務処理過程における意思決定の在り方の見直しなど、公務員のワークスタイルの変革に繋がるとともに、行政文書の適切な管理にも資する。

今後、電子決裁率の低調な府省における電子決裁の定着を図るため、次の政策を推進する。

①決裁ルート of 簡素化など決裁業務の見直しを行う。

②『電子決裁を推進するためのアクションプラン』を策定し、全府省での電子決裁の推進を図る。

●政府情報システム半減の確実な実施

（総務部会）

IT投資に当たって業務改革（BPR）を徹底するための『政府情報システム改革ロードマップ』（平成25年12月26日策定）では、全ての情報システムについて個々に改革工程表を作成し、改革スケジュールを可視化している。

重複する情報システムの統廃合等を進めるとともに、政府情報システムのクラウド化を本格化させることによって、2018年度までに政府情報システム数の半減が達成できる見込

みである。

その実現に向けて、次の取組みを推進する。

- ①ロードマップに基づく改革の進捗状況をフォローアップ・公表する。
- ②政府情報システムの統廃合・クラウド化の更なる徹底と加速化をする。

●「電気通信事業法」等の制度見直し

(総務部会)

『日本再興戦略』(平成 25 年 6 月閣議決定)に掲げられている「世界最高水準の I T 社会の実現」を踏まえ、安心・安全・便利な社会の実現に資するため、次の政策を推進する。

○2020 年代に向けた情報通信の発展の動向を見据えた上で、競争政策の見直し(MVN
○等が柔軟に多様なサービスを展開できる環境の実現等)、消費者保護ルールの充実等、時代に即した電気通信事業の在り方を検討し、「電気通信事業法」など具体的な制度見直し等の方向性について結論を得る。

(5) サイバーセキュリティ体制の強化

(サイバーセキュリティ対策関係合同会議、総務部会)

安倍内閣の成長戦略を確固たるものとするためにも、オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対策に万全を期す観点からも、ICT利活用による効率化等とともに、情報セキュリティ対策を強化しなければならない。

「インターネット前提社会」となっている現状にあって、サイバー攻撃は複雑化・巧妙化しており、その脅威は国家の安全保障にも関わる問題となっている。また、様々なモノがネットワークで接続されており、セキュリティ上の脅威が及ぶ範囲は拡大しつつある。

しかし、平成 13 年に施行された「IT基本法」は、インフラ整備等のために民間主導原則を基本理念としており、セキュリティの概念も規定されていない。

また、我が国の情報セキュリティ対策の司令塔である「情報セキュリティ政策会議」及びその事務局である「NISC(内閣官房情報セキュリティセンター)」については、その法的根拠が明確ではない。

今後の発展の基盤となる情報セキュリティ政策について、国の主導的役割を明確化するとともに、国民1人1人が自らの問題として情報セキュリティを認識し自らを守ることが必要である。情報セキュリティ技術と要員の育成は、高度な産業創出にも繋がる。

よって、次の政策を推進する。

- ①「IT基本法」の特別法とも言うべき「サイバーセキュリティ基本法（仮称）」を、スピード感をもって制定する（議員立法）。
 - ・基本理念、国・重要インフラ事業者等の責務、国による基本的施策等を規定
 - ・国の責務として、関係府省が最大限連携するとともに、その他の関係者と一体となって、総合的な施策を策定・実施
 - ・現在IT総合戦略本部の下に設置され、司令塔として中核的な役割を担っている「情報セキュリティ政策会議」の機能・権限として、同本部との連携の下、基本戦略の策定、各府省の対策に関する統一基準の策定・監査、情報セキュリティ投資に関する経費見積もり方針の策定、重大インシデントの原因究明等を担うことを明確化（これらの機能を有効に発揮させるため、議長による関係行政機関の長に対する勧告等を規定）
- ②政府に対して、官民における情報セキュリティを一体的に推進する機能や政府機関を横断監視等する機能を担うNISC（内閣官房情報セキュリティセンター）の法制化等による組織体制の強化に速やかに取り組み、平成27年度からの本格稼働を目指すことを求める。
- ③官公庁や企業におけるサイバー攻撃への対処能力の向上に向けた実践的な防御演習、一般利用者のマルウェア感染対策、サイバー空間における国際連携など多角的な取り組みを推進する。
- ④機器間通信（M2M）の認証など、情報セキュリティ技術の開発・実証を行う。
- ⑤情報セキュリティ技術と要員の育成により、高度な産業を創出する。

Ⅱ. 新たな成長エンジンとなる産業分野の育成

1. 将来の市場拡大が期待できる戦略的分野

●国際市場規模拡大が予想される産業分野に係る技術開発の促進

(文部科学部会)

持続可能な成長と国の安全保障の基盤となる科学技術については、国が主導して実施することが必要不可欠であるものの、「戦略的に集中投資すべき具体的な開発課題や技術（コア技術）」が特定されておらず、相対的にその重要性が低下している。

また、大学と産業界との連携が十分とは言えない状況のため、出口産業との連携が弱く、国際市場での競争力が不十分である。

コア技術を特定し、戦略的に推進することにより、国際優位性・自律性を確保するとともに、グローバルに成長しつづける国際市場の開拓競争を勝ち抜く成果を創出する必要がある。

よって、次の政策を推進する。

①航空・宇宙機器産業、宇宙利用サービス産業、海洋資源開発産業、革新的環境エネルギー産業、災害監視サービス産業等、現在はまだ国際市場規模が小さいが、今後、大きく拡大することが期待される分野に係る技術を、「コア技術」として特定する。

・次世代航空機技術、海域監視技術、北極域監視技術、異常気象・災害発生予測技術、放射性廃棄物の減容化・有害度低減技術、次世代海洋資源調査技術等

②大学・民間のみでは獲得ができない「コア技術」については、研究開発法人を中核機関としたネットワーク型の産学官連携拠点により、集中的に資源配分を行い、戦略的に推進する。

●「宇宙総合戦略」の推進による産業振興

(宇宙・海洋開発特別委員会)

宇宙を国家戦略における重要な政策領域と位置付けた上で、体制・予算配分を含め効率的・一元的に推進するべきである。

よって、次の政策を推進する。

- ①宇宙開発利用体制の強化として、3年を目途に「宇宙庁」を設置する。
 - ・『国家安全保障宇宙戦略』と『長期的宇宙インフラ整備計画』の作成
 - ・宇宙政策を通じた日米同盟の深化
 - ・防衛省の宇宙活用・運用体制の構築
- ②『長期的宇宙インフラ整備計画』に基づく必要な宇宙予算を確保し、宇宙予算の一括計上と一元的管理による効率的な予算配分を行う。
- ③我が国の宇宙政策を支える産業基盤を維持・強化し、産業振興に繋げるため、「宇宙活動法」「日本版リモートセンシング法」を整備する。
- ④主要宇宙プロジェクトとして、MDA・SSAシステムの早期開発着手、準天頂衛星7機体制の確立、次期基幹ロケットの着実な整備、イプシロンロケットの能力向上を図る。

●防衛生産・技術基盤の維持・育成

(国防部会)

平成25年12月に閣議決定された『中期防衛力整備計画』『防衛大綱』には、新しい防衛生産・技術基盤の戦略が策定されている。『防衛装備移転三原則』も閣議決定された。

しかし、防衛装備品の生産を支える中小企業をはじめとする企業の廃業・転業が続いており、将来の国内での装備品生産は困難になってきている。

安定した装備品の生産・技術基盤の確保は、安全保障上の必要性はもとより、その技術を利用した「デュアルユースの拡大」によって多くの産業分野において重要な役割が期待できる。

よって、次の政策を推進する。

- ①防衛装備品の国内生産基盤を強化する。
 - ・防衛産業の育成
 - ・安定した発注
 - ・安心できる契約制度の構築
 - ・技術者の確保・育成

- ②研究開発費の増額、税制優遇、「財政法」（5年を超える国庫債務負担行為）の改正を行う。
- ③国際共同開発・生産に参加し、相手国との交渉力を確保する。
- ④防衛装備品による平和貢献・国際協力を進める（US-2等）。
- ⑤20～30年先を見据えた長期的な防衛技術戦略を策定する。
- ⑥技術交流や装備品移転の下での情報管理・保全体制を構築する。

●「航空ビジネス戦略」の推進

（宇宙・海洋開発特別委員会、国土交通部会）

航空産業は、高い技術力・ものづくり力を必要とする高付加価値産業であるとともに裾野の広い産業であり、世界の民間航空機市場は、今後20年間でほぼ倍増すると見込まれる有望市場である。

航空産業の技術や生産基盤の優位性は、安全保障における優位性にも直結するため、各国がしのぎを削っている。

日本の航空産業を「次世代の基幹産業」として発展させるため、次の政策を推進する。

- ①航空関連産業の競争力強化策として、民間・防衛の完成機事業に対して国を挙げた支援を行い、「航空機産業基盤の強靱化」、「航空機産業を支える人材育成」を図る。
- ②航空関連産業を支える国の体制の整備として、「航空産業ビジョンの策定」、「航空産業振興のための法体系の検討」、「航空機ファイナンスの体制整備」、「認証制度の整備」等を行う。
- ③航空関連産業を支える国家プロジェクトの推進として、「国主導による防衛省機の外国政府等への供与」、「次期戦闘機の国内企業参画の拡大」、「国産戦闘機開発の早期着手」、「次世代航空機に向けた革新的技術・研究開発の推進」を図る。
- ④航空関連産業の国際競争力を総合的に向上させるため、「国内における航空機整備事業（MRO事業：整備・修理・オーバーホール）の拠点形成」、「航空機整備事業を支え

る人材の養成・確保」を促進する。

●自動走行システムの開発と環境整備

(国土交通部会)

世界一安全・快適な道路交通環境の実現を目指すとともに、自動走行システムを我が国の成長エンジンとするため、次の政策を推進する。

- ①自動走行システムの構築等を推進する。
- ②自動走行システムに係る国際標準化を推進する。

●「G空間情報活用推進プロジェクト」の推進

(G空間情報活用推進特別委員会)

G空間(地理空間)関連市場は、平成24年度の19.8兆円から平成32年度には最大62.2兆円にまで拡大すると見込まれる(総務省「G空間×ICT推進会議」:平成25年6月)。

しかし、我が国には高精度な位置及び時刻の情報を提供する基盤システムがなく、G空間情報を利活用しにくい。

また、G空間情報を活用した多様なサービス提供等に必要な技術や事業化を図る上での課題・対応策が明らかでない。

G空間情報活用した革新的な新産業・新サービスの創出、世界最先端の防災対策、行政の高度化・効率化等を早期に実現するため、次の政策を推進する。

- ①G空間情報の提供に不可欠な社会基盤インフラとしての「準天頂衛星システム」の開発・整備を推進する(平成30年度本格運用開始を目指す)。
- ②官民が保有するG空間情報の円滑な利活用を可能とする「G空間情報センター(G空間プラットフォーム)」の構築を推進する(平成28年度本格運用開始を目指す)。
- ③各分野における実証事業を通じて「先進的・先導的な利活用事業化」を促進する。
 - ・防災システムの構築(屋内外避難誘導などを含む)
 - ・農林水産業におけるICT活用

- ・地域活性化（観光・安全安心な街づくり）
- ・海外展開（国際連携事業、安全安心ネットワーク構築など）

④上記の成果の全国展開・国際展開を推進する。

⑤オリンピック・パラリンピック東京大会までに世界最先端のG空間社会（G空間シティ）を実現し、世界中から来られるお客様を安全・安心におもてなしできるように、多言語化対応等の分野に係る事業も推進する。

●多言語音声翻訳システムの高度化と実用化

（総務部会）【再掲】

グローバル化が進む中で、言語の違いを超えたコミュニケーションや情報流通には依然として困難が伴う。

スマートフォン等で音声翻訳アプリの実用化が進みつつあり、その有用性が認知されつつあるところだが、対応言語数や翻訳精度においてはまだ改善の余地が大きい。

多言語音声翻訳技術によって「言葉の壁」を取り払い、言語の異なる者の間の会話や会議、外国語コンテンツからの情報取得、日本語コンテンツの海外への発信等を自在に行えるようにする必要がある。

多くの外国人にとって習得が困難な日本語を多言語音声翻訳システムでサポートすることにより、対日投資の増加や外国人観光客の増加にも効果が期待できる。

よって、次の政策を推進する。

- ①情報通信研究機構の多言語音声翻訳技術の精度を向上し、対応言語数を拡大するほか、多人数の会話の翻訳、同時通訳の実現など、更なる高度化に向けた研究開発を実施する。
- ②国家戦略特区での活用も視野に、産学官の連携により、本技術を多様なアプリケーションに適用して、実証実験を行う。
- ③多言語音声翻訳システムを開発し、ネットワークに接続された様々な機器（スマートフォン、ウェアラブル機器、テレビ、サイネージ、レジ等）に翻訳機能を組み込むことにより、下記の例のような具体的な製品開発に繋げる。
 - ・ペンダント型等のウェアラブルな翻訳装置

- ・多言語で表示可能なレジや券売機
- ・撮影したモノに関する情報を翻訳表示するスマホアプリ
- ・多言語音声コマンドを受け付けて道案内できるカーナビ

●ナノテクノロジー・材料科学技術の産業化に向けた取組みの強化

(文部科学部会)

「ナノテクノロジー・材料科学技術」は、これまで日本が強みとしてきた分野であり、各課題に共通基盤的に適用される分野横断技術であることから、産業競争力強化においても大きなアドバンテージを生み出すことが期待される。

しかし、各国主要国がナノテクノロジーへの積極的な研究開発投資を行っている中、日本は相対的に競争力が低くなってきており、危機感は年々高まっている。

我が国でも、本格投資を始めて 10 年程度が経過し、これまで育ててきた最先端技術を刈り取り、出口に展開するための方向付けを行う時期にきていることから、社会への適用や産業化を直接見据えた研究開発を推進することが重要である。

よって、次の政策を推進する。

- ①産業界ニーズのボトルネックを解決する学理に遡った基礎・基盤研究の推進や先端設備の共用・情報・人材育成を含めた総合的なプラットフォームの構築等を通じて、あらゆる産業に繋がる共通的な研究基盤を強化する。
- ②ナノテクノロジーの特徴である異分野融合との親和性を活かし、社会的課題の解決が期待されるナノバイオやマテリアルズ・インフォマティクス（これまで蓄積されてきた膨大な材料に関するデータを活用した新材料創成手法）等の融合領域の研究開発を積極的に推進する。

●次世代産業用 3 D プリント技術の開発

(経済産業部会、治安・テロ対策調査会)

三次元造形技術は、少量多品種の製品・部品の製造に適しており、機械工業のみならず、医療・介護、住宅産業など多様な分野の可能性を拓くものである。

よって、次の政策を推進する。

①平成 26 年度からスタートした「三次元造形技術を核としたものづくり革命プログラム」を推進し、世界最高水準の次世代産業用 3 D プリンタ技術の開発と実用化に向けた取組みを行う。

- ・ 高速・高性能の 3 D プリンタ（制御ソフト等含む）の技術開発
- ・ 金属材料技術の開発
- ・ 耐熱積層鋳型による高融点金属鋳造技術の開発
- ・ 周辺技術（高機能複合部材の開発、後加工、未使用材料の回収等技術）の開発

② 3 D プリンタを悪用した銃器等の製造・所持につき防止策を検討するとともに、空港やイベント会場などにおいて樹脂製銃器等を検知できるシステムを開発する。

●不動産投資市場の拡大

（国土交通部会）

J リート市場を育成して成長エンジンとすることを目指し、次の政策を推進する。

- ① J リート市場の一層の拡大に向け、ヘルスケアリート等、商品を多様化する。
- ② 投資家の裾野の拡大と地方展開を図る。
- ③ 「不動産特定共同事業」等の活用により、老朽不動産の再生等を推進する。

●住宅市場の活性化

（住宅土地・都市政策調査会、国土交通部会）

若年層の住宅取得能力が低下する中で、高齢者資産の活用等により、内需の柱であり経済波及効果の高い住宅市場を活性化することができる。

また、今後の超少子高齢化社会に対応するためには、国富としての住宅ストックを活用して、豊かな住生活の実現と地域経済活性化を図る必要がある。

よって、次の政策を推進する。

- ① 高齢者資産を有効活用する。
 - ・ 贈与税非課税枠の拡大等により、高齢者等の国民資産の有効活用を促進

②優良住宅の供給を促進する。

- ・住宅金融支援機構の活用により、優良住宅の供給を促進

③少子高齢化社会に対応した住宅団地再生と福祉医療の拠点化を推進する。

- ・公的賃貸住宅におけるPPP／PFIの活用によって住宅団地再生を行い、高齢者や子育て世帯にとって魅力ある福祉医療施設の拠点となる住宅・街づくりを推進

④中古住宅の流通・有効活用と優良リフォームを促進する。

- ・中古住宅の評価手法の見直し
- ・修繕履歴等の関連情報の集約・提供システムの構築
- ・既存住宅の長期優良住宅化・省エネ化などのリフォーム
- ・関連事業者間の連携等を推進

2. 資源・エネルギー分野

現在、我が国のエネルギーはその大部分を化石燃料等の海外から輸入する枯渇性の資源に頼っており、為替の動向や資源価格の高騰により、年間 27 兆円もの資金が海外に流出している。我が国の貿易収支に与える影響は極めて深刻である。

原子力規制委員会によって安全性が確認された原子力発電所については再稼働に向けた取組みを推進するべきであるが、もともと原子力による電力供給比率は限定的であり、現段階では供給力の予測も困難な状況にある。

日本の企業立地競争力を確保するとともに暮らしを守るためには、多様な資源を活用し、良質のエネルギーを安定的に安価に供給できる体制の構築が急がれる。

例えば、再生可能エネルギーの導入は、固定価格買取制度等により拡大しているものの、その割合は低水準に止まっている（一般水力発電を除くと 1.6%）。

自立・分散型の再生可能エネルギー導入を強力に推進することにより、化石燃料の輸入に充てられていた資金を地域内に還流させて、地域内での資金の循環を拡大し、地域産業の活性化、雇用の増大等、地域の持続的な経済成長の実現に繋げることができる。

また、災害時等においても自立してエネルギーを地域に供給できるシステムにより、地域経済の基盤となるエネルギーの安定供給を確保することができる。

国内において再生可能エネルギー・水素エネルギー・省エネルギー関連の研究開発、産業育成、導入を阻んでいる規制の緩和等を強力に推進するとともに、国際標準化を進め、パッケージ型のインフラ輸出推進分野の 1 つとして、国際市場を獲得していくべきである。

●約 7.5 兆円の電力市場開放による地域における新規事業・雇用の創出

（資源・エネルギー戦略調査会）

電力システム改革の一環である「電力小売り参入全面自由化」によって、これまで一般事業者が独占的に電気を供給していた約 7.5 兆円の電力市場が開放される。

約 7.5 兆円の内訳は、電力会社毎に、北海道 3,141 億円、東北 6,750 億円、東京 2 兆 6,525 億円、中部 9,640 億円、北陸 1,937 億円、関西 1 兆 1,683 億円、中国 4,708 億円、四国 2,437 億円、九州 7,123 億円、沖縄 1,377 億円。契約数は、一般家庭部門で 7,678 件、商店・事業所等低圧需要家で 742 万件である。

つまり、全国で約 8,420 万の家庭・低圧需要家等が潜在的な顧客になることから、企業にとっては大きなビジネス・チャンスとなる。

加えて、①再生可能エネルギーや分散型エネルギーへの新たな投資、②地産地消による新しいエネルギービジネス（スマートコミュニティ等）、③スマートメーター等の関連投資が起こる。

よって、次の政策について検討を進める。

○地方自治体が地域において上記の新規事業等を推進する場合、「地域活性化事業債」等を活用できるようにする。

●再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用と省エネの実現による「自立・分散型の低炭素エネルギー社会」の構築

（環境・温暖化対策調査会、環境部会、国土交通部会）

再生可能エネルギーの大量導入を阻害する要因の一つである電力系統の容量不足を解消し、再生可能エネルギーを生成・利活用する自立・分散型の設備やシステムを地域に最大限導入するとともに、現時点で最高水準のエネルギー効率を更に 20%改善するなど先進的な低炭素技術を導入する。

また、具体的な再生可能エネルギー導入目標を示すことによって、再生可能エネルギーに関連する投資が促進される。この目標は、2015 年第一四半期を念頭に検討を進める温室効果ガスの排出削減目標の主要な構成要素となる。

よって、次の政策を推進する。

- ①「地域低炭素投資ファンド」といった環境ファイナンスの活用等により、太陽や風、バイオマスといった自然の力や資源を活用した再生可能エネルギーの導入を加速化する。
- ②都市型バイオマス等を活用した再生可能エネルギーの導入促進を図るため、再生可能エネルギーの低コスト化・高効率化等の取組みを推進する。
- ③国が前面に立ち、再生可能エネルギー導入の基盤である電力系統の強化を行う。
- ④浮体式洋上風力発電や海洋エネルギー発電、蓄電技術の低コスト化・効率化、水素エネルギー利用システム（業務用・産業用燃料電池を含む）等の技術開発・実証・導入

促進を行い、「自立・分散型」の低炭素エネルギー社会の選択肢を増やしていく。

⑤「L2-Tech（エルテック）・JAPANイニシアティブ」に基づく先導的な低炭素技術の開発・導入・普及を始め、様々な技術により大幅な省エネを進める。

⑥以上の取組みも踏まえ、再生可能エネルギー導入の野心的な数値目標を定める。

●再生可能エネルギー・省エネルギーに関連する「国際標準化」の推進

（資源・エネルギー戦略調査会）

『エネルギー基本計画』（平成26年4月閣議決定）には、「技術開発、国際標準化等により低コスト化・高性能化を図っていくことで、2020年までに世界の蓄電池市場規模（20兆円）の5割を国内関連企業が獲得することを目標に、蓄電池の導入を促進していく」と記載されている。

我が国主導による国際標準が、新興国等諸外国で広く活用されることによって、我が国発の再エネ・省エネ製品等の市場拡大と雇用の創出が期待できる。

よって、次の政策を推進する。

○日本が強みを持つ大型蓄電池やスマートグリッド（BEMSに関連するシステムなど）、省エネルギー製品（LED照明、省エネ窓など）の分野の「国際標準化」に向けた対策を実施する。

●「水素社会」の実現に向けた施策の拡充と導入促進に向けた規制緩和

（資源・エネルギー戦略調査会、環境・温暖化対策調査会、環境部会）

水素は、多様な一次エネルギーから製造が可能で、また、様々な形態で貯蔵・輸送ができることから、エネルギーセキュリティに貢献するものである。

また、利用段階でCO₂を排出せず、燃料電池の場合はエネルギー効率が高く、環境負荷を低減できる。分散型エネルギーである定置用燃料電池や非常時の電力供給も可能な燃料電池自動車は、レジリエンスにも対応できる。

よって、次の政策を推進する。

①定置用燃料電池の普及・拡大を促進する。

- ・家庭用（エネファーム）は、2030年に530万台導入することを目標に、市場自立化に向けた導入支援や技術開発・標準化を通じたコスト低減を促進
- ・業務・産業用についても、早期実用化を目指し、技術開発や実証を推進

②燃料電池自動車の普及に向けた環境整備を行う。

- ・2015年から商業販売が始まる燃料電池自動車の普及を図るため、導入支援を実施
- ・規制見直しや整備支援によって、四大都市圏を中心に100カ所程度の水素ステーションを整備
- ・自動車及び水素ステーションの低コスト化のための技術開発を促進
- ・燃料電池バスや燃料電池フォークリフト等の実用化に向けた技術開発の推進

③水素発電等の研究開発を推進する。

- ・高効率ガスタービンの技術開発を含めて戦略的な取組みを今から着実に推進

④大量・安価な水素供給に向けた研究開発を推進する。

- ・有機ハイドライドや液化水素等による水素の大量貯蔵・長距離輸送など、水素の製造から貯蔵・輸送に関わる技術開発や実証を今から着実に推進

⑤水素エネルギー導入促進のために、早急に規制緩和の検討を進め、必要な措置を講じる。

- ・保安検査の簡略化に向けた保安検査基準の策定と保安検査方法告示での指定
- ・圧縮水素運送自動車用複合容器の安全弁に熱作動安全弁を追加するための附属品の例示基準の改正
- ・公道とディスプレイとの距離に係る障壁等の代替措置の創設
- ・公道でのガス欠対応のための充填場所の確保
- ・液化水素スタンド基準の整備（消防法、建築基準法）
- ・水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備
- ・水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備・配管等の技術基準適合手続の簡略化
- ・第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備
- ・圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充填、保管、移動時の上限温度の緩和
- ・公開空地へのBCP対応電源設置のための総合設計制度（建築基準法）の要件緩和

●高温ガス炉の技術開発と人材育成

(資源・エネルギー戦略調査会)

高温ガス炉は、水素製造を含めた多様な産業利用が見込まれ、固有の安全性を有する次世代原子炉である。また、水がなくても発電・冷却ができるため、水の少ない砂漠等にも立地可能であることから、今後の世界的な原子力需要増加が見込まれる中で、国際的にも注目されている技術である。

高温ガス炉は、世界的に見ても現時点で日本が優位性を有する分野である。我が国は、高い技術力を有し、米国やカザフスタンなどからの関心も高く、既にOECD/NEA等の国際機関との協力で研究開発を推進するなど、今後の国際展開が期待される。

『エネルギー基本計画』（平成 26 年 4 月閣議決定）にも、「高温ガス炉など、安全性の高度化に貢献する原子力技術の研究開発を国際協力の下で推進する」と記されている。

よって、次の政策を推進する。

○高温ガス炉技術について、安全性の高度化に貢献する原子力技術の研究開発や、高温ガス炉を用いた水素製造技術等の革新的な研究開発、及びそれを支える人材育成等について、国際協力の下で推進する。

●放射性廃棄物の減容化・有害度低減技術や「核不拡散に関する国際ルール」の構築と国際的研究拠点の設置

(資源・エネルギー戦略調査会、文部科学部会)

福島第一原子力発電所事故を踏まえて、より高い安全性を求められつつ、今後も世界的な原子力利用は拡大していく。

原子力利用に伴い確実に発生する使用済燃料及び放射性廃棄物処理問題、更には核兵器への転用問題は、世界共通の課題である。

これらの課題を解決するため、放射性廃棄物の減容化、有害度低減及び核不拡散を統合的に実現することが急がれる。同時に、世界各国がそれらの対策を統一的かつ安全に進めていくことができるよう、国際ルール等を構築していかなければならない。

よって、次の政策を推進する。

①放射性廃棄物の減容化・有害度低減技術を「コア技術」（国が戦略的に集中投資すべき具体的な開発課題や技術）と位置付け、戦略的な研究を推進する。

- ②「F a C Tプロジェクト」に加え、「放射性廃棄物の減容化、有害度低減及び核不拡散に関するプロジェクトチーム」を国内に立ち上げ、国際的な研究拠点の運営母体を構築する。
- ③『エネルギー基本計画』（平成 26 年 4 月 11 日閣議決定）で「廃棄物の減容化・有害度の低減や核不拡散関連技術等の向上のための国際的な研究拠点」と位置付けられた「もんじゅ」及び「J-P A R C」等の加速器を有効に活用し、国際協力の下で世界の知見を集約した研究を進めるとともに、国際ルール化する体制を構築する。

●「海洋総合戦略」の推進

（宇宙・海洋開発特別委員会）

世界の海洋資源開発産業は成長が著しく、海洋再生可能エネルギーについても高い成長が予測されている。

海洋産業を巡る国際競争に対応するため、次の政策を推進する。

- ①海洋掘削事業の国際競争力強化を図る。
- ②海洋プラント産業の基盤技術を強化する。
- ③熱水鉱床等の開発における資源探査と生産システム開発に民間企業を活用する。
- ④海洋再生可能エネルギー開発を推進する。
- ⑤海事産業（海運・造船等）の成長を支援する。
- ⑥海洋開発産業が必要とする中核的な技術者の人材育成等を一体的に推進する。

●エネルギー資源の安定的な輸送確保と海洋資源等の開発・利用の推進

（国土交通部会）

安定・低廉なエネルギーを確保し、海洋開発を進めて我が国の成長エンジンとすることは、経済再生に資するものである。

よって、次の政策を推進する。

- ①北米からパナマ運河を経由したシェールガス輸送、北極海航路・豪州からの液化水素輸送等、エネルギー輸送ルートが多様化に対応した安定的な輸送を確保するため、我が国の技術・技能を活かした海運・造船企業の戦略的な取組みを支援する。
- ②海洋権益確保のための海洋調査等の推進、海洋鉱物資源開発等の研究開発、海洋産業の戦略的育成、活動拠点の整備、海洋の管理に資する海洋観光の振興等を促進する。
- ③これを確実なものとするため、戦略的海上保安体制を構築する。

● ICTの活用による高度なエネルギーマネジメントの実現

(総務部会)【再掲】

生活の質を向上させつつエネルギー消費量を削減するため、エネルギーを賢く消費することを可能とするエネルギーマネジメントの実現が重要である。

よって、次の政策を推進する。

- ICTを活用して、個々のエネルギー消費者や個々の機器が通信ネットワークに接続し、賢いエネルギー消費を可能とする高度なエネルギーマネジメントの実現に向けたICT技術の開発・標準化などを行う。

● 超低消費電力通信技術を活用した社会資本の維持管理

(総務部会)【再掲】

高度経済成長期に集中的に整備された社会インフラの老朽化が進む中、効果的・効率的に社会インフラを維持管理していくことが課題となっている。

電池を5年間交換不要とする超低消費電力無線通信技術(消費電力は現在の1/1,000)を確立し、超高速ネットワーク技術等によるICT基盤技術を活用して、従来の目視・打音検査による点検をセンサーなどによる常時遠隔監視により行うことにより、予防保全を基本とする社会インフラの効率的・効果的な維持管理が可能となる。

よって、次の政策を推進する。

- ①センサーで計測したひずみ・振動等のデータを、高信頼かつ低消費電力で柔軟に収集・伝送する通信技術等を確立する。実際の社会インフラにおいてフィールド実証等を行うことにより、その効果を検証する。
- ②研究開発成果の普及、我が国の情報通信インフラ維持管理分野における国際競争力の強化のため、フィールド実証等の成果を基に国際標準化を推進する。

●廃棄物の適正処理体制の確保と使用済小型電子機器等の循環資源の活用

(環境部会)

廃棄物処理施設の老朽化が進んでいる。

施設の更新を進めるとともに、防災対策、天然資源採取の削減、環境負荷の低減にも繋げることにより、地域に新たな事業と雇用を創出することができる。

よって、次の政策を推進する。

- ①早急に廃棄物処理施設の更新を進め、その長寿命化を図ることにより、地域の生活基盤として重要な廃棄物の適正処理体制を確保する。
- ②首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大災害で発生すると想定される膨大な災害廃棄物を広域圏で円滑に処理する体制を確保する。
- ③エネルギー供給が可能な廃棄物処理施設を「防災拠点」として位置づけ、その機能を強化することで、巨大災害への備えを着実に実施する。
- ④廃棄物処理施設等における焼却時の熱エネルギー等の有効活用、レアメタルやベースメタルといった有用金属が含まれる使用済小型電子機器等の再資源化、2R(リデュース・リユース)の取組み等を推進する。

3. 医療・介護・健康分野

少子高齢化に伴い、更なる市場の拡大が予想される医療・介護分野は、世界に誇るノウハウを有しながらも、これまでは成長産業として見なされてこなかった。

医療・介護分野の研究開発を促進し、関連産業を成長のエンジンとして育成することによって、健康寿命の延伸という国民のニーズに応えるとともに、積極的に世界市場への展開を図ることは、成長戦略の観点からも重要な課題である。

また、これまで国民の安心を支えてきた国民皆保険に象徴される社会保障制度の持続可能性を堅持する必要がある。

このため、医療・介護の効率化、サービスの質の向上、健康寿命の延伸に向けた予防・食事・運動指導等の推進に一体的に取り組まなければならない。

●再生医療等の革新的な医療技術の実用化に向けた研究の強化

(科学技術・イノベーション戦略調査会)

これまで、大学等から生まれた革新的な基礎研究の成果は、医薬品・医療機器としての実用化に十分に結びついてこなかった。

革新的シーズの実用化を加速する研究開発の取組みを強化することによって、日本発の革新的な医療技術の実用化が推進され、健康長寿社会の実現に貢献できるとともに、我が国の医療関連産業をリーディング産業へと発展させることができる。

世界最先端の技術による iPS 細胞等を用いた再生医療等の革新的な医療技術の実用化に向けた取組みを強化するために、次の政策を推進する。

①橋渡し研究を強化する。

- ・大学等の有望な基礎研究成果の臨床応用への橋渡しを行う拠点を全国に整備し、文部科学省と厚生労働省が連携をしながら、橋渡し研究を推進・強化

②革新的な再生医療の実現に向けた取組みを加速させる。

- ・京都大学 iPS 細胞研究所を中核拠点として、iPS 細胞等を用いた再生医療・創薬の実現に向けた取組みを加速
(加齢黄斑変性、心不全、角膜疾患、パーキンソン病等に対する臨床適用を目指す)

③革新的な創薬や疾患の克服等に向けた先端研究を推進する。

・がんや精神・神経疾患等の克服に資する革新的成果の創出に向けた先端研究を推進

④「日本医療研究開発機構（仮称）」に集約される医療分野の研究開発事業について、積極的に推進する。

●介護分野における「ロボット利活用技術の開発実証」の推進

（総務部会）

総合科学技術会議において、「健康長寿社会の実現」を始めとした政策課題を分野横断的に支えるICT基盤技術として、「個々人の周囲をとりまく情報機器が感覚や感情を共有し、個々人が意識することなく社会活動を周囲の環境が支える」技術が掲げられている。

ロボットや情報機器が自然に人の活動を支えるためには、ロボット技術・脳情報処理技術・センサ技術を組み合わせ、音声操作や意識するだけでこれら機器が協調して必要なサービスを提供するための基盤技術を開発するとともに、要素技術を組み合わせたシステムを組み上げてコンセプト実証を行うことが必要である。

よって、次の政策を推進する。

①高齢者の社会参加拡大や介護者の負担軽減のために、電動車いす・各種センサ・クラウドをネットワーク化することで、電動車いす単体では実現できない機能（遠隔地にいる保護者による搭乗者の見守り、搭乗者の意図や周囲の危険を察知する自律移動等）を実現する「ネットワーク支援型移動システムの開発実証」を進める。

②同システムのロボット重機への適用によって、災害復旧工事の自動化等にも応用するなど、他分野でのイノベーションにもつながるリファレンスモデルとする。

●ICTの活用による医療・介護分野の高度化

（社会保障制度に関する特命委員会、IT戦略特命委員会、厚生労働部会、総務部会）

【再掲】

超高齢社会への突入に伴い、生産年齢人口の減少や医療・介護等の社会保障費の増大等の課題に直面している。

また、これまでの健康づくりに関して自助努力を促す取組みは、比較的健康意識の高い人を中心とした小規模なものが多く、具体的な効果に繋がりにくかった。

医療・介護・健康分野における情報連携の促進により、継続的で質の高い医療・介護サービスの提供、重複検査等の回避による医療費増大の抑制、国民の健診受診率の向上や生活習慣病等の発症・重症化予防による健康寿命の延伸、災害時のバックアップ、産業の活性化等に寄与することが期待できる。

よって、次の政策を推進する。

- ①「医療情報連携ネットワーク」を全国展開するとともに、情報分析と利活用の高度化を推進することによって、医療の質の向上と効率化の実現に取り組む。
 - ・かかりつけ医や看護師等の専門職の地域における高度な連携、更に必要な場合には専門医・大病院への連携といった「365日24時間対応可能な在宅医療提供体制」を構築
 - ・EHR連携基盤を公共インフラ化し、先端技術とビッグデータ解析で医療水準を向上
- ②健康づくりに対する「無関心層」の気づきや行動変容を促すためのツールとしてICTを活用し、健康づくりに関する各取組みにおいて収集・蓄積される健康情報を医療・介護情報等とも有機的に連動させることにより、データに基づく効果的で効率的なサービスの提供を可能とする「ICT健康モデル」を確立する。
- ③個人についても、生涯にわたって特定できる「マイナンバー制度」の活用により、必要な時に必要なサービスが提供されるような体制を整備する。

●「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」の創設

（厚生労働部会）

医療・介護サービスを提供する法人制度の見直しなどにより、質の高い医療・介護サービスを包括的に提供できる体制を構築することが必要である。

よって、次の政策を推進する。

- ①地域で医療や介護サービスを包括的に提供することができるよう、複数の医療法人や社会福祉法人等を束ねて一体的に経営することを可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。その具体的内容について検討を進める。
- ②医療法人制度において、その社員に法人がなることができることの明確化を図る。

●健康・予防サービス産業の育成

(社会保障制度に関する特命委員会)

医療・介護など公的保険により対応している分野に加え、その周辺にある健康・予防等のサービス産業は、今後、成長が期待される分野の1つである。

我が国が世界に先駆けて超高齢社会を迎えるに当たり、健康・予防等の分野で創意工夫をこらした新しい産業を生み出すことは、日本経済の発展に大きく貢献するとともに、世界に超高齢社会の範を示すことになる。

よって、次の政策を推進する。

- ①公的保険外サービスが自律的にかつ地域レベルでも成長できるような環境整備や支援を行うことが重要であることから、「グレーゾーン解消制度」などを活用し、事業者が公的保険外の健康・予防等サービスを実施しようとした場合に、関連法の規制の適用範囲が不明確な部分の解消を図る。
- ②健康・予防等サービスがエビデンスに基づき健全に成長・普及していくよう、民間の知見や能力を活用した「第三者認証制度」のような品質確保の仕組みの構築を支援する。
- ③地域産業としての成長を促すために、医療関係者、民間事業者、自治体が協力して「新たなビジネスモデルを確立していくための実証事業」(医・農・商・工の連携モデル等)や、「中小企業を中心とする資金調達の仕組みづくり」、「アクティブシニアの活用などによる人材の育成」について検討を進める。

●健康増進・予防への取組みを促すためのインセンティブ付与

(厚生労働部会)

高齢化社会において社会保障制度の持続可能性の確保が課題となっている中で、健康・予防の取組みにインセンティブを付与することにより、その取組みを促進する必要がある。よって、次の政策を推進する。

- ①医療保険加入者個人の生活習慣の改善に向けた努力を促すため、保険者が加入者に対して、「ヘルスケアポイントの付与」、「現金給付」などを選択して行うことができる取組みを、保健事業を活用して促進する。

- ②後期高齢者医療への支援金の加算・減算制度について、関係者の意見や保健指導の効果検証等を踏まえ、具体策を検討する。
- ③糖尿病が疑われる者等を対象として、ホテル・旅館等を活用して行う滞在型の新しい保健指導プログラム「宿泊型新保健指導プログラム（仮称）」を開発し、普及を促進する。

●日本発「長寿ブランド」の世界展開

（社会保障制度に関する特命委員会）

高齢化の進行は、我が国において「健康長寿を全うすることのできる環境」が整備されてきたことの結果でもある。

先進国のみならず新興国においても、高齢化に伴い生活習慣病患者が増大しており、日本の超高齢社会への対応に注目が集まっている。

同じ課題を抱える国々への貢献、我が国の経済成長、国民の健康寿命の延伸に繋がることを期して、次の政策を推進する。

- 日本の優れた医療・介護サービス、健康・予防等サービス、保険制度や健診制度などを、国際的にも通用するパッケージとして体系化し、日本の「長寿ブランド」として確立し、世界市場に展開する。

●医療分野における国際貢献

（外交部会）

医療・介護分野につき、積極的な国際展開を図ることを通じ、我が国の医療システム・医療機材等の輸出を促進するとともに、我が国及び開発途上地域の医療・介護レベルの向上に貢献することを目指すべきである。

よって、次の政策を推進する。

- ①ODA技術協力によって、新興国・開発途上国における「医師・看護師等、医療人材の育成」や「公的医療保険制度整備支援」を通じた日本型医療の国際展開を推進する。
- ②医療分野の無償資金協力による日本の優れた医療機材等の供与、民間連携事業・研修

事業等による我が国の先進医療や保健医療制度の有効性の共有、各国の医療分野の政策人材とのネットワーク形成等による医療の国際展開への貢献を行う。

4. 農林水産業・食品産業分野

古来、美しい国土を守り、日本が誇る文化を育んできた農山漁村。従事者の減少・高齢化等を抱える我が国の農林水産業・農山漁村の活性化は待ったなしの課題である。

農業を成長産業化し、経営感覚あふれる農業経営体が、自らの経営判断に基づき作物を選択し、国内外の需要開拓や6次産業化に取り組める環境を整備することにより、日本農業の構造改革や競争力強化を実現する。併せて都市農業の振興も図る。

更に、森林の多面的機能の維持・向上を図りつつ、林業の成長産業化を実現することによって、地球温暖化防止や国土強靱化に資する強い森林づくりを推進する。

また、「水産日本」の復活を実現するためには、浜ごとの総合的かつ戦略的な計画に基づき、収益性の高い漁船漁業の構築・資源管理措置の強化といった生産段階の施策と、国産水産物の内外を通じた「出口戦略」を一体的に図ることで、水産業を活性化する必要がある。

地域資源を活用した雇用の場や所得獲得機会を創出することによって、美しく伝統ある農山漁村を、活力とともに次世代に継承していかなければならない。

●農業の成長産業化

(農林部会)

①現場の実態に即した着実な農政改革を実行し、それを支える農業基盤を整備する。

- ・多様な現場ニーズを踏まえつつ、意欲ある農業者が自らの経営判断によって需要に応じた作物の選択や主食用米生産ができるよう、環境整備を推進
- ・農地中間管理機構を活用して地域の分散錯綜した農地を整理し、農地利用の集積・集約を加速化
- ・生産性向上に結びつく農地集積や農業の高付加価値化を促進するための基盤整備
- ・農業水利施設の長寿命化・耐震化対策等の推進

②畜産・酪農の構造改革と競争力強化を推進する。

- ・高収益型畜産の構築（畜産クラスター）

- ・繁殖基盤の再構築・畜産経営の安定化
- ・飼料用米の供給・加工・流通体制の整備
- ・インターネット等の情報通信技術の活用
- ・「養豚農業振興法」の制定

③ 6次産業化を推進する。

- ・農林漁業成長産業化ファンド（A-F I V E）の積極的な活用
- ・地理的表示制度等を活用した農産物のブランド化
- ・農山漁村の豊富な資源を活用した地域主導の再生可能エネルギーの導入推進

④ 次世代施設園芸等の生産流通システムを高度化する。

- ・地域資源のエネルギー活用や先端技術と強固な販売力の融合による大規模な施設園芸団地の整備
- ・ロボットや情報通信技術を活用したスマート農業の実現

⑤ 新たな国内需要に対応した農産物・食品の生産・開発・普及を行う。

- ・人口構造の変化等に伴い国内の総需要が縮小することを踏まえ、輸入品シェアの高い農産物（加工・業務用野菜、薬用作物、有機農産物等）について、国産品シェアの奪回を図る
- ・地理的表示制度等を活用した地域の特色ある農産物・食品の需要喚起
- ・新たな国内需要を踏まえた「医・福・食・農連携」の推進
- ・和食のユネスコ無形文化遺産登録を踏まえ、教育の場や2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を活用し、「日本食・和の文化」を次世代に継承し、国外にも発信
- ・「花きの振興に関する法律」の制定

⑥ 国産農産物・食品の輸出を促進する。

- ・輸出1兆円目標（2020年）の達成に向け、国別・品目別輸出戦略を着実に実行
- ・当面、中間目標として、2016年に7,000億円を目指す
- ・オールジャパンでの輸出促進に向けた品目別輸出促進団体の育成・支援
- ・輸出のビジネスサポートをJETROに集約
- ・日本の食文化・食産業の海外展開（Made BY Japan）と結びついた農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）の促進
- ・地域の和食食材を活用した加工品の輸出について、海外に55,000軒ある日本食レストランや在外公館、JETRO、海外に進出している日本企業等の食事施設をタ

ーゲットとして、地域の和食食材を使用した加工品をB to B（企業間取引）で輸出する配送システムを構築

- ・日本の最先端の食品加工技術の優位性を活かし、日本各地で受け継がれてきた伝統的な郷土料理や地域の特産品を使用した料理を、レトルト・缶詰・冷凍等の製品に加工して輸出

● ICTの活用による農業の生産性向上と高付加価値化

（IT戦略特命委員会、総務部会）【再掲】

現状、日本の農業は安全・安心かつ高品質の農産物を生産する技術を有し、多様性に富む農産物による豊かな食文化の形成など、多くの面で優位にあるが、産業として捉えた場合、競争力を活かしきれていないという課題が存在する。

国家戦略特区と連携しつつ、ビッグデータを活用することによって、小規模農家にも配慮した生産性拡大、バリューチェーン全体をカバーしたブランド農産物の育成や輸出拡大を実現するべきである。

よって、次の政策を推進する。

- ①農業の現場における計測などで得られる多くのデータを蓄積・解析し、高い生産技術を持つ熟練農家の知恵を小規模農家も含む多数の経営体で共有すること、人材育成に活用すること等により、収益向上を目指す。
- ②農場から食卓までの情報連携により、バリューチェーンを構築し、付加価値の向上との相乗効果による安全・安心なジャパンブランドの確立を図る。

● 林業の成長産業化

（農林部会）

- ①新たな木材需要を創出する。

- ・CLT（直交集成板）の普及を加速するための建築基準見直しに必要なデータ収集、施工ノウハウの確立、CLT生産体制の整備を推進
- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連施設や公共建築物等への木材利用の促進
- ・木質バイオマスの利用促進やマテリアル利用等に向けた技術開発

- ・日本産木材・木製品輸出の取組み推進
- ・木材需要拡大のための新たな仕組みの総合的検討

②国産材の安定的・効率的な供給体制を整備する。

- ・川上と川中川下の連携を強化し、国産材の安定供給体制を構築
- ・不在村森林所有者の探索や境界明確化の加速による施業集約化の推進
- ・素材生産者など担い手の強化（意欲ある経営体の育成、生産管理の推進、労働安全推進など担い手の育成・確保）

③森林の多面的機能を維持・向上させる。

- ・森林整備事業等により、資源の循環利用を推進するとともに、地球温暖化防止のための間伐や路網整備に加え、主伐後の再造林のための条件整備等を推進
- ・水源林・放置林などに対する公的支援の強化
- ・先端的な林業技術の開発や人材育成の推進
- ・農林水産業の基盤を強化するため、地域の安全性の向上を図る総合的な治山対策や鳥獣被害対策を含めた森林の整備等による「緑の国土強靱化」を推進
- ・花粉症の被害軽減のため、花粉の少ない森林づくりを推進
- ・森林吸収源対策のための税財源を確保

④地域資源を活用した魅力ある山村づくりを行う。

- ・人口減少など社会構造の変化に対応し、木材や特用林産物など森林資源活用による山村振興、地域住民等による森林の保全管理を推進

●「水産日本」復活の実現

（水産部会）

①持続可能で収益性の高い漁業・養殖業の基盤を構築する。

- ・「浜の活力再生プラン」を策定した漁業地域で、10%以上の所得向上を目指す
- ・漁船の操業コストに占める割合が高い燃油の価格の高止まりによる影響を緩和
- ・漁船の高船齢化（船齢20年超の漁船：平成21年41.9%⇒平成24年56.3%）が進む中、「漁業構造改革総合対策事業」の取組みを継続・強化
- ・沿岸漁業についても、改革型漁船の導入・実証を推進
- ・太平洋クロマグロについては、当面の間、未成魚漁獲量の2002年-2004年平均レベル（漁獲実績）からの半減に向けて国際的・国内的な対応を進め、親魚資源を10

年以内に歴史的中間値まで回復させるなど、持続可能な漁業・養殖業を推進

②国産水産物の需要を拡大する。

- ・都道府県単位でのHACCP取得のニーズの掘り起こしを積極的に推進するとともに、施設整備に推進に即した認定の迅速化を図り、水産物の輸出額を2012年の1,700億円から2020年に3,500億円に倍増する目標を実現
- ・国内における水産物消費量が急減（2001年：40.2kg/人年⇒2011年：28.5kg/人年）する中、水産物の流通過程の各段階におけるニーズを把握し、当該ニーズに対応できる商品を開発・提供

③現行の『日本再興戦略』を修文する。

P14：「⑤農林水産業を成長産業にする」の〈成果目標〉に、下記の通り追記

- ◆「水産日本」の復活の実現を図り、「浜の活力再生プラン」により構造改革を進めるとともに、水産物の輸出額を2020年までに3,500億円に伸ばす。

P83：現行の水産関係の記述を独立させ、その下に次の記述を追記する。

○水産日本の復活

- ・漁業地域自らが、漁業者の所得向上を目的に、魚価向上・漁業コスト削減の取り組みを行い、漁業・漁村の構造改革を目指すための計画である「浜の活力再生プラン」の作成を支援する。
- ・収益性の高い漁船漁業の構築を図るため、漁業用燃油高騰対策を講じ、また、漁業構造改革総合対策事業の取組を継続・強化するとともに、沿岸漁業についても改革型漁船の導入・実証を推進する。
- ・海洋環境の変化等にも対応した資源評価の精度向上を図り、資源管理措置を強化する。また、多国間・二国間の国際的な資源管理の取組を推進する。これにより、持続可能な漁業・養殖業を推進し、地域水産業の活性化を図る。
- ・水産加工施設等が輸出先国の求める衛生条件を満たすよう、輸出先国のHACCP基準等を満たすためのHACCP認定取得の円滑化に向け、厚生労働省と連携した体制の整備を図る。また、消費者ニーズを的確に捉えた商品開発、販売ニーズや産地情報の共有化等を通じて、国産水産物の流通促進を図る。

●美しく活力ある農山漁村づくり

(農林部会、環境・温暖化対策調査会、環境部会)

①農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する。

- ・日本型直接支払の活用を推進し、共同活動による地域資源の保全管理等により農業・農村の多面的機能の発揮を促進するとともに、担い手の負担を軽減し、構造改革を後押し

②若年層の就業促進・雇用創出を行う。

- ・農山漁村における就業促進、地域資源を活用した新たな地域産業の振興、地域資源のエネルギー利用の推進
- ・女性農業経営者の積極的な活用を促進

③農山漁村における基幹集落と周辺集落との連携を強化する。

- ・集落の維持に必要な施設・機能の基幹集落への集約と周辺集落との連携強化を図るための総合的な土地利用計画を踏まえた法体制の構築（農山漁村法制定等）と実施手法の検討、生産基盤・生活関連施設の総合的な再編

④農山漁村に人を呼び込む魅力づくりを進める。

- ・子供や若者の農山漁村への呼び込みの推進、空き家・廃校等を利用した定住環境・交流人口の拡大、鳥獣被害対策の担い手の確保、緑や農業体験の場を提供する都市農業の振興等
- ・定年退職者が農村へ移住する「定年帰農」を推進

⑤鳥獣被害対策の抜本的強化により、自然と共生する地域社会を構築する。

- ・鳥獣の個体数増加及び生息地拡大に伴い、希少な高山植物の食害等の自然生態系への影響や農林水産業における被害が深刻化していることから、鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の育成など鳥獣被害対策の強化、有害鳥獣の生息地となる里地里山の適切な管理を促進

⑥二酸化炭素の吸収源の拡大等に資する自然を再生する。

- ・里地里山や緑地の保全・再生、未利用地の緑化などを推進することにより、二酸化炭素の吸収や生物多様性保全など多様な公益的機能を有する自然を再生
- ・カーボン・オフセットの取組みを通じて、中山間地域等で二酸化炭素の吸収に取り組む者に資金を還流させ、地域経済を活性化

5. オリンピック・パラリンピック開催効果の最大化

●オリンピック・パラリンピック東京大会の機会を活用した「日本発イノベーション」の加速と発信

(文部科学部会)

2020年を単に五輪開催の年とするのではなく、新たな成長に向かうターゲットイヤーとして位置づけ、産学官が一丸となって、日本発イノベーションの加速とその成果の世界への発信に取り組む。

海外からの投資や訪日高度外国人の拡大も期待できることから、次の政策を推進する。

①「High Tech Test Bed 構想（仮称）」を実施する。

- ・「2020年に実現したい夢・シェアしたい価値観」があり、「直面する社会的課題」にも対応した社会を変革する研究開発課題を抽出
- ・科学館周辺エリア等で、産業界、自治体、大学等が連携して技術実証を実施
- ・実用展開を見据えながら実証実験を行うに当たって、規制緩和（構造改革特別区域指定等）を実施

②世界に日本の科学技術を発信する。

- ・国内のサイエンス・ミュージアム（日本科学未来館・国立科学博物館・科学技術館等）が中核となり大学、企業等関係機関から成るネットワーク組織を形成
- ・デザイナーなどを巻き込み、従来の発想にとらわれない全く新しい手法による展示、コミュニケーション手法を開発
- ・日本の最先端科学技術発信のためのコンテンツの製作、国内外での巡回展示、2020年の特別企画展開催などを実施

●スポーツの力を通じた競争力強化と世界の発展への貢献

(文部科学部会、外交部会)

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、スポーツを通じた日本の国際的なプレゼンスの向上、国民の健康の保持・増進、スポーツ関連の新たな産業分野の開拓、地域経済の活性化を図る取組みを目指すべきである。

よって、次の政策を推進する。

- ①国際競技力の向上を図るため、ジュニア期からの中長期的視点での選手育成、多方面から専門的かつ高度な支援を行うマルチサポート、女性特有の課題に着目した戦略的な女性アスリート育成・支援、国立スポーツ科学センター（JISS）、ナショナルトレーニングセンター（NTC）における選手の育成・支援等を実施する。
- ②パラリンピック競技の強化・研究活動拠点の整備・運営の在り方の検討を進めるとともに、地域における障害者のスポーツ参加を促進するなど、トップスポーツから地域スポーツまで、障害者スポーツを推進する。
- ③スポーツ団体等の自己収入確保、経営改善を支援するなど、スポーツの「産業化」への橋渡しを行う。
- ④スポーツを通じた地域コミュニティの活性化や、全ての国民が各年齢層で継続的に運動・スポーツに親しむことができる環境づくり等により、スポーツを通じた地域活性化・健康増進を図る。
- ⑤食育等の健康教育により、健やかな体を育成する。
※平成23年度の国民医療費のうち生活習慣病が占める割合は22.9%（厚生労働省）
- ⑥2020年オリンピック・パラリンピックの開催国として、オリンピックムーブメントの普及、国際的な人材養成の中核拠点形成、国際アンチ・ドーピング推進体制の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進する。
・開発途上国をはじめとする100か国以上の国、1,000万人以上が対象
- ⑦2020年オリンピック・パラリンピック東京大会で高まった国民のスポーツへの関心を大会終了後も絶やすことのないよう、国際競技大会等の積極的な招致に取り組む。

●「環境オリンピック」の実現と「環境都市東京」の実現

（環境・温暖化対策調査会、環境部会）

オリンピック・パラリンピック東京大会は、温室効果ガス削減目標年でもある2020年に開催される。

「環境オリンピック」を実現するとともに、大会を契機とした「環境都市東京」を実現し、「環境先進国・日本」を世界にアピールすることによって、日本の環境技術や制度を世

界各国に広く展開する好機とし、我が国の経済成長に繋げるべきである。
よって、次の政策を推進する。

- ①オリンピック・パラリンピックに向けた各種社会資本整備の際に、最先端の低炭素技術の導入等を加速化させ、国内の低炭素技術市場の拡大に寄与する。
- ②環境への負荷の極力少ない大会を実現する。
- ③再生可能エネルギーや燃料電池車の導入など、東京を中心とした大都市圏で日本の環境技術と制度を活かした環境都市を実現することにより、国際社会に「環境先進国・日本」の姿を発信する。
- ④大会開催を契機に、国立公園やESD（持続可能な開発のための教育）の取組みなど、日本の良さを積極的に対外発信する。

●「オリンピック憲章」の精神に則った「文化プログラム」の実施

（文部科学部会）

「オリンピック憲章」の39条には、「OCOG（オリンピック組織委員会）は、短くともオリンピック村の開村期間、複数の文化イベントのプログラムを計画しなければならない」と規定されており、本憲章の根本原則にも「スポーツを文化と教育と融合させる」との記述がある。

ロンドン五輪では、開催都市・開催期間に留まらず、約4年間、全英において大々的に「文化プログラム」が実施された。

日本文化は、大きな資産であり、我が国最大の強みである。この強みを戦略的に発信することは、国際社会における日本の存在感の増大や日本人のアイデンティティを世界が認知することにも繋がるなど、外交的利益に結びつくものと言える。

また、文化イベントへの投資は、公共事業への投資と比較しても遜色が無いとのデータもある（公共事業への経済波及効果は概ね1.5～1.6。一方、「横浜トリエンナーレ2011」が1.83、「大地の芸術祭越後妻有トリエンナーレ2003」が1.73）。

これらを踏まえ、次の政策を推進する。

- ①2020年に向けて、全国の自治体や多くの芸術家等関係者とともに、日本全国において「文化プログラム」を実施する。具体的には、文化の力で次の目的を達成する。

- ◎人をつくる（文化芸術で「創造力・想像力」豊かな子供を育てる等）
- ◎地域を元気にする（地域の文化財など、文化資源を活かした発信等）
- ◎世界の文化交流のハブとなる（芸術フェスティバルの開催や伝統芸能の海外発信等）

②「文化プログラム」を支える施設・組織・制度を整備し、2020年を契機に日本が「文化芸術立国」として躍進することを目指す。

●オリンピック・パラリンピック開催効果の地域への波及

（国土交通部会）

オリンピック・パラリンピックの開催効果を広く地域に波及させるために、次の政策を推進する。

- ①オリンピック・パラリンピック東京大会を機に訪日した外国人を、東京のみならず地方へ誘導するための施策を充実させる。
 - ・訪日プロモーションの強化
 - ・地方における諸外国チームの事前合宿やスポーツ・文化イベントの実施
 - ・地方への国際会議等の誘致
 - ・アイヌ文化の復興等による国際交流の促進
- ②各地を訪問する外国人旅行者がスムーズに移動できるよう、交通の利便性の確保、多言語対応、無料公衆無線LAN環境の整備を促進する。

Ⅲ. 拡大する国際市場の成長を取り込む

事業環境のグローバル化の中で、優れた技術や商品を生み出すイノベーションを促進し、「技術で稼ぐ」経営を実現するためには、特許による収益の確保、秘匿すべき技術や営業秘密のブラック・ボックス化、標準化戦略による市場規模・市場シェアの拡大、それらを最適に組み合わせた「オープン・クローズ戦略」が必要である。

とりわけ、世界最先端の「知財立国」としての充実した取組みが求められる。

また、自由民主党は、『参議院選挙公約 2013』に、「クールジャパン戦略」の推進への決意とともに、「2018年までに放送コンテンツ関連海外売上高を現在（63億円）の3倍に増加させる」という目標を記した。

更に、『政権公約 2012』及び『参議院選挙公約 2013』では、「観光立国」としての取組み強化も公約している。

我が国は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を目途として、訪日外国人旅行者2,000万人の高みを目指していく。観光立国政策を強力に推進することによって、その果実を地域社会や中小企業に波及させることができる。

先ずは、海外への情報発信の最前線となるJNTO等の体制を強化しながら、オールジャパンで「日本ブランド」の作り上げと発信を強化しなければならない。

また、ビザ要件の緩和や、C I Q体制の拡充・強化、出入国手続の改善等によって、訪日旅行の容易化を加速するべきである。

そして、地域間の広域連携の強化や地方での免税店の拡大等を図りつつ、世界に通用する魅力ある観光地域づくりを促進する。

政府関係機関においては、持てるツール（人材・施設・制度）をフル活用して、緊密な連携の下に、拡大する国際市場の成長を日本に取り込む上で最強の体制を再構築していただきたい。

「アベノミクス」の成長戦略の成功を確実なものとする上では、経済連携交渉を進めるとともに、資源・エネルギーの確保、対日投資の促進、インフラ輸出や日本企業等の海外展開支援など、戦略的ODAも活用しつつ「経済外交」をより一層推進しなければならない。

勿論、海外で活動する日本人の安全確保も、政府の重要な役割である。

1. 世界最先端の「知財立国」に向けた取組み

●幅広い知的財産支援の実施による海外展開促進

(知的財産戦略調査会、経済産業部会)

中小企業・ベンチャー企業・大学・研究機関・個人などに対して、知的財産の創造・保護・活用につき、幅広く支援をしていく必要がある。

とりわけ製造ノウハウなどブラック・ボックス化して保護すべき技術や営業秘密について、その流出防止と保護を強化するべきである。

よって、次の政策を推進する。

- ①「営業秘密管理指針」の改訂によって、企業の管理レベル向上と漏洩対応の強化を実施する。
- ②先端技術の特許化・秘匿化（営業秘密）の相談を受けるとともに、秘匿化のための支援（将来の盗取等に備えた保有者の証明等）、模倣品対策、知的財産活用戦略の推進等をワンストップで支援するための体制を強化する。在外関係機関（在外公館・JETROなど）による支援体制の強化も行う。
- ③知財情報を中小企業等に提供する基礎インフラとしての「IPDL（特許電子図書館）」を諸外国並みに刷新構築する。
- ④大学や企業が保有する未利用特許について、中小企業等による活用や事業化を促進するための橋渡しの機能を強化する。
- ⑤発明の一層の奨励を図り、幅広く円滑な知財の権利化を支援するべく、特許・商標・意匠等の取得及び維持に係る料金体系を見直す。
- ⑥中小企業等の経営層を知財面から支える人材育成やネットワークを構築する。

●「世界最速・最高品質」の特許審査の実現

(知的財産戦略調査会、経済産業部会)【再掲】

日本で特許を取れば、その審査結果が海外の審査でも通用し、海外でも強い権利を速やかに取れるような日本の知財システムを構築することが必要である。

よって、次の政策を推進する。

- ①審査の権利化までの期間の半減する（平成 24 年実績である 30 カ月を、今後 10 年以内に 14 カ月以内に）。
- ②一次審査までの期間を更に短縮する（現在の 11 カ月を 10 カ月に）。
- ③特許国際出願の審査対象（I S A 管轄）を拡大する。
- ④外部有識者による客観的な品質管理システムを導入し、審査品質を向上させる。
- ⑤特許庁の審査体制を更に整備・強化する。

●知財システムの国際化の推進

(知的財産戦略調査会、経済産業部会)

特にアジア諸国などにおける知財システムの整備を通じて、日本企業のグローバル活動を強力に支援する必要がある。

よって、次の政策を推進する。

- ①我が国の審査官派遣や審査協力によってアジア諸国における知財システムの整備を支援するとともに、I N P I T（独立行政法人工業所有権情報・研修館）の活用などによって日本の中小企業等の権利取得や模倣品対策の海外現地での支援を強化する。
- ②全世界の特許・実用新案出願数約 318 万件（平成 25 年）のうち 4 割を占める中国の出願について、日本語で中国文献を検索できるシステムを整備して（平成 27 年 1 月稼働目標）、中国語文献の和文翻訳システムの整備を加速化し、情報提供を充実させる。
- ③日本企業の負担軽減のため、国毎に異なる特許及び商標出願手続の統一化等を実現す

る「特許法条約」及び「シンガポール条約」（商標）への加入を検討する。

●世界中の知的財産の売買を扱う市場の開設

（J-ファイルを実現するための特別会計の検証と活用に関するPT）

知的財産の種類は時代の変遷と共に多岐にわたり、発明者・執筆者や作成者・所有者も大企業から個人まで、老若男女を問わず世界中で様々である。

この膨大な知的財産につき、売買・紹介・評価と価値の確定等が客観的にできれば大変便利であり、手数料収入に加え、金融など数々の周辺業務が予想されるが、現時点では知的財産に対応できる開かれた市場や組織は世界中どこにも存在しない。

よって、次の政策を検討する。

①内外の特許や意匠など各種知的財産全般を扱い、発明者と投資家やユーザーを繋ぐ世界初の『知財取引センター』を、日本に創設する。

②その前提として、リアルタイムでネット等を駆使出来る新しいシステムと信用・信頼を確保するためのコンプライアンス等のルール作りを行う。

・財源は、年間1,000億円を超える特許出願や審査請求の特許料等の収入を活用

●「職務発明制度」の抜本的見直しの前倒し

（知的財産戦略調査会）

昨年6月の『知的財産政策に関する基本方針』（閣議決定）、『知的財産政策ビジョン』（知財本部決定）においては、「例えば、法人帰属や使用者と従業者などとの契約に委ねるなど、産業競争力に資する措置を講じる」とされている。

○本年夏をめどに結論を得るべく産業構造審議会で議論中だが、可能な限り早いタイミングでの法案提出を目指し、議論を加速化させる。

2. 「クールジャパン戦略」の推進

●音楽産業をモデルとした国際展開のための環境整備の横展開

(知的財産戦略調査会)

「クールジャパン機構」や「放送コンテンツ海外展開促進機構」の設立、「J-LOP支援事業」(平成24年度補正予算:コンテンツ制作支援補助)の開始など、コンテンツ産業の国際展開のための強力なツールが出揃った。

今後、これらのツールの連携の深化を図り、総合的なクールジャパン戦略を強力に展開する必要がある。

よって、次の政策を推進する。

- ①国内市場が成熟し海外市場の開拓が待ったなしの状況である「音楽産業」をモデルに、徹底した海外市場の情報収集・分析、現地での情報発信・販売等の拠点を構築する。
- ②海賊版対策をはじめとする海外での権利保護システムを改善する。
- ③国際展開を担う人材育成等の支援策を、コンテンツごとにきめ細かに策定する。

●放送コンテンツの海外展開を通じた経済活性化と魅力の発信

(総務部会)

放送コンテンツの海外展開を通じて日本ブームを創出し、訪日外国人観光客の増加や地域の活性化等の政策目的を達成するためには、放送局のみならず、幅広い業種の企業や関係省庁を巻き込んだ形での関係者連携を一層強化する必要がある。

よって、次の政策を推進する。

- ①「放送コンテンツ海外展開強化連携モデル事業(仮称)」を実施する。
 - ・国内外の関係機関とも幅広く連携しながら、「訪日外国人観光客の増加」、「日本の最先端の音楽・ファッション等の発信」、「地域の活性化」、「日本食・食文化の魅力発信」等を目的とした放送コンテンツを製作し、海外に継続的に発信するモデル事業への支援

②外国人向けテレビ国際放送を充実・強化する。

- ・要請放送交付金を通じ、外国人向けテレビ国際放送（NHKワールドTV）の認知度の向上や視聴者の増加を図る

●アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

（知的財産戦略調査会）

書籍・映画・放送番組・音楽・アニメ・漫画・ゲーム・写真などの文化資産及びこれらの関連資料などのデジタルアーカイブ化を促進することは、新たな産業や文化創造の基盤となる知的インフラの構築の観点からも、日本文化や地域情報の海外発信の観点からも、重要な課題である。

よって、次の政策を推進する。

①アーカイブの利活用を促進するために必要な資金や人材を確保する。

②アーカイブシステムを支える基盤技術を開発する。

③権利処理や孤児著作物（権利の所在が不明な著作物）に関する著作権制度を見直す。

●ユネスコや国連大学等の国際的取組みを活用した「日本の魅力」の発信

（外交部会）

ユネスコや国連大学等における国際的な取組み（世界遺産・無形文化遺産等の文化財保護活動、地球規模の課題の研究など）における我が国の実績に鑑み、これらの経緯を活用して、「クールジャパン戦略」の推進とともに日本のプレゼンス強化を目指すべきである。よって、次の政策を推進する。

○ユネスコに登録された日本食や地域文化などを含めた多様な文化等、海外から高い信頼を得ている日本ブランドが持つ「日本の魅力」（経済的・社会的・文化的）を効果的に発信するための環境整備を図る。

●「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト」の推進と拡充

（外交部会）

平成 25 年 12 月の日・ASEAN 特別首脳会議において、新たな対アジア文化政策として、安倍総理から発表した「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」(2020 年までの 7 年間を目途に、1,000 人以上の芸術家・文化人の双方向の対話・交流事業や、3,000 人以上の日本語学習パートナーを派遣)は、対日理解の促進により各国との良好な関係の基盤をつくることを可能とするものである。

その効果は、「クールジャパン」、「ビジットジャパン」等の各戦略の成功や対日投資の増加にも繋がるものだと考える。

よって、次の政策を推進する。

- ①「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」の理念を活かし、青少年を中心とした文化・人的交流を充実させる。
- ②同様のプロジェクトを、アジア以外の地域においても実施していく。

3. 「観光立国」に向けた取組みの強化

●査証発給要件の緩和

(外交部会)

査証発給要件の緩和については、二国間関係や外交的意義、治安面の対応等について十分に考慮する必要があるものの、訪日外国人の増加には大きな効果が認められる。

よって、次の方針で取り組む。

○昨年の中ASEAN諸国に続き、更に査証発給要件を緩和する対象を増やす方向で、関係省庁間の協議を促進する。

●出入国審査の迅速・円滑な実施のための体制整備

(法務部会)

平成32年には、現在の約2倍となる2,000万人の訪日外国人旅行者の受入れを目指すこととされており、迅速・円滑な出入国審査体制の整備が必要である。

訪日外国人旅行者の満足度を高め、リピーターの増加に繋げるために、次の政策を推進する。

①自動化ゲートの改善を検討し、利用を促進する。

②空海港における外国人審査ブースを増やす。

③所要の出入国審査要員を確保する。

●無料公衆無線LANの整備による観光振興

(総務部会)【再掲】

外国人旅行者に特に要望の高い無料公衆無線LANの整備と利便性の向上は、観光振興に資する上、災害時においても、災害関連情報収集が困難な外国人旅行者を助けることが可能となる。

よって、次の政策を推進する。

- ①無料公衆無線LANを、観光地、景勝地、ショッピングセンター、防災拠点等に整備する。
- ②バックボーン回線の整備を促進する。
- ③複数の異なるサービス提供者の無料公衆無線LANの利用が、多言語に対応した1回の利用登録手続で可能となる基盤を整備する。

●国立公園等の優れた自然・景勝地の国際化や新たなツーリズムの発信

(環境部会)

訪日外国人は大幅に増加しているが、国立公園や国定公園の情報発信が十分ではなく、洋式トイレなど外国人対応の施設整備が進んでいない場所も残っている。

我が国の優れた景勝地の国際化と魅力向上により、地域経済の活性化に繋げるために、次の政策を推進する。

- ①国立公園や国定公園において、ビジターセンター等における情報提供や標識の外国語対応、トイレの洋式化などを促進する。
- ②「エコツーリズム」などの新たなツーリズムを提供・発信し、我が国を代表する自然や景勝地をブランド化する。

●国内外におけるテロ対策等の強化

(法務部会)【再掲】

過去に国際テロ組織関係者が我が国への不法入国を繰り返した事実が判明している中、訪日外国人は年々増加しており、これに紛れて入国した国際テロ組織関係者によるテロ発生を未然に防止しなければならない。極左暴力集団、右翼、オウム真理教等によるテロ等にも警戒をしなければならない。

また、アルジェリアにおけるテロ事件にみられるように、海外で活動する邦人や我が国企業に対するテロの脅威は深刻な状況であり、海外での事業活動のリスクとなっている。

国内外におけるテロ対策を強化し、世界最高水準の安全を確保することは、対日投資の促進、観光立国政策の推進、日本企業の海外展開促進に寄与するものである。
よって、次の政策を推進する。

- ①国内外におけるテロやサイバー攻撃等に関する情報収集・分析機能を強化する。
- ②必要な資機材の整備及び人的体制の強化を推進する。
- ③調査の過程で入手した危険情報を国民に適切に提供する体制を整備する。

4. 政府関係機関に求められる積極的な対応

(1) 政府関係機関による支援体制の確立と機能強化

●在外公館を通じた「日本の魅力」の発信

(外交部会)

「クールジャパン」や「ビジットジャパン」等に関する戦略的な対外発信、優れた国産品や投資先としての日本の魅力を広く伝えることで、世界の成長を日本に取り込むことができる。

特に、大使は「日本の顔」である。外交の最前線に立つ日本大使が、国際社会における日本の存在感と影響力を高め、強い発信力を持つことが重要である。

よって、次の政策を推進する。

- ①在外公館を拠点として、日本産品や投資先としての日本の魅力を外国政府・企業等に発信する。
 - ・日本企業による公邸等の利用促進
 - ・発信力強化のための公邸や大使館施設の整備

- ②大使が、現地の在留邦人・日系人・外国人有識者・ジャーナリスト等を含む様々なアクターと連携して、多様な日本の魅力を発信し、正確な対日理解を促す体制を強化する。
 - ・大使のネットワーキング強化
 - ・全在外公館におけるSNS発信の強化
 - ・大使のメディア・トレーニング
 - ・アドバイザー・スピーチライター等の新規設置や委託

- ③諸外国における親日派・知日派の育成、そのための日本招聘の実施やシンクタンク等への働きかけを充実する。
 - ・外務省及び大使館の人員体制の整備

●関係機関連携による専門性と満足度の高い海外展開企業支援

(外交部会)

日本企業の海外展開や対日投資の促進のためには、関係省庁・在外公館・関係機関の連携による「専門的知見からのサポート」「民間企業からの満足度が高い体制整備」が必要だ。よって、次の政策を推進する。

①民間の知見の活用によって、関係省庁・在外公館の相談体制を整備する。

- ・コンサルタント・アドバイザー等の新規設置・委託等

②関係省庁・在外公館の「専門性強化」のための体制・能力を整備する。

- ・JICA、JETRO、JBIC等関係機関と連携
- ・インフラやエネルギー、知財等の分野における専門官の体制・機動力の強化
- ・専門性向上のための研修の拡充
- ・専門官間の連携強化

③日本企業支援に資する国際人材を拡充・育成する。

- ・外務省・法務省・経済産業省・文部科学省の連携により、国際法務分野等で活躍する日本人専門家を養成

④「政府の日本企業支援体制」や「グッドプラクティス」等の広報を充実する。

⑤意見交換会等により、関係省庁・在外公館と民間企業・団体との関係を積極的に構築する。

●新興国戦略の深化とJETROの機能強化

(経済産業部会)

アジアにおいては日本企業のシェアが脅かされ、中南米や南西アジアについては競争が熾烈化し、アフリカにおいては各国の先行投資が進んでいる。

「コスト競争からルール競争へ」、「単品売りからシステム売りへ」、「日本における対応から現地での活動強化へ」と、取組みの方針を変えることで、新興国市場の本格的な開拓に繋げることが出来る。

新興国における市場開拓を加速するためには、国毎に実施してきたトップセールスや政

策対話を通じた個別案件の積み上げだけでなく、波及効果の高い取組みが必要である。
よって、次の政策を推進する。

①新興国における制度整備への協力を行う。

- ・「国際標準」の獲得と、それを成長著しいアジア・新興国の規制に紐づける「標準×規制 (Standards × Regulation) 戦略」を進め、環境性能など、我が国産業の製品・サービスの強みが正しく評価される環境を創出

②医療、流通、食等の分野別に、新興国における課題を解決しながら市場開拓を進める。

- ・ASEAN諸国に健康診断制度を導入し、日本の予防医療を売りこむ等
- ・関係省庁の施策の連携が重要

③JETROの機能を強化する。

- ・海外市場開拓、対内直接投資の促進、アジア等との経済連携の強化のため、JETROに求められる役割は大幅に増大しており、機能強化が必要
- ・農林水産品・食品を含む海外市場の獲得、中堅・中小企業の海外展開を強力に推進するために体制を拡充するとともに、有料サービス提供を拡充する等、JETROの機能を抜本的に強化

④ERIA（東アジア・ASEAN経済研究センター）を活用する。

- ・新興国の制度整備や、その履行状況のモニタリングと改善を支援

⑤中堅・中小企業群の展開を支援する。

- ・日本の中堅・中小企業群による産業クラスターが持つ技術・サービスを、新興国の各地域の経済社会課題の解決に活用

●「法令外国語訳」の体制充実等による対日投資の促進

(司法制度調査会、法務部会)【再掲】

我が国の法制度が、透明性・予測可能性の高い制度として認知され、日本に進出する外国企業や、日本企業と取引を行う外国企業、国際取引にも広く利用されるためには、我が国の法令に関する情報を広く国際的に発信していくことが重要である。

法令外国語訳は、そのための情報基盤として重要な役割を担っている。特に経済・ビジネス関係法令や知的財産関係法令につき、迅速かつ高品質な翻訳を行うための体制整備は、

喫緊の課題である。

しかし、法令外国語訳を所管する法務省の現在の体制では、翻訳法令の公開までに長期間（平均 804 日）を要しているほか、公開済みの法令の総数が 330 余りに止まるなど、内外のニーズに即応できていない。

また、法制度の透明性を高めるためには我が国の裁判例が迅速に翻訳・公開されることも重要だが、裁判例情報をはじめ司法制度に関する対外的な情報発信の体制についても、不十分であると言わざるを得ない。

よって、次の政策を推進する。

①法令外国語訳に関する人的体制を大幅に拡充する。

- ・ 政府の翻訳計画に係る法令の滞留を解消
- ・ 翻訳・公開の対象を、成立前の法律案のうち早期の公開が求められるものにも拡大

②裁判例情報や知財裁判所制度に関する情報など、日本の司法制度を対外発信する事業を充実・強化する。

●法的リスク対策支援の強化による企業等の海外展開促進

（司法制度調査会、法務部会）

これまで、海外に進出した日本企業等が直面する法制度や訴訟等の様々な法的リスクについては、各省庁が個別に対応してきたことから、情報や対策を総合的に検討し、関係省庁が緊密に連携した形で国際展開戦略を構築する視点が不十分だった。

日本国内では現地における法的リスク等を十分に把握する手段・方法がないため、企業の海外進出を躊躇させる要因ともなっている。

今後は、日本企業等の海外進出を法的な側面から十分に支援する必要がある。

また、国際的な法的紛争処理の専門家たる法曹人材を養成することは、個々の企業支援に止まらず、将来、彼らが国際機関等で活躍することによって国際市場等におけるルール・基準を日本主導で形成することも可能となり、日本企業が世界市場において主導権を握れる環境づくりにも寄与する。

よって、次の政策を推進する。

①日本国内における諸外国の経済法制・知財法制に関する情報発信体制や外国法令の翻訳・提供体制を強化する。

- ②海外において法的リスクに直面した日本企業に対しては、政府関係機関の十分な連携による積極的な支援が行える体制を確立する。
- ③日本企業の情報共有を強化する。
- ④法曹人材を、特に中小企業・小規模事業者の進出が期待される発展途上国や、大企業を含め日本企業等が進出している先進国にそれぞれ派遣し、在外公館やJETRO等の関係機関と連携しつつ、現地における経済法制・知財法制やその実務の現状に関する最新の情報等を調査させ、公表し、日本企業等がその結果を活用できるようにする。
- ⑤法曹人材の国家公務員としての採用や在外公館を含む海外関係機関への派遣を促進し、国際司法裁判所・WTO・国際仲裁等の場で活躍できる高い能力を持ったグローバル人材を育成する。

●開発途上国への法制度整備支援による海外投資環境の改善

(法務部会)

現在、法務省は、主としてアジア・太平洋諸国の開発途上国に対して、民商事法分野を中心に、立法支援や制度整備支援、法曹人材育成、法学教育などの国際協力を行っている。

アジアを中心とする開発途上国において「法の支配」を確立し、「貿易・投資環境整備」や「環境・安全規制の導入」を支援することは、日本企業の海外展開にも有益である。

よって、次の政策を推進する。

- ①対象国に対する支援をより効率的・効果的に行うための現地調査を実施する。
- ②引き続き、対象国の法制度の研究、法令案作成支援、法の執行・運用のための体制整備支援、法律専門家等の人材育成支援を行う。
- ③開発途上国のニーズを踏まえつつ、支援対象分野及び対象国の拡大を行う。

●日本語の普及促進

(外交部会)

日本語の普及促進は、海外日系企業で勤務する人材の養成に資するものであり、我が国の国民や企業が活躍しやすい国際環境を醸成するものである。

日本・日本語ファンを早い段階でつくることにより、将来の訪日観光客や留学生の増加も期待できる。

よって、次の政策を推進する。

○平成 25 年 12 月に「海外における日本語の普及に関する有識者懇談会」が提出した最終報告書の提言を踏まえ、オールジャパンの取組みを強化する。

- ・現在は 399 万人の日本語学習者数を 2020 年までに 500 万人に増加させる目標
- ・日本語学習機会及び学習者層の拡大
- ・日本語学習による就職時の優遇などのメリットの付与

●多言語音声翻訳システムの高度化と実用化

(総務部会)【再掲】

グローバル化が進む中で、言語の違いを超えたコミュニケーションや情報流通には依然として困難が伴う。

スマートフォン等で音声翻訳アプリの実用化が進みつつあり、その有用性が認知されつつあるところだが、対応言語数や翻訳精度においてはまだ改善の余地が大きい。

多言語音声翻訳技術によって「言葉の壁」を取り払い、言語の異なる者の間の会話や会議、外国語コンテンツからの情報取得、日本語コンテンツの海外への発信等を自在に行えるようにする必要がある。

多くの外国人にとって習得が困難な日本語を多言語音声翻訳システムでサポートすることにより、対日投資の増加や外国人観光客の増加にも効果が期待できる。

よって、次の政策を推進する。

①情報通信研究機構の多言語音声翻訳技術の精度を向上し、対応言語数を拡大するほか、多人数の会話の翻訳、同時通訳の実現など、更なる高度化に向けた研究開発を実施する。

②国家戦略特区での活用も視野に、産学官の連携により、本技術を多様なアプリケーション

ョンに適用して、実証実験を行う。

③多言語音声翻訳システムを開発し、ネットワークに接続された様々な機器（スマートフォン、ウェアラブル機器、テレビ、サイネージ、レジ等）に翻訳機能を組み込むことにより、下記の例のような具体的な製品開発に繋げる。

- ・ペンダント型等のウェアラブルな翻訳装置
- ・多言語で表示可能なレジや券売機
- ・撮影したモノに関する情報を翻訳表示するスマホアプリ
- ・多言語音声コマンドを受け付けて道案内できるカーナビ

（２）外交ツールを駆使した国際市場の獲得

●技術協力・無償資金協力等による中小企業・地方自治体の海外展開支援

（外交部会）

新興国・途上国の開発に役立つ日本の技術の浸透や日本方式の普及を図り、日本の製品・サービスに対する需要を掘り起こすために、次の政策を推進する。

①日本の地方自治体の経験や地域の中小企業が有する優れた技術・サービスを、新興国・途上国の開発ニーズと結びつけ、国際展開を推進する。

- ・中小企業等の受注増に向けた上流からの支援

②その際、相手国の政策機関に直接働きかける「技術協力」や長期的な観点からプロモーション効果が高い「無償資金協力」を積極的に活用する。

- ・無償資金協力による支援を通じて、事業運営に対する日本企業の参画を促進
- ・ODAの充実を図る

③「新興国・途上国の総合的な開発マスタープラン作成支援」、「日本方式普及に向けたノンプロジェクト無償（次世代自動車・医療機材）」、「税関や交通等の分野における日本のシステム整備支援」等の取組みを更に進める。

④JICAの民間連携の諸スキーム（BOPビジネス連携促進協力準備調査・民間技術

普及促進事業・中小企業連携支援事業等)を通じたベンチャー企業の事業化や海外展開への支援を行う。

●日本企業のアフリカ進出を促すための市場統合支援

(外交部会)

現行の『日本再興戦略』(P90)には、アフリカ地域における海外市場獲得に関して、以下の記述が盛り込まれている。

「欧米や中国企業等に比べ、日系企業の進出は圧倒的に遅れていることを踏まえ、まずは一つでも多くの成功事例を生み出すことを目指す。具体的には、第5回アフリカ開発会議(TICADV)の成果も踏まえ、企業の関心喚起や進出機会の創出、日本の認知度向上、資源分野での貿易投資促進、インフラの整備、産業人材育成等を実施する」

一方、平成26年1月の安倍総理のアフリカ訪問等の機会において、日本企業のアフリカ進出を促すには、現在の各国毎の市場規模では魅力に欠け、「国単位を超えた地域レベルの広域市場の創設」が重要との見方が示された。

しかし、アフリカの各種地域経済共同体の中には、市場統合に向けた具体的なプロジェクトの策定や実施において資金難や能力不足を抱えるところも存在する。

よって、次の提案をする。

○現行の『日本再興戦略』(P90)に、下記を追記する。

「企業進出を促すようなアフリカの広域市場の形成に向け、地域経済共同体による開発の取組みへの協力を推進する」

●「二国間オフセット・クレジット制度」等を活用した環境技術の国際展開

(環境・温暖化対策調査会、環境部会、外交部会)

近年、中国・インド・東南アジア諸国等の温室効果ガス排出量が急増するなど、経済成長や貧困撲滅と両立した形で温暖化対策を進める重要性が増している。

我が国は、優れた環境技術(低炭素技術、公害対策技術、廃棄物処理・リサイクル技術等)を有している。

しかし、特に途上国では、現地の法制度が整っていないこと、法執行面での不備があること、コストが高いことなどから、日本の技術はそれほど採用されていない。

日本の環境技術を世界各国の需要に合わせた形で広く展開することによって、我が国の

削減目標の達成に活用するとともに、経済成長に繋げていくべきである。

よって、次の政策を推進する。

- ①二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の展開、アジア開発銀行やJICAなど世界各国の現地の事情や法制度に豊富な知見を有する機関との連携等により、我が国が経済成長の過程で培ってきた優れた低炭素技術、公害対策技術、廃棄物処理・リサイクル技術を、アジア太平洋地域を中心とする世界各国に展開する。
- ②大都市単位・大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出を面的に把握し、JCM等の効果を高精度に検証して事業を後押しするために、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）の後継機の開発を進める。
- ③『攻めの地球温暖化外交戦略—Actions for Cool Earth(ACE)』に基づき、「技術で世界に貢献していく、攻めの地球温暖化外交」を実行する。
 - ・2013年より3年間で官民合わせて計1兆6000万円（約160億ドル）の途上国支援の資金コミットメント
 - ・JCM等による日本の技術の海外展開【再掲】
 - ・気候変動対策への取組みを加速化させる革新的技術の開発

●日本型郵便インフラシステムの国際展開

（総務部会）

正確性・迅速性等の点において優れた日本型郵便サービスを「インフラシステム」として外国に提供・輸出することは、開発途上国等の郵便の近代化・高度化に資するのみならず、相手国との関係強化やビジネス・チャンスの拡大など、日本にとってのメリットも大きいと考えられる。

現在、ミャンマーとの郵便分野の協力に向けた協議が進展中だが、これが初のケースとなる段階である。

よって、次の政策を推進する。

- ①郵便分野の協力について合意が確認できた国において、相手国のニーズも踏まえつつ、一部地域（2～3都市）を対象に日本型郵便業務のノウハウを伝授し、実際の運用を通じて、現地での郵便改革の効果・可能性の調査を進める。

- ②日本型郵便インフラシステムの輸出先を拡大し、日本の経済成長に繋げる。
- ・郵便関連設備・機器の商機拡大（郵便車両・郵便ケース・自動区分機等）
 - ・郵便関連ビジネスの創出（通信教育・通販・ダイレクトメール等）
 - ・郵便局関連ビジネスの創出（決済代行・店頭販売・契約代行等）

●交通・都市開発インフラシステムの国際展開

（国土交通部会）

我が国の優れたインフラシステムの海外展開については、官民が連携し積極的に支援することが必要である。

よって、次の政策を推進する。

- ①「交通・都市開発分野におけるインフラシステム」の海外展開のために、支援組織を立ち上げる。
- ②我が国のインフラシステム及び技術の優位性を実感できるショーケースを整備する。

IV. 地域の再生なくして、日本の再生なし

自由民主党は、『参議院選挙公約 2013』に、「地域の再生なくして、日本の再生なし。日本列島の隅々まで、活発な経済活動を行き渡らせませす。1人ひとりが、暮らしの中で景気回復を「実感」できるように！」と記した。

活力ある地域を実現するためには、国発の施策だけではなく、地域自身の創意による積極的な取組みが不可欠である。

このため、地方公共団体や地域の企業、大学等が地域の特色を活かして行う、地域発のイノベーションや経済成長・経済再生に向けた自主的な取組みを後押しする。

また、過疎地・離島・半島等においても、中長期的な観点からその社会機能を維持し、安全で活力ある地域社会を構築していくための取組みを進めていく。

1. 地域イノベーションの創出

●「新しい希望の東北」実現のための各種事業の推進

(東日本大震災復興加速化本部)

東日本大震災被災地において、まずは地域の振興と雇用の拡大を目指す。

更に、再生可能エネルギーや廃炉に係る関連事業を通じて得られた技術・経験等が我が国全体の技術力の底上げに貢献し、新産業と雇用を生み出し、国際競争力強化にも繋がることを期して、次の政策を推進する。

①住宅再建、街づくり、交通網の復旧等の事業を加速化する。

②沿岸部の安定的な風量、内陸部の豊富な地熱、晴天率の高さ、豊富な森林資源など、被災各県の潜在力を活かし、再生可能エネルギー導入・普及のための事業を推進する。

③廃炉研究事業を推進する。

●地域の雇用・所得増大に向けた再生可能エネルギーの導入

(資源・エネルギー戦略調査会、総務部会)

電力の小売り自由化による7.5兆円規模の市場創出を踏まえて、地域においても、新たな価値を生み出し成長に繋げることが重要である。

例えば、木質バイオマス発電は、原料調達にあたって、地域の森林・林業との結びつきが強く、関連する地元産業における雇用の拡大が見込まれる。

小水力発電や中小規模太陽光発電等については、施工・設置、運転開始後の保守管理等への波及効果が大きいため、地元産業の活性化に繋がると考えられる。

また、再生可能エネルギーの導入やインフラ整備を促進することにより、緊急時に大規模電源からの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することができる上、平常時のエネルギーコスト削減にも資する。

そこで、次の政策を推進する。

①『地域の元気創造プラン』の「分散型エネルギーインフラプロジェクト」により、地域での自立型エネルギーシステムを構築し、新たな成長産業を創出する。

- ・再生可能エネルギーや分散型エネルギーを活用した多様な需要地密接型の発電事業を創出
- ・エネルギー分野に限らず、自動車・住宅・電機・ICTなどの企業を含む「ビジネスプラットフォーム」を創出
- ・公共施設等を中心に自家発電等の自立型のエネルギー設備を導入

※平成 25 年度に 31 団体（10 パターン）で予備調査を実施

※平成 26 年度に全国 10 ヶ所程度でマスタープランを策定し、地域独自のエネルギー事業を展開

②特に「木質バイオマス発電」、「中小水力発電」、「中小規模太陽光発電」等、地域に密着した再生可能エネルギーの導入を促すための政策を実施する。

●「地域経済イノベーションサイクル」による全国的な雇用創出

（総務部会）

製造業中心のグローバル企業では、世界的な競争下で水平分業が進み、人件費やエネルギーコスト等の条件の克服は困難である。また、最新鋭工場等においては、雇用吸収力が小さい。

サービス業など労働集約型の地域密着型企業の新規立ち上げにより、地元雇用を創出する必要がある。

よって、『地域の元気創造プラン』における次の政策を推進する。

①雇用吸収力の大きい地域密着型企業をできる限り多く立ち上げる。

- ・当初よりできるだけ生産性の高いビジネスモデルを構築
- ・地元の原材料を活用し、地域経済への波及効果を組み込む
- ・人口減少を見据え、自治体による公的ファイナンスの活用等も検討
- ・経営規律を確保するため、地域金融機関などによるガバナンスを組み込む（産・学・金・官地域ラウンドテーブルの活用）

②特に可能性のある起業については、国・地方の総力を挙げ世界市場へ後押しする。

●大学・研究機関を中心とした地域イノベーションの創出

(文部科学部会)

地域イノベーションの創出のためには、地域産学連携等による取組みが有効であることが認識されている。

一方、各自治体では科学技術に対する投資は減少傾向にあり、①国の支援なしに自治体単独ではリスクの高い分野への投資が進まない、②大学等が知の拠点となるものの地域活性化の担い手としての機能が弱い、③各地域の事業マネジメントのノウハウを有する人材が少ない、④地域の優れた技術シーズや最終的な研究開発の広域化・国際化が進まず、地域で止まっている、などの課題も指摘される。

これらの課題に対応した支援メニューを活用することによって、地域イノベーションが連続的に創出される環境を整備することを目指し、次の政策を推進する。

○「地域イノベーション戦略支援プログラム」を推進する。

- ・地域の産学官等が主体的に行う、地域の多様性や独自性、独創性を活かした取組みを通じて、持続的・発展的なイノベーション創出の仕組みを構築しようとしている地域を選定
- ・文部科学省による支援が地域イノベーション戦略の実現へ貢献すると認められる地域に対して、地域の戦略の中核を担う研究者の集積、地域の戦略実現のための人材育成プログラムの開発・実施、大学等の知のネットワーク構築、地域の研究機関等での設備共用化などに対する支援を組み合わせ実施
- ・その地域の活動を、国内外との産学共同研究等を通じてフィールドを拡大し、ボーダレスに地域が世界と繋がることによって新たな科学技術を振興
- ・各地域の特有の実情に応じた特徴や強み・弱み及び施策効果を捉える人材による目利きを通じて、地域イノベーションを加速化

●公共クラウドの構築と利活用推進

(総務部会)【再掲】

地方公共団体が保有する公共データを旅行会社等の民間事業者が活用することにより、新たなサービスの創出等を通じた地域経済の活性化が期待されるが、現在、公共データを二次利用可能な状態で公開するツールがない。

よって、『地域の元気創造プラン』における次の政策を推進する。

- ①自治体の有する観光や産業支援等に関するデータを一元的にオープン化し、民間事業者等に提供する「公共クラウド」の構築により、新たなサービスを創出するとともに、地域の魅力あるデータを世界に発信する。
- ②民間事業者等による積極的な利活用に繋がるよう、「地方公共団体が保有するデータに対する民間のニーズ」や「公開時のアップロードの方法」等を調査する。
- ③番号制度の導入、マイナンバーカードの普及と併せた地方公共団体の情報システムのクラウド化を行う。

●「地域の元気創造プラットフォーム」の活用推進

(総務部会)

『地域の元気創造プラン』の先行事例や地域で活躍する人材を紹介する「地域の元気創造プラットフォーム」については、全国の自治体や森林組合など関係団体に広く活用していただけるよう、総務省が農林水産省や経済産業省など関係省庁と連携し、強力で推進する必要がある。

よって、次の政策を推進する。

- 「地域の元気創造プラットフォーム」を、国と地方の共有データベースとして活用し、一斉調査システム等を実施する。
 - ・地方自治体向けの調査の場合、Excel 調査票をメールにて送付・集計するなどして、調査結果を把握するまで数週間を要したが、地方自治体が共同サーバー上の調査票にデータ入力することで、瞬時に調査結果の把握が可能

2. 地域力の強化に向けた街づくり・社会基盤づくり

●地方都市の再生：環境負荷が少なく歩いて暮らせる街づくり

(環境・温暖化対策調査会、環境部会、国土交通部会)

多くの地方都市では、拡散型の市街地となってマイカー依存度が増大し、大気汚染物質やCO₂の排出といった自動車に起因する環境負荷が高い。

また、中心市街地が疲弊し、自動車が運転できない高齢者等の移動に問題が生じるなどの課題を抱えている。

持続可能な地域の活性化と地域の生活サービスの水準の確保・向上を目指し、次の政策を推進する。

- ①居住・生活機能の集約化（コンパクトシティの実現）や公共交通ネットワークの再構築を支援するなど、マイカーから徒歩・自転車・公共交通へのシフトを推進する。
- ②「地球温暖化対策法」の「地方公共団体実行計画」の策定・実行等を通して、太陽光や風、水、バイオマス、地中熱、自然環境など、地域ごとに特色ある自然の資源や循環の力を最大限に活用する。

●文化資源を活用した魅力ある街づくり

(文部科学部会)

自由民主党は、『J-ファイル 2013』に、「劇場・音楽堂等を活性化し、実演芸術の振興を図るとともに、文化芸術を通じた地域の活性化にも取り組みます」、「文化芸術の創造性が産業や地域の活性化に結びつく取り組みを行う『文化芸術創造都市』が全国各地に形成されるよう支援します」等と記した。

日本各地には世界に誇るべき文化資源が存在するが、その可能性を十分に活かし切ることができていない。

地域文化の再生、コミュニティの再構築、観光振興等、文化芸術を活かした地域活性化を推進していくべきである。

また、オリンピック・パラリンピック東京大会開催の際に、オリンピック憲章によって義務づけられる「文化プログラム」の実施のためにも、地域の文化力強化を図らなければならない。

よって、次の政策を推進する。

- ①地方公共団体や地域の劇場・音楽堂等が企画する文化芸術の持つ創造性を活かした取り組みや、地域に存する有形・無形の文化財を保存・活用する取り組みを推進する。
- ②我が国の文化・伝統をストーリーとして現す「日本遺産（仮称）」を認定し、それを構成する遺産群を一体的に整備・活用する取り組みを支援する。

●財政的に厳しい地方におけるインフラ老朽化対策、事前防災・減災対策

（国土交通部会）

財政的に厳しい地方に対して、インフラ老朽化対策、事前防災・減災対策について特段の支援を行い、住民の安全・安心、地域雇用の確保を図ることが必要である。

8割以上の道路が市町村道であり、全国で約70万橋ある橋長2m以上の橋梁のうち、約50万が市町村管理である。

また、地域の建設業の経営環境の改善のためには、持続的・安定的に仕事が確保される見通しが立つことが重要である。

そこで、次の政策を推進する。

- ①「インフラ長寿命化計画（行動計画）」の策定等を通じ、メンテナンスの質を確保するための技術力の底上げ（高度化・効率化に資する技術開発の推進、資格制度の充実等）、持続的な成長を可能とするインフラ管理体制構築等を推進する。
- ②首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの巨大災害に備え、被害を最小限に止めるため、総合的な事前防災・減災対策を推進する。

●「地方中枢拠点都市圏構想」「定住自立圏構想」など新たな広域連携の推進

（総務部会）

我が国において急速に人口減少・高齢化が進展している中、特に地方圏を取り巻く環境は厳しい状況にある。

「集約とネットワーク化」の考え方にに基づき、中核性のある都市が近隣市町村と有機的に連携し地域の活性化を図るため、地方中枢拠点都市圏や定住自立圏を形成し、圏域全体

の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの確保・向上といった取組みを推進するとともに、条件不利地域における市町村・都道府県の連携を強化するべきである。

よって、次の政策を推進する。

①改正「地方自治法」に基づいた「連携協約」制度を活用する。

※地方公共団体間で連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定めるもの

※地方中枢拠点都市の要件を満たす市と近隣市町村が、具体的な取組みを記載した連携協約を締結し、連携を推進

※定住自立圏の形成、条件不利地域における市町村・都道府県の事務の代替執行も含めた連携の取組みにも活用可能

②「新たな広域連携モデル構築事業」を推進する。

・地方中枢拠点都市圏等の新たな広域連携の取組みを推進するため、国が積極的に支援して先行的なモデルを構築（平成26年度当初予算1.3億円）

③「機能連携広域経営推進調査事業」を推進する。

・市町村域を越えた圏域において、人・モノ・金等の流れを生み出し圏域の活性化を図るため、圏域内の産学金官民が連携し、拠点等の整備・運営等を行う事業を支援し、他の地域のモデルとなりうる先進事例を構築（平成26年度当初予算1.0億円）

④「地方中枢拠点都市圏」への地方財政措置（普通交付税・特別交付税）を実施する。

・圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの向上の役割ごとに、地方中枢拠点都市となる市に対して地方財政措置を実施
・生活機能サービスの向上については、近隣市町村に対しても地方財政措置

⑤「定住自立圏構想」を推進する。

・包括的財政措置（中心市：8,500万円程度、近隣市町村：1,500万円を基本に算定し、特別交付税措置）
・外部人材の活用に対する財政措置（1市町村あたり3年間、700万円上限に特別交付税措置）
・個別の施策分野における財政措置（病診連携等による地域医療の確保に要する経費を特別交付税措置：措置率0.8、上限800万円）

●過疎地域における集落機能の抜本的強化

(総務部会)

過疎地域は、食料や水の供給、国土の保全、エネルギーの提供など、国民全体にとって公益的機能を有している。

しかし、著しい人口減少や高齢化の進展により、集落の維持が困難となっている地域が増加している。

集落における生活支援機能と経済的な営みの基盤を確保し、若者等の就業・定住に繋げていくために、次の政策を推進する。

- ①過疎地域ならではの地域資源を活用した地場産業を振興する。
 - ・地域密着型企業の立ち上げ等
- ②日常生活支援機能の確保のため、「コミュニティ・ビジネス」の育成を支援する。
- ③「集約とネットワーク化」により、圏域全体で必要な生活支援機能を確保する。
- ④「子ども農山漁村交流プロジェクト」の制度化により、都市と農山漁村の協力関係を強化する。

●過疎地域、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域の振興と雇用の確保

(奄美振興特別委員会)

過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、未だ産業が十分に確立されたとは言えず、雇用の場が十分でないことから人口流出・人口減少が続いている。

特に奄美については、沖縄の振興政策の拡充に伴い、例えば同種の農産品の生産・輸送価格が沖縄と比べ相対的に割高になるなど、更なる不利益条件が加算されることが懸念される。

よって、次の政策を推進する。

- ①過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持する。
- ②農林水産物や観光資源等の地域の資源を活かした産業の振興・雇用の確保に努める。

③民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。

④奄美については、交付金制度の充実など、沖縄との調和ある発展を図る。

●鳥獣被害対策の強化等による自然と共生する地域社会の構築

(環境部会)

鳥獣が農林水産業や生活環境に及ぼす悪影響や食害による裸地化が引き起こす土砂崩壊等の災害などを軽減するため、次の政策を推進する。

①ニホンジカやイノシシ等の鳥獣の捕獲対策を強化する。

②国立公園等の希少な自然や生態系ネットワークの核となる里地里山等を管理する。

●地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化

(文部科学部会)

日本全国の様々な地域発の特色ある取組みを進化・発展させ、地域発の社会イノベーションや産業イノベーションを創出していくことは、我が国の発展や国際競争力の強化に繋がるものである。

現在、文部科学省が、自治体を中心に地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める「地域のための大学」への支援を実施しており、非常に多くの大学や自治体に関心を寄せているが、予算の制約上、大学や自治体の要望に十分に答えることができていない状況である。

よって、次の政策を推進する。

○平成 25 年度から開始した「地（知）の拠点整備事業」（補助金事業）を拡充する。

- ・教育カリキュラム・教育組織の改革を行いながら、地域に関する学習を導入し、地域が求める人材を育成
- ・地域が有する課題解決のための研究を実施、成果を地域に還元・技術指導
- ・子供の学び支援、高齢者・社会人の学び直し、商店街の活性化等、自治体を中心に地域社会と大学が協働して課題を共有し、それを踏まえた地域振興策の立案・実施までを視野に入れた人材育成

※平成 25 年度：予算額 23 億円・採択件数 52 件

※平成 26 年度：予算額 34 億円・新規採択実施予定

●公民館等における地域課題解決の取組み支援

(文部科学部会)

地方分権が進む中、それぞれの地方が独自に地域活性化の取組みを実施しているところだが、地方間で格差が生じてきており、取組みがうまくいっていない地域では、他地域の先進的な取組みについて学べる機会も少ない。

公民館は、地域の中核施設として、戦後間もない時期から全国各地域に約 15,000 館が設置され、地域の絆づくり、教育、福祉の増進等に貢献してきた社会関係資本（ソーシャルキャピタル）である。公民館等を活用して、行政と住民が一体となって地域課題の解決に向けた取組みを進めることには、大きな効果が期待できる。

しかし、公民館が実施している講座の内容は、その過半数（52.3%）が趣味・教養に関するものとなっており、地域課題解決、地域コミュニティの再生につながるような内容のものは 7.3%と 1 割にも満たない状況である（平成 23 年社会教育調査）。

そこで、次の政策を推進する。

①公民館等の地域コミュニティ拠点施設において、「社会教育」の手法をもって、住民に地域課題を理解・共有してもらい、その解決に向けた取組みを行政と住民が共同して積極的に実施していける体制をつくる。

- ・ 公民館等は、行政の垣根を越え、行政内の他部局のみならず、NPOや民間企業、大学等の関係諸機関と積極的に連携・協力
- ・ 社会教育行政の専門職員の研修・スキルアップの場を増やす。

②各地域が課題解決のために実施した先進的取組みのノウハウやプロセスを蓄積し、それを広く全国で共有する。

V. 人材力の充実と強化

1. 女性が輝く国づくり

自由民主党は、『参議院選挙公約 2013』に「すべての女性がそれぞれの生き方に自信と誇りを持ち、様々な分野で持てる力を最大限発揮できる社会の実現を目指します」と記した。

併せて、「仕事と子育て・介護との両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進等による『就業継続に向けた環境整備』に積極的に取り組む企業を支援します。また、各界各層の一層の意識改革を図ります」、「女性が起業・創業しやすい環境作りに取り組むとともに、女性の社会参画の一層の推進に向け、地域コミュニティ活動やNPO活動等を応援します」、「社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%以上とする目標を、確実に達成します」と公約している。

「女性が輝く国」をつくることは、あらゆる分野で日本の可能性を拡大するとともに、立地競争力や国際競争力の強化にも資するものである。

女性の活躍を妨げる障壁を解消し、職場や社会における活動を後押しするために、次の通り、目標を立てて諸施策を講じる。

(1) 働き方の改革

●仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備

(雇用問題調査会、女性活力特別委員会)

出産・育児や介護を含めた家庭における生活と仕事との両立を支援し、就業を継続できる環境を整備するために、次の政策を推進する。

- ①育児休業取得者の代替要員確保のための企業のコスト負担の軽減策を検討する。

②「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定を受けた企業に対するインセンティブの強化を行う。

③短時間勤務の普及啓発を行う。

- ・「残業ゼロ社会」の推進
- ・「在宅勤務」「短時間正社員」等の多様で柔軟な働き方の推進

④社会における活動につき、女性の選択に中立的な制度の検討を行う。

(2) 女性の活躍を支える妊娠・出産・育児の環境整備

●安全な妊娠・出産が可能な体制を地域毎に整備・再構築

(女性の健康の包括的支援に関するPT)

妊娠・出産に関する悩みを含め、広く女性の健康相談に対応するために、都道府県等を主体として行われている「女性健康支援センター事業」は、全国 50 カ所（平成 25 年度）で実施されている。

相談内容は多岐にわたっているが、平成 23 年度の年間相談件数は、全国で約 2 万 6 千件、1 施設あたり約 500 件と多いとは言えず、女性が相談しやすい環境づくりが課題となっている。

そこで、次の政策を推進する。

①分かりやすい産科情報の提供と、分娩施設の計画的かつ適切な配置を行う。

- ・産婦人科医の確保
- ・院内助産所の活用
- ・僻地や離島の産科医療機関支援

②産前・産後を通じた心身のケアと相談支援等を充実・強化する。

- ・女性健康支援センター事業の周知
- ・助産師等の専門職の活用

●「待機児童解消加速化プラン」の推進

(女性活力特別委員会、厚生労働部会)

自由民主党は、『参議院選挙公約 2013』に、『待機児童解消加速化プラン』を展開し、今後2年間で約20万人分、保育需要ピークが見込まれる2017年度末までに約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、保育の質を確保しつつ、待機児童解消を目指します」と記した。

公約の実現に向けて、消費税率アップによる財源を活用しながら、次の政策を推進する。

- ①「待機児童解消加速化プラン」により、保育の量の拡大とともに保育の質を確保するため、保育士の確保を推進する。
- ②病児・病後児保育を充実させる。

●「放課後子どもプラン」の更なる充実

(女性活力特別委員会、文部科学部会)

子供の小学校入学によって、これまで続けてきた仕事を辞めざるを得ない状況（いわゆる「小一の壁」）が存在し、平成25年度に放課後児童クラブ等を利用できなかった児童数（待機児童数）は8,689人だった。

放課後子供教室と放課後児童クラブの連携・一体的取組の進展が十分でなく（都道府県レベルで研修を連携して実施しているのは約60%）、活動プログラムの質が十分ではないという指摘もある。

地域社会の中で、放課後や長期休暇期間に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを実現するため、次の政策を推進する。

- ①小学校の余裕教室等の更なる活用を促進する。
※現在、小学校の余裕教室等を利用している放課後児童クラブは約50%
- ②文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を、一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進する。
- ③全ての子供たちを対象とした学習支援や多様なプログラムの充実等を図るため、活動を支える大学生や企業OB等の高齢者、民間教育事業者、NPO等の参画を促進する。

●子供の貧困対策の推進

(厚生労働部会)

全ての子供の健全な育成を確保することにより、我が国の社会経済の発展基盤を下支えすることが必要であることから、次の政策を推進する。

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、総合的な対策を推進する。
 - ・総合相談窓口の整備など

(3) 女性の能力開発支援の充実

●女性のライフステージに対応した能力開発支援

(雇用問題調査会)

女性1人ひとりの選択に応じ、出産・育児期の継続就業に加え、出産・育児を理由とする離職後の再就職など、それぞれのライフステージに対応した複線的な能力開発が促進される必要がある。

よって、次の政策を推進する。

- ①育休中・復職後・再就職後の女性等の訓練に対する助成を拡充する。
- ②公共職業訓練を拡充する。
 - ・短時間訓練など女性再就職支援コースの創設
 - ・ものづくり分野コースの創設など女性の職域拡大
 - ・託児サービス付き再就職準備セミナーの拡充

●新規就労・キャリアアップ等にも対応できる学び直し支援

(文部科学部会)

我が国では、第一子出産を機に約6割の女性が離職し、女性の労働力率は「M字カーブ」を描いており、特に、学歴の高い女性において、M字の谷間は深く、その後、復帰する割

合も高くない。

出産・子育て等で職場を離れた女性が、円滑に職場復帰・再就職できるよう、学び直しの支援を行うことが必要である。

よって、次の政策を推進する。

- ①専門学校、大学等と産業界等が協働して、就労・キャリアアップ・キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築し、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。
 - ・特に、教育機関と男女共同参画センター等との連携強化等により、時間的・空間的制約等の観点も含め、女性が学びやすい教育プログラムの効果的な開発・実証を行い、その成果を全国に提供
- ②専門的な資格（医師、看護師等）を持つ人材の、分野毎のニーズに合わせた学び直しによる復職支援の充実を図る。
- ③子育てに専念した主婦等への支援として、自らの経験を活かして、地域での子育て支援等の活動に参画するための知識・技能等の学習機会の提供や、実際の活動へのマッチング、更に希望があれば、地域での活動を足掛かりとした、再就職や起業まで支援する仕組みの構築を図る。

●「女性支援ネットワーク」の形成

（文部科学部会）

男女がともに豊かな生活とキャリアアップを両立できる社会づくりのためには、男女共同参画の機運を醸成し、幅広い分野での意識改革を進めなければならない。

また、各地域・各機関で実施される女性の活躍促進のための取組みに関する情報を、関係団体や女性自身が生涯にわたって色々な場面で有効に活用するためには、それらをまとめ、一括して提供できる場が必要であるが、これまで、関係団体間での連携が十分に進んでいないとの指摘がある。

よって、次の政策を推進する。

- 国立女性教育会館のウィングを広げ、高等教育機関・産業界・国際機関等、様々な女性活躍を推進する組織等のネットワーク同士を繋ぐネットワークの核となり、以下の取組みを実施する。

- ・大学等のネットワークを活用し、男女共同参画の推進状況に関する情報等を収集・集約し、各機関が互いに共有できるよう発信する（見える化サイトの構築等）ことで、各組織の連携強化、社会的気運の醸成を促し、組織・団体等の取組みを加速
- ・中高生から成人まで、各世代の女性が自らのキャリアを形成していくにあたって役立てられるよう、関係機関等を行う女性のキャリア形成支援に関する取組みやロールモデルに関する情報等を収集し発信
- ・女性のキャリア形成支援に関するモデルプログラムの開発・提供、共同実施することで、各機関での取組みを促進

（４）女性リーダーの登用促進

●「2020年30%」の達成に向けた強力な推進体制の構築

（雇用問題調査会、女性活力特別委員会）

我が国は、先進諸国の中で女性管理職の割合や政治分野における女性の割合などが低く、企業における女性管理職の登用割合や国会議員に占める女性比率などを評価指標に用いた直近の国際比較（ジェンダーギャップ指数：世界経済フォーラム 2013年10月）では第105位とランキングされている。

「社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%以上とする」という目標は、首相の要請であり、政府・与党の目標でもある。

改善スピードが不十分な中、次の政策を推進し、改善を加速化させる。

①経済界と政府が連携して、業種毎・企業規模等の特性を踏まえた推進方策を検討する。

- ・国・地方公共団体・民間企業等における目標達成に向けて、情報開示・目標設定・行動計画の策定等のポジティブ・アクションを促進する施策について検討
- ・インセンティブ措置についても検討

②その全国展開を図るため、各地域における推進力となる枠組みを創設する。

③女性の活躍促進に向けた統合データベースの構築

- ・女性の登用状況等に関する総合データベースを構築し、企業における女性の活躍推進の取組みの可視化（情報開示）を実施

●女性研究者の活躍推進による研究現場改革

(文部科学部会)

我が国の女性研究者の割合は、諸外国と比較して低い水準であり、特に、自然科学系分野の女性研究者、大学の学長・教授などの上位職に占める女性の割合が低い。

『第4期科学技術基本計画』に掲げられた女性研究者の採用割合に係る目標値(平成27年度までに自然科学系全体で30%)は、未だ達成されていない。

優れた女性研究者等の輩出による研究現場におけるダイバーシティの実現、優れた研究成果を生み出せる環境創出を目指し、次の政策を推進する。

①ワーク・ライフ・バランスに配慮した研究費等のシステム改革をする。

- ・ 出産・育児・介護等により、研究を中断せざるを得ない場合に、研究復帰・継続が可能となるようなシステム改革を推進(補助対象の拡大、期間の延長等)

②研究現場改革に向け、研究活動を主導する女性リーダーの活躍を促進する。

- ・ 女性プログラム・オフィサーを積極登用するプロジェクトの創設

●消費者活動における地域の女性リーダーの育成

(消費者問題調査会)

高齢者の消費者被害は増加・深刻化しており、その防止は急務である。消費生活相談員をはじめ地域における見守り活動や消費者教育を担う中核的な人材の育成・確保が課題である。

消費生活相談員は女性の活躍が多い分野であることから、次の政策を推進する。

○高齢者等の消費者被害の防止のために、結婚・出産等で離職している地域の女性の活用に向け、消費生活協力員等の地域のリーダー育成の取組みを行う。

- ・ 「改正消費者安全法」に基づく地域協議会の設置促進
(地方消費者行政活性化基金等による支援、モデルとなる先行事例共有)
- ・ 地域協議会構成員向け教材の作成・普及や研修の実施
- ・ 消費生活協力員の増加に向けた普及啓発や研修等への支援

●女性の活躍促進のための「JICAボランティア事業」の戦略的活用

(外交部会)

「グローバル人材」としての能力を強化し、開発途上国及び日本の活性化に貢献していただくために、次の通り、ボランティア事業を活用して女性の活躍を推進する。

- ① JICAボランティアのうち5割を超えている女性に対する「帰国後の進路開拓支援」を強化する。
- ② 女性のキャリアアップの場としてボランティア事業の活用を促し、活躍の場を求める機会を提供する。

●建設業における女性や若者等の担い手確保対策

(国土交通部会)

建設業において女性や若者の入職を促進することは、我が国の経済再生に資するものであることから、次の政策を推進する。

- ① 適正な賃金水準確保、社会保険未加入対策、ダンピング対策を促進する。
- ② 「女性技術者などを積極的に登用するモデル工事」の実施を含めた多様な入札契約制度を活用する。
- ③ 女性にとって働きやすい現場環境の整備、現場の省力化や重層下請構造改善等、官民挙げて「行動計画」を策定する。

(5) 女性の活躍を支える健康支援・安全対策の強化

平成22年完全生命表における我が国の平均寿命は男性79.55年、女性86.30年である。これに対し、日常生活に制限のない期間の平均を指すいわゆる「健康寿命」は男性70.42年、女性73.62年となっている。特に女性では平均寿命との差が12年以上の長期に及ん

であり、多くの高齢女性が日常生活に何らかの支障がある状態で暮らしている。

女性は、男性とは生物学的に異なっており、女性ホルモンの動態により、人生各期（幼少期・思春期、活動期・出産期、更年期、老年期）における健康状況に大きな変化が生じる。

月経前症候群、出産回数の減少に伴う月経数の増加、甲状腺腫や免疫性疾患、出産期・更年期における心身の変調等のリスクを有し、子宮疾患など女性だけに発症する疾患もある。

また、薬剤の効果など治療への反応や副作用などの症状が男性と違うことがある。薬剤の開発においては、個体差の多い女性よりも個体差が少なくデータ評価が容易な男性を中心に研究が進められることが多かったが、こうして開発された薬剤が、女性には害になることもある。

先ずは、女性自らが、これらの健康リスクを知り、人生各期で直面する多様なリスクを回避したり対処したりして、健康対処力を向上させていかなければならないのだが、我が国では総合的なサポート体制が不十分である。

米国では、若年層に対する性教育や、保健体育教育の中で充実した情報提供を行い、女性の自覚を促すとともに、成人に対しても、健診受診者に保険料割引の特典を付与するなど、民間保険会社による健診受診のインセンティブの仕組みが発達しており、受診率向上に寄与している。

また、家庭医が女性の心身と生活面をトータルでみる医療が提供されており、女性が相談しやすい環境が整っている。保健省の中には女性の健康課題を所管する「女性健康課」が設置されており、各州におかれた女性健康事務局と連携しながら、総合的に女性の健康政策を展開している。

オーストラリアでは、ライフステージごとに異なる女性の健康ニーズを踏まえた上で、政府として「女性健康政策」をとりまとめ、計画的に施策を展開している。

我が国においても、母子の健康を中心とした国民運動計画として、平成 13 年度から『健やか親子 21』が展開されており、平成 27 年度からは新たな目標等を掲げる次期計画が開始される見込みである。

しかし、厚生労働省の中に、生涯にわたる女性の健康支援を担当する部局は存在しない。政府として、女性の健康政策をとりまとめて計画的に施策や研究を展開するような仕組みにはなっていない。

また、我が国には、女性の健康に焦点を当てて包括的に支援するための法的基盤がなく、その取組みは、もっぱら個別法等に基づく施策として進められてきている。

それらの施策を人生各期における支援の必要性という観点から精査すると、いずれの年代についても一部疾患の予防勧奨などに止まっており、実質的に各年代における健康問題を解消し、効果的に健康を増進させる方策が整っているとは言い難い現状である。

女性の活躍を支えるために、健康支援や安全対策に係る本格的な取組みが求められる。

●女性の生涯を通じた健康支援の体制整備

(女性の健康の包括的支援に関するPT)

前文に示した問題意識から、女性の生涯を通じた健康支援につき、次の政策を推進する。

①女性の健康支援に向けた教育・養成プログラムの改革を行う。

- ・女性の健康支援を専門に診る医師の育成
(産婦人科・乳腺内科・ホルモンと関連の深い疾患の研修により、女性の健康について総合的に診察できる医師)
- ・医師及び各メディカルスタッフの卒前教育プログラムにおいて、女性の生涯を通じた健康支援について、大学等の各カリキュラムを充実

②「女性総合診療」という新たな専門分野を確立し、生涯を通じた女性特有の疾病の治療・健康ケア・カウンセリング等が実施できるようにする。

- ・女性の健康を総合的にサポートする健診・診療施設の設置を促進
- ・女性特有の疾病や診療ニーズに的確に対応するため、安全性、有効性等について確認した上で必要な診療報酬の設定を検討
- ・就労の有無を問わず女性が受診できるように、休日・夜間の健診・診療に対応

③女性の子宮頸がん・乳がん検診の受診率を向上させる。

- ・市町村のがん検診としての取組み、医療保険者の保健事業としての取組みの両面から、受診率の向上策を検討
- ・がん検診において「要精密検査」とされた者の精密検査受診率の向上

●女性の健康を包括的に支援する政策を推進する法的基盤づくり

(女性の健康の包括的支援に関するPT)

我が国には、女性の健康を包括的に支援する政策を推進する法的基盤がないことから、

立法化を目指し、推進体制を整備すべきである。

よって次の政策を推進する。

- ①「女性の健康の包括的支援に関する法律（仮称）」（議員立法）を制定する。
 - ・ライフステージごとの女性特有の心身の変化等に的確に対応した女性の健康支援対策を総合的かつ計画的に推進することが法の目的
 - ・「知識の普及（教育・広報活動）」、「女性の心身の特性に応じた保健医療サービスの提供体制の整備」、「情報収集提供・相談体制の整備」、「女性の健康に関する調査研究の推進」等に関して、国や地方公共団体の責務を明記
 - ・「女性の健康週間」の創設
- ②上記の法整備後に、国は『基本方針』を策定して、計画的に施策を実施する。
- ③都道府県は、国の方針を勘案し、女性の健康支援に関する施策の総合的な推進を図るための方針その他の基本的事項を定める。
- ④女性の健康支援に関する施策の効果的な推進を図るため、厚生労働省に関係団体や有識者等からなる「女性の健康支援協議会（仮称）」を設置する。

●性暴力や配偶者等からの暴力被害等への対策の充実

（女性の健康の包括的支援に関するPTT）

性暴力被害、配偶者からの暴力被害、児童虐待等の防止にも資する体制の充実を図るべきであることから、次の政策を推進する。

- ①医療機関と連携した「性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター」を全都道府県に整備し、円滑な運営に向けたノウハウ等を運営主体に情報提供する。
- ②都道府県に設置が義務付けられている、メンタルケアなども含めたきめ細かな女性保護のための支援を行う「婦人相談所」を政令市にも拡大し、女性保護・児童虐待防止の体制を充実する。

2. 生産年齢人口減少の克服

有効求人倍率は、リーマンショック後に徐々に低下し、平成 21 年 8 月には 0.42 倍と最低値を記録し、一昨年の政権交代月（平成 24 年 12 月）には 0.83 だった。

その後、アベノミクスの効果により、直近の調査による有効求人倍率は 1.07 倍（平成 26 年 3 月）にまで回復し、全般的に雇用情勢が改善している。

一方で、全国的に、あるいは、地域的に、特定の職種における人材不足が深刻化しており、人材の確保と育成が喫緊の課題である。

国土交通省と厚生労働省が連携して取りまとめた『当面の建設人材不足対策』（平成 25 年 6 月 21 日）で示されている通り、全国の技能労働者等は、408 万人（平成 4 年）から 335 万人（平成 24 年）と 73 万人も減少し、全国的に建設人材が不足している。加えて、東日本大震災被災地の復興加速、減災・防災対策やインフラ老朽化対策の推進、2020 年オリンピック・パラリンピック開催に向けたインフラ整備などの必要から、技能工らの不足感が強まっている状況にあり、建設関連業種の雇用ニーズは高い。

製造業等の基幹産業においても、若年就労者の不足から「技能継承」が困難になっている現状がある。

また、厚生労働省社会保障審議会における『介護人材の確保について』の議論の中では、団塊世代が 75 歳以上となる平成 37 年には全国の介護職員人材が 237 万人から 249 万人が必要であると見込まれるが、現状では 149 万人（平成 24 年）であることから、福祉関連業種の雇用ニーズも高い。

今年 3 月の有効求人数について見ると、「対前年同月比で伸び率が高い主要産業分野」は、①製造業 18.4%、②サービス業 13.7%、③運輸業・郵便業 7.7%、医療・福祉 6.4%、となっている。

「新規の有効求人数が多い分野」で見ると、①医療・福祉 16.7 万人、②サービス業 13.5 万人、③卸売業・小売業 11.9 万人、④製造業 8.1 万人、である。

※出典：平成 26 年 5 月 2 日厚生労働省職業安定局『一般職業紹介状況：平成 26 年 3 月分』

今後、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が、持続的な経済成長を目指す上で懸念材料となりつつある。

しかし、国内には十分に活用されていない人材力が存在することも指摘したい。

一昨年末の政権交代時に 4.3%だった完全失業率は、3.6%（平成 26 年 3 月）にまで低下したが、15 歳～24 歳の若年層では、6.4%（平成 26 年 3 月）と未だに高率である。

自由民主党は、『参議院選挙公約 2013』に、「女性・若者・高齢者・障害者など多くの方々の能力を最大限活かせる『全員参加の成長』を目指します」と記した。

女性は我が国で十分に活用されていない潜在力の最たるものであることから、女性の活躍を推進するための施策については、前記したところである。

本項では、主に若年者、シニア世代、障害者、刑務所出所者、外国人等の人材力を活用できる環境づくりについて記す。

まずは、日本国内において現在活用されていない人材の労働市場への流入を促すとともに、生産性を高めるための施策を推進し、ライフステージごとの生活スタイルに応じた多様な働き方を可能にする雇用環境を整備していくことが急務である。

外国人材の受け入れについては様々な議論があるところだが、人口減少が進行し、グローバルな競争が激化する中で、世界の人材が集まる国づくり、日本社会の「内なるグローバル化」を図っていくことは不可欠である。「異との融合」によるイノベーションを促し生産性を向上させるためにも、人口減少下において社会機能を維持するためにも、技術やノウハウを持つ海外の人材を惹きつけることが重要である。

このため、分野や業種を特定した上での外国人材の活用や、海外からの研究者・留学生の受入れの促進を図ることとした。外国人研究者等の受け入れについては、本章の中で「イノベーションを担う人材の育成」の項に記した。

（１）人材不足職種における人材確保と育成対策の総合的な推進

人材不足職種における「雇用管理改善」、「マッチング対策」、「人材育成」など、地域の創意工夫を活かした対策を含め、国・地方公共団体・産業界等の連携により、各種の人材確保・育成対策を総合的に推進できる体制を構築する。

●「ものづくり人材確保・育成集中プロジェクト」の推進

(雇用問題調査会)

製造業等の基幹産業で「技能継承」及び「中核人材の確保・養成」を緊急に進めることにより、日本の競争力の源泉であり、安定雇用の受け皿（就業者数約1,000万人）でもある中小企業等におけるものづくり分野の振興・再興を図ることができる。

具体的には、次の政策を推進する。

- ①ものづくり指導人材（マイスター等）の積極的な活用により、学生・生徒、教師、フリーター・ニート等に対し、広くものづくりの魅力発信を強化する。
- ②地域の企業等が業界ぐるみで実習や座学等を組み合わせて行う訓練への助成制度を創設する。
- ③熟練技能承継型の訓練等に取り組む事業主に対する助成を拡充する。
- ④ものづくり分野等における認定職業訓練の補助を拡充する。
- ⑤ポリテクセンター等と業界団体等との連携協定を推進する。
- ⑥地域の高度熟練技能ネットワークの維持・強化に資するよう、ものづくりの生産プロセスの改善力を強化する。
- ⑦産業・就業構造の変化に対応した「技能検定制度」の更なる普及・拡充を図るとともに、若者を重点とした積極的活用を促進する。

●建設業における女性や若者等の担い手確保対策

(国土交通部会)【再掲】

担い手不足の建設業において女性や若者の入職を促進することは、我が国の経済再生に資するものでもあることから、次の政策を推進する。

- ①適正な賃金水準確保、社会保険未加入対策、ダンピング対策を促進する。

- ②「女性技術者などを積極的に登用するモデル工事」の実施を含めた多様な入札契約制度を活用する。
- ③女性にとって働きやすい現場環境の整備、現場の省力化や重層下請構造改善等、官民挙げて「行動計画」を策定する。

●経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ拡大

(外交部会)

経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて、日本への入国者数は近年増加傾向にあるが、受入れ開始当初の水準を下回っている。
よって、次の政策を推進する。

- 看護師・介護福祉士候補者の受入れについて、「日本語能力の向上」、「国家試験合格に向けた支援」など、受入れ拡大に資する取組みを進める。

●矯正施設における人材不足職種に係る職業訓練の実施

(法務部会)

平成 24 年 7 月、犯罪対策閣僚会議において『再犯防止に向けた総合対策』が決定され、その中で「就労先確保の重要性」が掲げられている。

また、平成 25 年 12 月に閣議決定された『世界一安全な日本創造戦略』においても、「就労支援の推進」が示されており、就労先の確保及び職場への定着に係る方策を積極的に実施していく必要がある。

刑務所出所者が就労することにより、日本経済及び税収に貢献するだけでなく、職業訓練を受講した上で出所した者に比べ、未受講者は 5 年以内の再度入所率が約 2 倍に上ることから、職業訓練を充実することで刑事施設における収容コストの節減が見込まれる。

再犯防止対策、刑事施設収容コスト節減のみならず、人材不足分野における雇用ニーズに応えるために、次の政策を推進する。

- 矯正施設において、「人材不足分野のニーズに応じた技術及び能力が身に付く職業訓練」
等を行い、出所後の同分野への就労に結び付ける。

(2) 多様な人材が力を発揮できる環境づくり

●総合的かつ体系的な「若年者雇用対策」の推進

(雇用問題調査会)

少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が持続的な経済成長を目指す上での懸念材料となりつつある中、若者が能力を発揮し、我が国の経済成長の担い手として活躍することが必要である。

若年者雇用対策を総合的かつ体系的に推進する仕組みを確立し、強力に実施していくために、次の政策を推進する。

①若者雇用対策に取り組むに当たっての社会的基盤を整備する。

- ・若者の雇用・育成に関する基本的な考え方の構築
- ・若者雇用対策に責任をもって取り組む体制の整備

②学校教育段階における職業意識の醸成・確立を推進する。

- ・キャリア教育の実施体制の確立
- ・キャリア教育の内容の充実
- ・インターンシップの普及拡大
- ・中退者等への支援の強化

③就職活動段階での的確なマッチングを実現する。

- ・若者の誤解を招く求人条件表示への対策の強化等
- ・「若者応援企業宣言」事業の抜本的強化
- ・中小企業・小規模事業者とのマッチングの促進等
- ・安定的・多様な雇用機会の提供
- ・学校による主体的な就職支援体制の確立
- ・大卒者のインターネットを通じた就職活動についての検討

④若者の「使い捨て」を許さない社会に向けた取組みを強化する。

- ・監督指導・相談体制の充実等
- ・企業の雇用管理改善の取組の促進

⑤産業界のニーズに対応した人材を育成する。

- ・地域の人材ニーズを反映した教育・訓練の推進
- ・ものづくり分野における中核人材の確保・養成強化
- ・多様な訓練機会の充実と職業能力評価制度の活用促進

⑥フリーター・ニート等を減らすための取組みを実施する。

- ・フリーター等を減らすための取組み（わかものハローワーク等）
- ・ニートの早期の職業的自立支援の強化（地域若者サポートステーション）
- ・地域で若者のキャリア形成を支援する「地域若者支援員（仮称）」制度の創設
- ・「無期転換ルール」の周知等

●「生涯現役社会」の実現に向けたシニア世代の活躍促進

（雇用問題調査会）

定年退職などで地域社会に戻ってこられた意欲ある高齢者が、生涯現役で生き生きとその能力を発揮することによって、経済及び地域社会の活性化を図ることができる。

シニア世代が地域で活躍できる環境の整備を行うために、次の政策を推進する。

①「高年齢者雇用安定助成金」の要件緩和を行う。

- ・特に人材が必要な産業においては、高齢者の企業における活躍を促す助成措置である「高年齢者雇用安定助成金」の要件を緩和

②「シルバー人材センター」の活動範囲を拡大する。

- ・高齢者が家事支援や介護支援等の分野で活躍することができるよう、シルバー人材センターの活動範囲を拡大

③「生涯現役社会」の実現に向けた幅広い検討を行う。

- ・企業における定年後や継続雇用の終了後にも、高齢者が生き生きと働き続けることができる社会の実現に向けて、幅広い検討を実施

●刑務所出所者等の再チャレンジを支える協力雇用主に対する支援の拡充

（刑務所出所者等就労支援強化特命委員会）

刑務所出所者については、無職者の再犯率が有職者の再犯率の約4倍となっており、刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職である。

現在、全国で約11,000の「協力雇用主」が、前歴等の事情を知らながらも刑務所出所者等を雇用し、その再チャレンジを支えようとしている。しかし、その約8割が中小零細の事業主であり、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主はごく一部に止まる。

就労困難者（社会的弱者）の中でも、刑務所出所者等については、雇い入れる事業主側の負担や不安が特に大きいにもかかわらず、協力雇用主に対する国の支援は、民間の取り組みや高齢・障害者等を雇用する事業主に対する支援と比べると極めて不十分であり、協力雇用主の志に依存し過ぎている状況である。

※民間においては、刑務所出所者等を雇用し、その再チャレンジを支える協力雇用主に対する支援として、「職親プロジェクト」が始まり、世界でも初めての取り組みとして、海外のメディアも注目している。

再犯を激減させ、「世界一安全な日本」を創造するための基盤を構築することにより、安定的な経済成長を確実に実現するための社会的環境を整備することができる。

また、無職の刑務所出所者等の再犯により、刑事司法手続に係る費用だけで、少なくとも年間約80億円以上の社会的損失が見込まれ、更に、無職のまま生活保護受給者となり、社会保障費の増大を助長することが見込まれるが、就労支援を強化することによって、これらの国家経費を大幅に削減することができるだけでなく、無職者あるいは生活保護受給者の立場から納税者へと変えることができる。

更には、労働力不足分野における人材確保にも寄与できる。

そこで、次の通り、協力雇用主に対する強力な支援制度を新たに創設することを求める。

①「就労・職場定着奨励金支給制度」を創設する。

- ・被雇用者1人あたり1カ月8万円を6カ月間支給
- ・4000人×8万円×6カ月＝19億2000万円
- ・支給事務委託経費等を加算し、約20億円の予算額を希望

②「就労継続奨励金支給制度」を創設する。

- ・上記制度後も継続して雇用する場合、被雇用者1人あたり3カ月で12万円を2回にわたり支給
- ・4000人×12万円×2回＝9億6000万円
- ・支給事務委託経費等を加算し、約10億円の所要予算額のうち5億円を希望

③公共工事等の競争入札について、協力雇用主を優遇する制度を実施する。

●良質なテレワークの普及・活用

(テレワーク推進特命委員会、IT戦略特命委員会)【再掲】

テレワークは、ワーク・ライフ・バランスの実現、育児・介護中の仕事の継続、地方での雇用創出、業務効率化やビジネスの高付加価値化などによる生産性向上など、働く人と企業の双方にメリットのある働き方である。

また、定年退職等で地域に戻ってきたシニア世代、障害を持つ方にとっても、住居やその近隣において「生活スタイルに応じた多様な働き方」を可能にするものである。

良質なテレワークを広く日本に普及するため、次の政策を推進する。

①テレワークの普及・啓発を促進する。

- ・テレワーク従事者の実態把握
- ・テレワークの定義・分類・効果についての広報
- ・「テレワーク・デイ」「テレワーク・ウィーク」の創設
- ・企業の経営層等への普及・啓発
- ・省庁におけるテレワークの普及と民間や地方公共団体への波及

②企業等のテレワーク導入を支援する。

- ・テレワーク表彰制度の創設
- ・導入ノウハウを提供するセミナー・コンサルティングの実施
- ・テレワークモデルの実証や業界団体への支援
- ・特に中小企業・小規模事業者のテレワーク導入に係る助成金の拡充
- ・労働時間等設定改善指針の改正

③テレワーク導入に資するインフラを整備する。

- ・携帯電話や超高速ブロードバンドに係る設備の整備支援
- ・情報セキュリティ確保の支援
- ・Wi-Fi 利用環境の整備促進

④育児中の人や障害者等のテレワーク活用に向けた支援を行う。

- ・テレワークによる雇用が可能な企業とのマッチングの促進
- ・育児休業給付の支給にあたっての就労要件の見直し
(自民党からの要請により月10日以下⇒月80時間以下へと見直しの予定)
- ・「くるみん」認定基準におけるテレワークの位置づけの明確化の検討

- ・ 障害者の在宅就業に係る好事例の収集・普及

⑤適切な評価指標の設定と実態把握を行う。

- ・ 新たな評価指標（KPI）の設定・見直し
- ・ テレワーカーの生活実態等のきめ細かい把握

⑥テレワークセンターの整備を推進する。

- ・ 誰でも利用できる地方活性化に資する展開拠点（テレワークセンター）の実証や整備推進方策の検討

⑦自営型テレワークへの支援を行う。

- ・ 起業意欲のある女性等への低利融資・補助
- ・ クラウドソーシングなどのIT化についての支援

⑧雇用クラウドによる就労支援水準の向上を図る。

●後期中等・高等教育段階での職業教育の充実

（教育再生実行本部）

現在、高校においては普通科が約7割を占める中、将来における社会・職業への接続に対する明確な意欲が持てずにいる生徒もいる。

また、学術研究を諸活動の基盤とする大学においては、必ずしも職業につながる実践的な教育が十分に行われているとは言えない現状である。

よって、次の政策を推進する。

①後期中等教育段階と高等教育段階における職業教育を一層充実するよう、高等教育における職業実践的な教育のための新たな枠組みの整備も含め、我が国の学校制度における職業教育体系の確立やそれに対する支援方策などの検討を行う。

②大学等において、5年間で社会人受講者の倍増を目指し、「産業構造変化に対応した学び直し」の機会と必要な公財政支援を充実する。

●専修学校の生徒・学生への経済的支援のための補助制度等の創設

(教育再生実行本部)

専修学校、とりわけ、専修学校専門課程（質の高い専門学校）は、高等学校卒業者の進学先として大学に次ぎ約2割を占め、在籍する生徒数は約59万人を数える。

その卒業生は、大学と比べて地元就職する割合が高く、地域における職業人材養成の中核的な教育機関として、地域の活性化はもとより、日本の成長戦略に欠かせない役割を果たしている。

他方、専門学校生については、大学生等に対して実施されているような授業料等減免に係る国の支援は実施されていない。

よって、次の政策を推進する。

○日本学生支援機構による奨学金とあわせて、授業料減免措置を実施する。

- ・専修学校に通う家計が厳しい生徒・学生への経済的支援のための補助制度
- ・所要額：約1,000億円

3. イノベーションを担う人材の育成

●若手研究者・女性研究者に対する支援の充実

(文部科学部会)

我が国の「若手研究者」については、安定的な職を得るまでの間、任期付雇用を繰り返して、過度に流動性が高い傾向にあり、雇用が不安定である。

安定的な職を得た後には、教育・事務負担等が多く、研究業績を伸ばせないなどの事情から、セクター間の流動性が低い。

研究者のキャリアアップを目的とした国内外のセクター間の流動性を確保し、若手研究者が自らの研究活動に専念できる環境整備が課題である。

また、我が国の「女性研究者」の割合は、諸外国と比較して低い水準にある。特に、自然科学系分野の女性研究者、大学の学長・教授などの上位職に占める女性の割合が低い。

『第4期科学技術基本計画』に掲げられた女性研究者の採用割合に係る目標値（平成27年度までに自然科学系全体で30%）は未だ達成できておらず、取組みの効果は不十分である。

そして、我が国が持続的に発展していくためには、イノベーションを生み出す「理工系人材」の量的確保及び質の充実が重要であるが、理工系学部の学生数は減少している。

以上の現状を踏まえ、科学技術イノベーション推進を担う人材の育成・確保、活躍促進を図り、より多くの研究開発成果を創出していくためには、人的資源を最大限活用できる体制構築の一環として、特に、若手・女性研究者に関する施策の充実を図らなければならない。

また、理数分野において優れた素質を持つ子供たちを発掘して、その能力を伸ばすための取組みを強化するべきである。

よって、次の政策を推進する。

①若手研究者支援のための「コンソーシアム」を形成する。

- ・複数の大学・研究機関・企業等から成る「コンソーシアム」を形成し、海外の関係機関とも連携
- ・公正な審査を経た優秀な研究者に対し、「コンソーシアム」内に自らの研究活動に専念できるポストを用意し、少なくとも5年程度の雇用を保証
- ・年俸制、クロス・アポイントメント制、混合給与等の導入も検討
- ・「コンソーシアム」を中心に、研究者の流動性を促進（研究者に複数の研究現場やブ

プロジェクトを経験させる)

②女性研究者のワーク・ライフ・バランスに配慮した研究費のシステム改革を行う。

- ・ 出産・育児・介護等により、研究を中断せざるを得ない場合に、研究復帰・継続が可能となるようなシステム改革を推進（補助対象の拡大、期間の延長など）

③女性リーダーによる研究現場改革を実現する。

- ・ 女性プログラム・オフィサーを積極登用するプロジェクトを創設（研究現場におけるダイバーシティの実現し、優れた研究成果を生み出す目的）

④理数好きの子供の才能を伸長する。

- ・ 大学が高校生等を対象として国際的な科学技術人材を育成する取組みへの支援を充実
- ・ 「スーパーサイエンスハイスクール」の取組みを充実
- ・ 「科学の甲子園」「科学の甲子園ジュニア」「国際科学技術コンテスト」「サイエンス・インカレ」等の参加者増を図る

⑤理工系教育の充実と質の向上を図り、産業界と連携し、各大学の強みや特色を活かす取組みを推進する。

⑥高専において高度実践的技術者の育成を行う。

⑦大学・研究機関や学協会において、リスクコミュニケーションを職能として身につけた人材を育成する。

●トップクラスの外国人研究者の招聘促進

（文部科学部会）

科学技術イノベーションの鍵となる優れた人材の獲得競争が世界的に激しくなっている中で、我が国の大学や研究機関における高度な研究人材の受入れ体制は道半ばであり、トップクラスの「外国人研究者」の割合は諸外国と比べて低い。

よって、次の政策を推進する。

①『夢ビジョン 2020』の取組みのうち、「Research in Japan」キャンペーンを推進する。

- ・ 日本の先端科学技術の魅力やキャリアパスとしての魅力を世界に発信

②「顔が見える日本」として、我が国における国際的な頭脳循環を一層促進するための取組みを強化する。

- ・優秀な若手研究者の戦略的な招聘
- ・海外の高いポテンシャルを持つ研究グループと国内研究グループが研究ネットワークを構築
- ・国内外での国際イノベーション共同研究拠点の構築による国際研究ネットワークの強化

③「活躍できる日本」として、ソフト・ハード両面で魅力的な研究拠点を形成する。

- ・大学・研究開発法人等において、先導的なシステム改革を導入
- ・世界最高水準の研究内容・研究設備等を有する研究環境の整備
- ・新たな研究開発法人制度の創設による研究者の処遇改善等を推進

④外国人研究者に同行する配偶者の社会活動や子供の教育等、同行家族の生活に係るワンストップ型相談窓口の整備や医療機関の多言語対応化など、生活環境の整備を行う。

●優秀な外国人留学生の戦略的な受入れの促進

(文部科学部会)

イノベーションは「異との融合」によって創出されるものであり、外国人留学生の増加は、日本人学生の視野拡大や安定した外交環境の醸成にも資するものである。

我が国における外国人留学生数は13万5,519人（平成25年5月1日現在）であり、これを2020年までに30万人に倍増することを目指す。

しかし、外国人留学生の約7割は民間宿舎・アパート等に居住しており、日本留学の経済的負担が大きいこと、外国人留学生の日本における就職率は約2割であり、入口から出口までのキャリアパスが示されていないことなどの課題がある。

よって、次の政策を推進する。

①現地（外国）における優秀な留学生の獲得を図る。

- ・現地における情報収集や日本留学の魅力発信を図るための「留学コーディネータ配置事業」の拡充
- ・「日本留学フェア」の開催による日本の大学等の情報発信
- ・現地入学許可の積極的な実施

②奨学金や宿舍支援等の生活支援を充実させる。

③産業界や関係省庁と連携した就職支援を充実させる。

●博士課程教育の抜本的改革の推進

(文部科学部会)

諸外国が高度人材の育成を積極的に進める中で、我が国ではこれらの国と比較し、単位人口当たりの博士号取得者が少なく(人口100万人あたり、米国は223人、英国は271人、日本は131人：2008年)、産業界などで活躍する博士号取得者も少ない(米国は10%、日本は4%：2010年)。

専門分野の細分化が進んだ結果、これまでの博士課程教育は入学時点で研究室や研究テーマが決まるなど、狭い領域の中での教員個人の指導に依存しており、アカデミアにおける研究者養成の性格が強く、修了者の社会での活躍がなかなか進まない状況にあった。

イノベーションの創出には、高い技術力と倫理観、俯瞰力、独創的発想力、経営力などの複合的な力を備え、新たな付加価値を生み出していく人材の育成が必要である。

よって、次の政策を推進する。

○「博士課程教育リーディングプログラム」を推進する。

- ・国内外の第1級の教員・学生を結集し、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質が保証された学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援するプログラム

※平成26年度予算：185億円(1プログラムあたり約3億円)を計上

●初等中等教育における「授業革新」

(文部科学部会)

OECDは、これからの子供たちに必要な能力(キー・コンピテンシー)として、「知識や情報を活用する能力」「人間関係を構築する能力」「大局的に行動する能力」などを指摘している。

成長戦略の加速の鍵となる「イノベーション人材」や「グローバル人材」を育成するためには、初等中等教育において、自ら課題を発見し解決する力、コミュニケーション能力、

物事を多様な観点から考察する力（クリティカル・シンキング）、様々な情報を取捨選択する能力を身につけさせることが必要である。

よって、次の政策を推進する。

①従来の「知識偏重」の一斉授業を転換させ、「課題解決型・双方向授業」を全国展開する。

- ・ 児童生徒が、習得した知識・技能を活用して自ら考え、議論し、判断し、表現する探究的な授業
- ・ 個々の児童生徒に対応しカスタマイズ化された学習を実現する課題発見・解決型授業
- ・ 双方向授業

②主体的な学びや個に応じた指導に実現するために、教員の資質向上や指導体制の整備を行う。

4. グローバル人材の育成

●初等中等教育のグローバル化

(文部科学部会)

昨年の『日本再興戦略』を受けて、複数の新たな取組みが始まっている。

先ず、政府は平成 25 年 12 月に「英語教育改革実施計画」を発表し、小学校では英語教育を教科化し、中学では英語で英語を教え、高校英語を高度化し、高校卒業までに「話す」「聞く」を含めて、社会で役立つ「使える英語」を修得させることを方針とした。

平成 26 年 3 月には、将来のグローバル・リーダーを育成する「スーパーグローバルハイスクール (SGH)」を創設した。

今後は、国内外の若者を対象とする各種の研究大会で入賞者数が増加すること、将来の留学や国際的な舞台での活躍を希望する生徒が増加することなど、具体的な成果に繋がる取組みが必要である。

よって、次の政策を推進する。

①平成 30 年度からスタートする「英語教育改革実施計画」に向けて、必要な準備を進める。

- ・全国に先駆けて英語教育を強化する先進校での実践研究
- ・指導者の確保と資質向上
- ・生徒の英語力の把握・検証を推進

②「スーパーグローバルハイスクール」を一層充実する。

- ・スーパーグローバルハイスクールの高校生が、国内外の生徒とともに研究・発表を行い、課題探究力とコミュニケーションスキルを実践的に鍛える場を用意

●海外に在住する日本人児童生徒の教育環境整備

(文部科学部会)

企業の海外進出により、海外在住の日本人の子供が増加している（平成 3 年：5 万人⇒平成 25 年：7 万人）。

一方、在外教育施設への日本からの派遣教員数は減少しており（平成 18 年：1,334 人⇒

平成 26 年：1,048 人／退職教員の派遣を除く）、授業料も高額で保護者の経済負担が大きい（小中学校で年平均 50 万円）などの課題がある。

将来、在外教育施設の卒業生が「グローバル人材」として国内外で活躍すること、日本企業からの海外赴任をサポートすることは、日本の成長に資するものである。

よって、次の政策を推進する。

①在外教育施設における教育環境を整備する。

- ・派遣教員数の増加
- ・授業料の軽減

②帰国後の児童生徒の受入環境を整備する。

●「国際バカロレア（IB）」の推進

（文部科学部会）

昨年の『日本再興戦略』には、「2018 年までに日本の国際バカロレア認定校等を 200 校へ大幅に増加させる」という目標が掲げられている（平成 26 年 4 月現在 19 校）。

一方で、英語で「国際バカロレア（IB）」の教科を指導することが可能な教員の確保や、日本国内の大学入試における評価が課題となっている。

よって、次の政策を推進する。

①これまで原則英語で指導することが必要だった「国際バカロレア」のプログラムを、一部日本語でも実施可能とする「日本語ディプロマプログラム（DP）」を開発・導入し、日本人教員の活用を可能とする。

②英語で、数学や理科などの科目を指導可能な優秀な外国人指導者を発掘・招聘し、教員への登用を促進するため措置を検討する。

③国内大学入試における「国際バカロレア資格（IB資格）」の活用の促進に取り組む。

※国際バカロレア（IB）は、国際バカロレア機構（本部：ジュネーブ）が実施する国際的な教育プログラム。語学力のみならず課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力など、グローバル化に対応した素養・能力を育む上で適した教育プログラムとして、高く評価されている。

※ I Bには、生徒の発達段階・目的に応じたプログラムがある。中でも高校相当の課程である「ディプロマプログラム(DP)」を履修し、最終試験を経て所定の成績を収めることで、国際的に通用する大学入学資格である「国際バカロレア資格(I B資格)」を取得できる。

●「ESD(持続可能な開発のための教育)」の推進

(文部科学部会)

我が国が提唱して始まった「ESD(持続可能な開発のための教育)」は、「国際的視点からものごとを考える力」、「体系的な思考力」、「コミュニケーション能力」等を育むための教育である。

特に、本年11月に愛知県名古屋市及び岡山県岡山市で開催される「ESDに関するユネスコ世界会議」は、「国連持続可能な開発のための教育の10年(DES D)」の総括を行い、2015年以降の展望を議論する重要な会議であり、この会議の成功に向けた準備を進めるとともに、ESDを更に普及促進する必要がある。

よって、次の政策を推進する。

○我が国の学校等においてESDを更に普及促進し、「グローバル人材の育成に向けたESDの推進事業」を実施する。

- ・地域において、ユネスコスクール・教育委員会・大学等の関係者が連携
- ・海外のユネスコスクールとの交流を推進

●大学のグローバル化

(文部科学部会)

我が国社会の発展を牽引できるグローバル人材の育成が求められていることから、大学の徹底した国際化を推進し、我が国の高等教育や人材の国際通用性を高め、国際競争力を向上させることが必要である。

よって、次の政策を推進する。

①平成26年度からの新規事業である「スーパーグローバル大学等事業」において、世界トップレベルの教育研究を行うトップ大学や国際化を牽引する大学、学生のグローバル対応力育成のための体制強化に取り組む大学への重点支援を行う。

- ②日本にとって戦略的に重要な国・地域との、質の保証を伴った大学間交流形成を支援する「大学の世界展開力強化事業」を一層強化・推進する。

●「官民が協力する海外留学支援制度」の推進

(文部科学部会)

経済のグローバル化に伴い、海外現地生産を行う企業の割合は年々増加している。

一方で、我が国の海外留学の現状をみると、2004年の82,945人をピークに2011年には57,501人と減少傾向にある。

海外留学の主な阻害要因としては、留学費用等の経済的負担の問題以外に、就職活動の時期を逸する可能性があることなどが挙げられおり、これらの阻害要因を排除し、民間企業からのニーズを踏まえたグローバル人材を育成することが必要である。

よって、次の政策を推進する。

○「官民が協力する海外留学支援制度」を推進する。

- ・ 選抜、留学前の事前研修、留学後の事後研修等を、官民が協力して実施
- ・ 民間企業が海外留学を積極的に推進していることを示し、学生の海外留学に対するインセンティブの向上、海外留学目的の明確化、企業が求める資質・能力の育成（雇用のミスマッチの解消）を図る

●国際機関における日本人職員の増強

(外交部会)

『日本再興戦略』が掲げる「グローバル化等に対応する人材力の強化」に取り組むにあたっては、国際競争力を持った人材が活躍する場を具体的に示すことも重要である。

国際機関はそうしたグローバル人材が活躍するに適した職場の一つであり、我が国の外交力の強化やビジネスチャンスの拡大、人的国際貢献の推進の観点からも、国際機関における日本人職員の増強が必要である。

しかし、国際機関に勤務する日本人職員数は、例えば、国連事務局においては、同事務局が毎年発表している望ましい職員数を大きく下回っている状況にある。

国際機関の職員採用については、世界各国の優秀な人材との競争となることから、政府による包括的な支援が必要である。

よって、次の政策を推進する。

- ①学生等に対して、国際機関のポストに関する広報を充実する。

- ②国際機関の採用選考を突破するにあたっては、勤務経験の有無が決定的な要素となることから、政府の経費負担で若手日本人を国際機関に勤務させ、経験を積ませる「JPO派遣制度」を強化する。

※国連関係機関の専門職以上の日本人職員 764 名（平成 25 年 1 月現在）のうち、JPO派遣経験者は 330 名（43.2%）

- ③国際機関に対する採用の働きかけを行う。

5. 地域経済を担う人材の育成

●地域産業を担う実践的人材の育成

(文部科学部会)

OECD及び文部科学省の調査では、実践的な職業教育等を行う非大学型高等教育機関への入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均の約4割に対し、日本は18.9%と十分ではない。

地域の産業界と学校が連携し、地域産業を担う高度な人材の育成を進めることが必要である。

よって、次の政策を推進する。

- ①成長分野等において、各地域の専門学校・大学等と産業界等が連携し、「地域の人材ニーズに対応したオーダーメイド型の教育プログラム」の開発・実証等を通じて、地域産業を担う中核的専門人材の養成を推進する。
- ②地域産業を担う高度な人材育成のために、長期の現場実習等を行う「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」を拡充する（平成26年度：新規10校）。

●地域企業等と連携したキャリア教育の推進

(文部科学部会)

自由民主党は、『J-ファイル2013』に、「全ての小・中・高等学校における最低3日間の職場体験（農業体験、ボランティア活動等を含む）の必修化の実現に努める」と記した。

全ての児童生徒が学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようにするとともに、将来の自立を支援するために、小・中・高校を通じた職場体験活動やインターンシップなどを含むキャリア教育を支援する仕組みを各地域において構築する必要がある。

また、大学等が地域でインターンシップを推進する際に、「受入企業の開拓の不足」、「インターンシップ先に中小企業を希望する学生が比較的少ない」等の課題が指摘されている。地域産業の担い手確保の観点からも、次の政策を推進する。

- ①高等教育機関に進学する者も含め、社会的・職業的に自立するとともに、地域を支え

る人材を育成することを目指し、小学校から高等学校まで一貫したキャリア教育を推進する。

- ・「地域キャリア教育支援協議会設置促進事業」
- ・高校におけるインターンシップコーディネーターの配置

②地域でインターンシップ等を推進する組織・団体等と連携の下、各大学グループのインターンシップの取組みの拡大を支援することを通じ、中小企業をはじめとした地域全体へのインターンシップ等を普及・定着を図る。

- ・「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」

●「起業家誘致・人材サイクル事業」の推進

(総務部会)

地域では起業化のための人材が不足する一方で、大都市圏の企業ではマネジメント人材の流動化を推進する動きが高まっており、大都市圏の企業人材と地域企業のマッチングの仕組みを構築する必要がある。

よって、「地域の元気創造プラン」における次の政策を推進する。

○大都市圏の勤務経験が豊富な人材を、一定期間、地域企業等に派遣し、地域資源を活かした事業の立ち上げや運営を支援する。

6. 基礎的な教育環境の整備

●幼児教育無償化の実現

(教育再生実行本部)

我が国が将来にわたり持続的に発展していくためには、将来を担う人材の育成が重要であるが、とりわけ幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である。

近年、諸外国においては、質の高い幼児教育が、その後における成績の向上や進学率の上昇、所得の増大、犯罪率の減少をもたらすなど、教育的・社会経済的効果を有するとの実証的な研究成果もでており、全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育無償化に取り組むことは、世界の趨勢となっている。

また、幼児期は一般に親の年齢が若く、収入も少ないことから、子育て家庭にとって、幼児の教育・保育に係る費用は過重な負担となっており、教育費の負担軽減は少子化対策上の施策としても最も要望が高いものとなっている。

よって、次の政策を推進する。

○全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、3歳～5歳児について幼児教育無償化の実現を図る。

●奨学金制度の拡充

(教育再生実行本部)

近年、授業料が上昇しており、授業料減免や奨学金等による支援を受ける学生等が増加している。

大学生等に対する奨学金については年々充実が図られており、特に平成26年度予算では無利子奨学金が大幅に拡充された。

しかしながら、意欲と能力のある学生等であって、奨学金の貸与基準を満たしながらも貸与できていない学生が存在する。

教育の機会均等、人材育成、少子化対策の観点から、次の政策を推進する。

○奨学金制度については、「有利子から無利子、無利子から給付型へ」の方向で、一層の充実を図る。

●学力等に課題がある地域・学校に対する重点的支援等

(文部科学部会)

地域を支え活力をもたらす基礎となる質の高い人材を育成することが、持続的な地域社会構築の大前提である。

よって、次の政策を推進する。

- ①学力等に課題がある地域・学校に対し、国が重点的な支援を実施する。
- ②学力や学校運営の改善のノウハウを蓄積し、改善モデルを構築するとともに、そのモデルを全国に展開することにより、学校力を向上させる。
- ③「学校・地域の協働モデル」を構築し、地域・ひと・学校づくりを一体的・循環的に展開する仕組みづくりを普及する。

●「教師インターン制度」の導入

(教育再生実行本部)

適性ある優れた教員が確保され、初等中等教育の充実を実現するために、次の政策を推進する。

- 新任の教師を十分な指導・評価体制の下で育成し、厳格に教師としての適性を判断できるシステム「教師インターン制度」を導入する。
 - ・大学卒業後、准免許を付与し、インターンを経て、採用側と本人が適性を判断し、インターン終了後、認定の上、本免許を付与して正式採用
 - ・初任者研修を抜本的に見直し、公立小・中学校等において、新任教師は担任を持たず、1年間にわたり、主幹教諭・指導教諭等の指導の下で通常の教科指導だけではなく特別支援教育等の実践的な指導力を身につけるとともに、他校種や民間企業の業務を体験する様々な研修に集中・専念できる仕組みを、定数措置を含め整備